
第15回（昭和63年度）

資生堂児童福祉海外研修団報告書

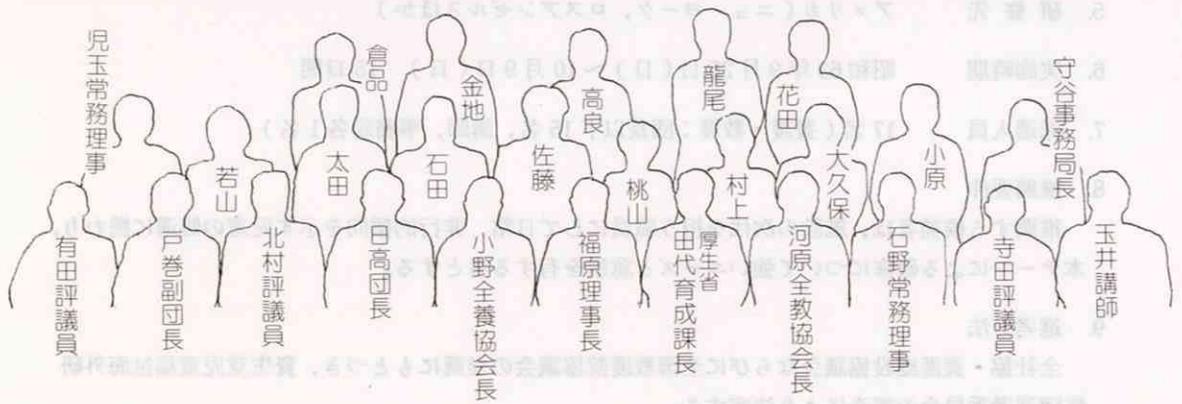
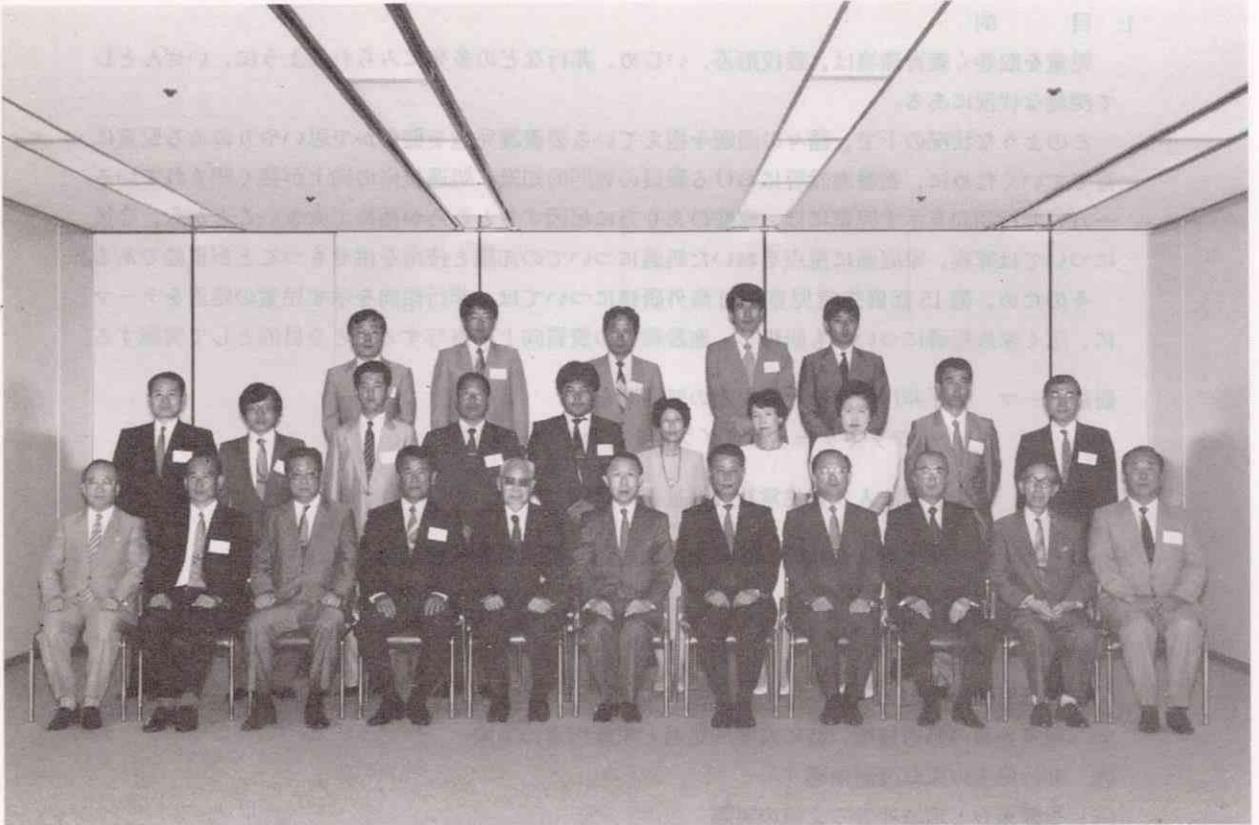
《アメリカ ニューヨーク州、カリフォルニア州ほか》

社会福祉
法人 全国社会福祉協議会
養護施設協議会
全国教護院協議会

目 次

結団式記念写真	1
研 修 要 綱	2
研 修 先 一 覧	3
あ い さ つ 全養協 小野会長	4
あ い さ つ 全教協 河原会長	5
団 長 報 告「アメリカ研修をふりかえる」 日 高 団 長	6
講 師 報 告 玉 井 講 師	8
事 務 局 報 告 守 谷 事 務 局 長	11
第 I 部 研 修 報 告	13
第一章 アメリカの施設処遇の実践を通しての日本での模索	15
メンバー感想	27
第二章 アメリカにおけるファミリー・プログラムのあり方	33
テーマⅠ 連邦政府、厚生省・人間開発局の政策について	33
テーマⅡ 児童福祉施設における家庭機能の生かし方	40
テーマⅢ ファミリー・ケースワークの実際	46
メンバー感想	53
第三章 家庭復帰指導とネットワーク	61
メンバー感想	82
第 II 部 施 設 紹 介	89
The New England Home for Little Wanderers	91
Concord-Assabet Adolescent Services, Inc.	92
Cardinal Mc Closkey Children and Family Services	93
Vista Del Mar Child-Care Service	95
Children's Home Society of Washington	97
第 III 部 資 料	99
ニューヨーク州 ADOPTING (養子受け入れ)のマニュアル	101
訪問先より入手した主な参考資料一覧	112
団 員 名 簿	115
編 集 後 記	116

昭和63年度 資生堂児童福祉海外研修団 結団式 昭和63年8月9日



第15回（昭和63年度）資生堂児童福祉海外研修要綱

1. 目 的

児童を取巻く養育環境は、登校拒否、いじめ、非行などの多発にみられるように、いぜんとして深刻な状況にある。

このような状況の下で、種々の問題を抱えている要養護児童を健やかで思いやりのある児童に育てていくために、養護施設等における職員の専門的知識、処遇技術の向上が強く望まれている。一方、非行傾向を示す児童には、家庭のあり方に起因するところが極めて大きいことから、今後については家族、家庭面に視点をおいた処遇についての知識と技術を併せもつことが重要である。

そのため、第15回資生堂児童福祉海外研修については、非行傾向を示す児童の処遇をテーマに、広く家族指導についても研修し、施設職員の資質向上に寄与することを目的として実施する。

研修テーマ 「非行傾向を示す児童の処遇問題」
～ ファミリー・プログラムを含めて ～

2. 主 催 財団法人 資生堂社会福祉事業財団

3. 後 援 厚生省、全社協・養護施設協議会、全国教護院協議会

4. 研 修 内 容

アメリカにおける

- ① 非行児童の問題と対策
- ② 児童養護の処遇技術、特に家庭的処遇と家族指導の実際
- ③ 非行児童の家庭復帰指導
- ④ 養護施設と地域社会の交流の実際

5. 研 修 先 アメリカ（ニューヨーク、ロスアンゼルスほか）

6. 実施時期 昭和63年9月25日（日）～10月9日（日） 15日間

7. 派遣人員 17名（養護・教護：団長以下15名、講師、事務局各1名）

8. 推薦要件

推薦する候補者は、施設の次代を担う職員にして日常、非行的傾向を示す児童の処遇に携わり、本テーマによる研修について強いニーズと意欲を有する者とする。

9. 選考方法

全社協・養護施設協議会ならびに全国教護院協議会の推薦にもとづき、資生堂児童福祉海外研修団選考委員会の審査により決定する。

10. 研修の報告、発表の義務

- ① 研修団としての報告書を所定の期日までに主催者に提出する。
- ② それぞれの協議会の主催する研修会などにおいて研修結果を報告する。

第 15 回資生堂児童福祉海外研修団研修先一覧

	月 日	時間	研 修 先	研 修 内 容
ワシントンDC	9月26日 (月)	P M	Department of Human Development Services (連邦政府・厚生省) Department of Justice (連邦政府・法務省)	○アメリカの児童福祉行政の概要 ○アメリカの児童・家庭の実情 ○アメリカの非行青少年の現状と対策
マサチューセッツ州	9月28日 (水)	A M P M	The New England Home for Little Wanderers (居住・通院型施設及びグループホーム)	○活動方針, 活動概要 ○施設見学(グループホームを含む), 昼食時食堂にて児童と交換交流
	9月29日 (木)	A M P M	Concord-Assabet Adolescent Services, Inc. (思春期少女の居住型施設及びグループホーム)	○施設見学, 活動方針, 活動概要 ○家族指導プログラムについて ○社会復帰総合プログラムについて
ニューヨーク州	9月30日 (金)	A M P M	Parsons/Sage Fall Institute (児童福祉専門職員向け秋季シンポジウム)	○第9回シンポジウム(課題: Model of Resiliency)に参加, 4テーマにつき聴講 ○施設 Parsons Child and Family Centerにより, 児童養護処遇についての質疑応答
	10月3日 (月)	A M	Cardinal McCloskey Children and Family Services (居住・通院型養護保育施設及びグループホーム)	○活動方針, 活動概要, 代表児童達の歓迎遊戯 ○グループホーム, 緊急一時保護施設見学 ○親子問題プログラムについて ○里親指導プログラムについて
カリフォルニア州	10月4日 (火)	A M	County of Los Angeles Department of Children's Services (ロスアンゼルス郡・児童局)	○ロスアンゼルス郡の児童福祉行政の概要 ○カリフォルニア州の児童問題の現状と対策 ○当児童局設置の背景と州政府との関係
	10月5日 (水)	A M P M	Vista Del Mar Child-Care Service (総合養護施設)	○活動方針, 活動概要, 施設見学 ○措置児童会議見学 ○入寮児処遇プログラムについて ○退所後のフォローアップについて
ワシントン州	10月7日 (金)	A M P M	Children's Home Society of Washington (居住型養護施設及び母子寮)	○活動方針, 活動概要, 施設見学 ○母親相談員との質疑応答 ○10代母子の処遇対策について

あ い さ つ

内 容	日 時	場 所
<p>社会福祉法人 全国社会福祉協議会 養護施設協議会 会長 小野倉 蔵</p> <p>日本の社会構造は、落ち着きなく変わってきたように思います。このような状況のなかで子どもたちは健康に成長したでありましょうか。害毒な社会環境に自分たちの世界は破壊され、最も大切な家庭生活まで取り上げられ、余儀なく施設生活をする結果となっています。</p> <p>施設で生活する子どもたちは、同じ境遇の仲間たちとともに泣き、笑い楽しみながら、考えもしなかった体験をして成長しています。この理由がなんであろうと、子ども達は容易に受け入れることはでないでありましょう。</p> <p>資生堂社会福祉事業財団は、このような実態を理解され、これらの子ども達に適切な援助の対応を図る意図をもって、養護施設等に格別なご配慮を頂き、職員の研究に多大なご尽力をいただき、15回を重ねる児童福祉海外研修は、施設職員に大きな収穫を得させている実態を知るところであります。</p> <p>この報告書は、団員がアメリカの児童養護の現状を見聞し、多くのことを学び得た内容の収録であり、日本におけるこれからの児童養護に、大きな示唆を与えてくれることと思います。この報告書が団員のみならず、児童養護にたずさわる方々に広く活用していただければ幸いに思います。</p> <p>最後になりましたが、本研修会の主催者としてすべてにご尽力いただきました資生堂社会福祉事業財団にあらためて心から感謝を申し上げます。また、講師の厚生省児童家庭局母子衛生課課長補佐玉井弘之氏、ならびにご後援いただきました厚生省のご指導に深く感謝申し上げます。</p> <p>なお、本報告書は同財団の全面的なご援助で作成されましたことを申し添え、重ねて感謝の心を捧げます。</p>	<p>10月5日 10月6日 10月7日</p> <p>10月5日 10月6日 10月7日</p> <p>10月5日 10月6日 10月7日</p>	<p>Am. Children's Home Society of Washing- ton</p> <p>Vista Del Mar Child-Care Service (養護施設協議会)</p> <p>Am. Children's Home Society of Washing- ton</p>

あいさつ

全国教護院協議会

会長 河原 幸 雄

今回も、財団法人 資生堂社会福祉事業財団のご理解を得まして、資生堂児童福祉海外研修事業に、私ども教護院の職員も参加させていただき、全国教護院協議会といたしまして心から感謝申し上げます。

今回の海外研修は、アメリカ合衆国の各地を訪問し、「非行傾向を示す児童の処遇問題」をテーマとして、広く家族指導についても研修してくるというものでした。

「児童問題は家族問題である。」といわれています。今後の児童福祉施設には、崩壊した家庭の児童を保護育成するというだけに止まらず、家族問題を十分理解し、関係機関とも連携をとりながら、家族にアプローチしていくという積極的な姿勢が求められています。

このような時期に、明日の施設を担う人材が上述の研修テーマの下に、児童福祉の現状を見聞し、考察し得たことは、本人にとってこの上ない喜びであるだけではなく、日常の児童処遇の中に、生かされ、新しさを加えるものと信じます。

また、この報告書には、各団員が真剣に研修に参加して得た貴重な体験と所見とが収録されています。その中には、アメリカとの国情や文化などの相違もあって、我国にストレートには導入できないものもあるかも知れませんが、今後の教護活動におけるハード面、あるいはソフト面の発展に寄与する多くの報告が含まれていると思います。今、教護院が立っている足許を見つめ直し、この報告書が示唆するものをどのように生かすかは、まさに私たちに与えられた課題です。

ところで、海外研修の成否は、国内での事前の研修や、本人の調査・学習のいかんにかかっております。主催者である資生堂社会福祉事業財団の皆様方には、懇切な事前研修に始まり、帰国した後までも、大変、お世話になりましたことに対し、あらためて深く感謝する次第です。

本事業を後援され、講師を派遣なさいました厚生省のご指導に、厚く御礼申し上げます。日高園長はじめ養護施設職員の皆様には、いろいろとお世話になり、ありがとうございました。

団 長 報 告

「アメリカ研修をふりかえる」

全国児童福祉会

監 事 高 橋 幸 宏

宮崎県 さくら学園長

団 長 日 高 幸 宏

いま、わが国では、非行傾向を示す児童の増加と、その処遇が大きな問題となっている。児童福祉の先進国アメリカにおいては、どのような傾向にあるか、どのような処遇がなされているかを研修テーマとし、さらに、日本の将来の児童施設のあるべき姿の指針となるような研修にと位置づけをし、

昭和63年度、第15回資生堂海外研修団は、全国の養護施設、教護施設から審査をパスした精鋭13名、厚生省玉井課長補佐を講師に、資生堂守谷事務局長、副団長として戸巻先生、そして明治航空の柴田添乗員の総勢18名が、アメリカ各地の行政2ヶ所、6施設の研修の旅をして来たのである。

研修内容については、団員諸氏が、くわしく報告されるので、そちらにお願いするとして、私なりに見聞した事を述べてみたい。

先ず、児童施設を経営する本部（法人）組織が充実している事で、目をみはるばかりである。本部が児童相談所の機能を持ち、ある面では行政の分野を分担してもっているようである。全て専門職員によって、職務分担がなされ治療・教育がなされており、職員数も大変多く、日本の児童施設とは比較にならない。

経費については、政府、州等からの補助金だけでは不足し、本部に、広報、資金担当専門職員を置き、企業からの大口寄附、ダイレクトメールによる寄附金集めなど、年間1千万円前後の寄附金を集めるという。国民性の違いをつくづく感じた次第である。ただ、日本人にも理解できる事が一つあった。

広報、資金担当職員が、どの施設でも美しい女性だったので質問したところ、その方が寄附金がよく集まるとの答えに、団員一同大納得であった。

どの施設での研修をふりかえて見ても、その運営は専門的、合理的運営がなされ、参考になる事が多くあった。

児童処遇については、私達が内容を良く知らない為か、大雑把に感じ、わが国の施設職員の児童に対するきめの細かさ、その思いやりなど、すばらしい処遇に思え誇らしく感じた。

私は、15日間の研修の中、団員諸氏の優秀さにほんとうに驚いた。何かをつかみとろうとする意欲、日本の代表であるという自覚と行動、旺盛なる好奇心、冷静な比判力、そして、期間中る通し休日は1日だけという日程の中で、疲労と緊張にめげず、常に明るく余裕をもって、

チームワークを作っていた体力。一緒に行動できたことをほんとうに幸運だったと思える。

又、ニューヨーク州都アルバニーのパーソンズセンターのシンポジウム終了後、所長宅でのパーティーに招待され、お土産の花嫁姿の博多人形を贈ったところ、所長の御子息が近日中に結婚されるとの事で、その喜びようは大変なものだった。帰りにパーティーのお礼をしようと、「今日の日は、さようなら」の大合唱、心に残る1日であった。

ワシントン特別区、マサチューセッツ、ニューヨーク、カリフォルニア、ワシントンの4州、飛行距離2万8,000 km、バス旅行500 km、朝5時～6時起床、ホテルに帰るのは7時前後、ミーティング等で睡眠5時間位の強行日程の連続であった。

よって、失敗もあった。日本に電話したが、不通、しかし料金だけは\$30しっかりとられ、がっかり。かく言う私も、ドアロックされ、部屋しめ出し事件。

しかし15日の研修期間で、広大なアメリカの広範囲の児童福祉の現況を見聞できたのは、この日程のおかげであると、今は感謝の気持で一杯である。

団長たる私の、浅学なるがゆえに、団員の皆様に大変ご迷惑をかけた。せいぜい挨拶ぐらいしか通用しない英語では、当たり前とは言えようが、この研修が成功のうちに終了できたのは、副団長の戸巻先生、玉井講師、守谷事務局長、それに柴田添乗員、現地での対話をスムーズに進めていただいた大谷通訳のかたがたの、適切な助言があったればこそと思う。

最後に、従来の日本の児童福祉を背負っていく団員諸氏に、アメリカ研修のチャンスを与えていただいた、厚生省育成課、資生堂社会福祉事業財団、全養協、全教協の皆様、心よりお礼を申しあげると共に、この研修事業がますます発展していくようお祈りする次第である。

講 師 報 告

厚生省児童家庭局母子衛生課課長補佐

講師 玉井 弘之

1. 事 前 研 修

昭和63年8月9日、東京は気温が30度を超える暑い1日で、午後の結団式には、全国各地から推せんを受けた団員15名が施設でのキャンプ、海水浴など夏の行事のため、顔を真黒にして集った。

結団式を終えたのち、明治学院大学松原康雄氏からアメリカの児童福祉制度とその実態が最新の情報に基づき講義された。

翌10日は、来日中の米国公的福祉協会 多々良紀夫氏からアメリカにおける児童問題の現況について、児童福祉行政の取組み、また、ご自分が米国に滞在中の豊富な経験等懇切な講義があった。午後、団員による研修内容を検討、訪問施設の研修のポイントを一応取りまとめ1日の研修を終えた。

最終日、朝から激しい雨の中、講義は、至誠学園長 高橋利一氏が日本における施設のファミリープログラムについて、団員が普段身近に感じている問題点を具体的に解説され、アメリカにおける研修の基礎ともなるものであった。

2. 海 外 研 修

今回の研修は、アメリカにおける「非行傾向を示す児童の処遇問題」をテーマとし、連邦政府(DHHS)、ロスアンゼルス郡当局及び児童福祉施設等を視察し、また、関係者の意見を聴した。

(1) 連邦政府(DHHS・厚生省)

研修初日、我々は、DHHSを訪ねスタンレイ・N・ベンデット氏(国際関係特別補佐官)を司会に、児童福祉専門官、養子縁組を担当する専門官、あるいは法務省から非行問題について、連邦政府レベルでの現況について説明を受けた。

1980年、レーガン政権が発足して以来の要保護児童対策についてみると、「家庭」に対する再認識と家庭支援対策の強化等「家庭」を基本として問題家庭に対する施策や、個人、地域社会による支援を強調した施策が実施されている。

連邦政府における社会福祉関係施策の基本法(社会保障法・1935年制定、1974年修正第20号)は、この哲学に添った形で運用されており、各種給付、人的サービス等のプログラム

の執行にあたり、連邦政府は応分の財政を負担し、各州では多くのプログラムの中からいくつかを選択し実施している。

しかし、レーガン政権はこの8年間、経済不況等から連邦政府予算の支出抑制等財政再建策を打ち出し、州、郡(市)に対し、一層の権限の委譲や財政負担の拡大を求めた対策となっている。

児童福祉対策の実施主体は、各州なり郡(市)単位であるが、これを民間の福祉機関、ボランティア活動に委託するといった方策もとられており、児童福祉施設を訪ねたとき、運営に必要な財源確保については、公的資金、共同募金等からの配分のほか、地域に寄付を求める資金調達活動が盛んに行われており、施設を紹介するビデオ、パンフレット、小冊子、メタル等々を手にした財政担当者の懸命な努力がうかがわれた。

(2) ロスアンゼルス郡児童局

ロスアンゼルス郡では、1984年児童問題に対する市民の懸念が児童局を設けた。

これは、1980年連邦政府が打ち出した「児童を家庭から出さなければならない事態」を防止するとした意向にも添うもので、アメリカ広しといえども、こうした児童専門部局があるのは、他にコネチカット州だけである。

カリフォルニア州では、児童が放置されたり、身体的虐待等危険な状態にあればいつでも緊急措置が可能である。

この児童局には、3,700人の職員が所属し、そのうち1,200人はスーパーバイザーであり、45,000人の子どもとその家族を対象にしている。

児童局では、崩壊家庭を調査・判定し、当該児童及び家族を在宅のまま指導することに始まり、養子縁組、里親委託、あるいはグループホームへの入所措置等が行われている。

また、こうした児童福祉活動には、必ずといってよいほどボランティア活動が活発に行われ、ソーシャルワーカー等民間有資格専門家も参加している。

これら活動に要する資金は、公益会社を組織し確保されているが、資金を募る担当者の苦勞も多いようである。

児童局の予算約480億円は、里親プログラムに約3分の1が支出されるほか、施設の運営費、事務費に支出されている。

なお、この財源は、連邦政府が82%を負担し、郡政府では残り18%を不動産税等税収入で負担している。

以上、連邦政府、カリフォルニア州及び訪問した施設における総括的な報告とさせていただき、詳細については、団員から頁を改めて記されておりますが、現在のアメリカにおける児童福祉問題は「子どもは家庭において家族とともに暮らすことが最良であり、引き離すことは原則として許

されるものでない。」ことを基本方針として、家庭・家族対策、里親・養子制度等が展開され、また、施設も小型化し、地域それぞれにおいて、グループホームのように小単位（小舎制）による運営など、できるだけ家庭的な処遇を目指し、施設としてもスタッフの努力がうかがえた。

しかし、児童の養育環境は、離婚、失業、貧困、遺棄、放任、麻薬、アルコール中毒、10代の妊娠、エイズ、問題児の高齢化等々崩壊家庭における問題が、青少年の非行傾向の原因をもつくり、児童の保護、家庭機能の回復はもとより、教育あるいは保健問題など多くの問題を抱えることとなり、強大な力を持つアメリカにとって、これら児童を取り巻く様々な問題は、今しばらくは、アキレス腱的な存在であろう。

今回のアメリカ研修は、ごく限られた範囲であったため、全ての事情についての十分な報告とはならないが、研修の機会に恵まれた団員は、今後、それぞれの施設や地域において活躍される

とき、参考となる多くの糧を得ることができたと思われる。

（以下省略）

事務局報告

財団法人 資生堂社会福祉事業財団

事務局長 守谷光司

燃えるような紅葉に彩られた北米ニューイングランドの秋は、世界でも有数の景観といわれる。総勢 17 名の海外研修団の施設見学はこの美しい景色を背景とする養護施設から始まった。訪問した施設 5 ケ所、連邦政府と西海岸のロスアンゼルス郡政府のそれぞれ福祉行政部門、児童福祉シンポジウムへの参加と 2 週間をフルに使い切った。

今回の第 15 回児童福祉海外研修は、前年度と同じテーマ「非行傾向を示す児童の処遇問題」が示す通り、このシリーズ第 2 弾であり、その内容からも、団員構成は、養護施設と教護院からの中堅職員の混成チームを組織した。

しかし、「ファミリー・プログラムを含む」を副題として加え、児童福祉問題に取り組む上で古くして新しい家族・家庭に視点を置いて一步踏み込んだ研修を目指したのである。

連邦政府と地方官庁から行政面の考え方と機能上の違いを学び、一方、広い米国の東と西の地域文化の影響を念頭においての施設見学も新しい試みといえよう。こうして訪問した限りでは、いずれの施設も家族問題についての相談指導を用意し、一方でグループホームなどにより家庭生活の環境を提供出来る人材と設備を整えて、且つその上に特長あるプログラムを盛り込もうとする努力がうかがえた。それは、アメリカという自由競争社会における各施設にとって避けられない資金調達への努力との二重映しに見えたのである。これからの非行傾向児対策を考える時、施設の果たす役割は、彼等に生活の場を与えるだけでなく、児童個々人の背景にある家庭環境、家族構成などの持つ問題への対処にあることが大きくクローズアップされている現状を痛感した。

3 名の女性団員が加わったことも異彩であったし、訪問先各施設の迎接担当レディの笑顔も印象深い。全日程を通してすばらしい通訳を勤めていただいた大谷女史、いずれも研修国の雰囲気明るく盛り上げ、強行日程も心なごやかに消化することが出来た大きな要因として心から感謝申し上げたい。

この度の海外研修の実施に当っては、厚生省、全養協、全教協のご指導と共に、統率力抜群の日高団長、団の中核としてご活躍の戸巻副団長、福祉政策通の講師である厚生省玉井課長補佐、更に研修プランニングと接渉を一手にお引き受けいただいた全米公的福祉協会の多々良博士のご尽力に厚くお礼を申し上げる次第である。

第 I 部
研 修 報 告

第一章 アメリカの施設処遇の実践を通しての日本での模索

アメリカの施設処遇の根幹にあるのは、児童の問題を直接処遇職員、ソーシャル・ワーカー、学校の先生、ファミリー・セラピスト、精神科医、心理学者等の専門家のチームワークによって指導し、教育し、治療し、家庭調整を行って、一日も早く児童の家庭復帰と一般の学校への復学ができることを目標に掲げ実践されている。日本では、家庭復帰の為のプログラムを掲げてはいるが、まだまだ、家庭指導、親指導までの実践ができていないのが現状である。これは、色々な制度上の違いからくるものと考えられるが、特に措置権の違いが大きいのではないかと考えられる。即ち、日本の場合、措置権は児童相談所にある訳だが、アメリカの場合は、家庭裁判所にある。それでは、アメリカの場合は何故家庭裁判所なのかという点、各州によって独自の児童虐待防止法を制定し、虐待の疑いがある場合には、医師、保険担当者、警察官、検察官、判事等司法関係者、ソーシャル・ワーカー、教師、児童ケア・ワーカー等多くの職業従事者に報告義務が課せられている。また、家庭裁判所は、施設に措置する前に、コミュニティ・ベースで問題の解決が図れないかどうか、子どもとその家族に対して、カウンセリングを行う。その結果として施設入所するという経過である。そして、もう一言アメリカについて語るとすると、収容期間は日本と比較すると短期収容型である。ここにも、アメリカと日本の違いを見いだすことができる。と言うのは、アメリカでは、希薄になり、崩壊している「家庭」の再構築に対するアプローチを最後まで行い、その結果として施設が存在している訳である。その点、日本においては、施設入所すると、高校を卒業して、その後のアフターケアを行うのが最善だと考えている向きがある。その点でも大きな違いを見いだすことができる。

以上の観点を整理する意味で「家庭」についてのとらえかたについて、アメリカと日本について比較してみることにする。また、次に「家庭」との関係を語っていくうえで、アメリカの場合、退所してからのアフターケアがしっかりしているのもそのことについて述べ、施設の存在観を自己アピールする場としての地域活動について述べていくことにする。

1. 家庭について

(1) 施設入所までの経過

日本では、児童相談所を通して施設入所となるが、アメリカでは、家庭裁判所から措置されてくる。家庭裁判所は、施設に措置する前にまず、コミュニティ・ベースで問題の解決が図れないかどうかその子とその家族に対して、カウンセリングを行う。そして、その結果に

よって収容施設に措置するという方法がとられている。入所期間としては、各施設によって多少の違いがあるが、日本と比べて短期間収容である。児童を取り巻く環境を評価し、将来計画を立てて措置期間を短くすることが主眼で、受理面接を行い、3カ月以内に家庭復帰か養子縁組かの計画を立て、6カ月毎にその計画の進捗状況をチェックする。

措置期間は18カ月とされている施設が多い。また、マサセッチュ州の法律は、入所期間は18カ月を超えないことが定まっており、延長しなくてはならない場合でも公的な措置費は打ち切られる。

(2) 家庭にアプローチするプログラム

アメリカ社会で、十代の非行問題児童が年々増えていることで、まず、防止策をどのように考えているのか、各施設見学をした職員に質問を投げ掛けてみたところ、「Family is important for children」と言う答えがかえってきた。家庭の大切さを重視し「親の参加がなければ児童の問題解決は程遠い」と言う意を含め家庭ケアや親の教育を含めてのプログラムを組んでの処遇が行われている。日本の養護施設を考えた場合、施設職員が家庭に出向いて家族ケアまたは指導にまで手が回らないのが現状であり、また、児童相談所においても、児童相談所の量的問題のため家族ケア、指導が充分行われていないのが現状なので、この点については、アメリカに学ばなければならない点が多くあるようである。例えば、家族ケアについては物理的に無理だと言うことで行われることは少ないし、児童の生育歴という点も意外と軽んじられているのが現状であろう。

それでは次に、アメリカの具体的なプログラムについて述べていくことにする。家族ケアのアプローチは、週一回程度の親と子の面会を通しお互いの教育の場を設け、週末は、家族のもとに帰し子どもとその家族が話し合いの場を持てるように取り計らう。崩壊した家庭の子ども自身と家族がお互いに自分を見詰め直す糸口を見いだす為の方法を学ぶことができるようにその技術の援助を提供することである。つまり、家族が一層建設的でお互い、お互いに話し合える方向に機能し始めるように家族を援助していくことである。親の教育の場として、幼児期の親、少年期の親、青年期の親、とグループ分けをしてのクラスが設けられている。また、問題を持っている家庭に接し、経済的援助や、住宅援助をしながら家庭のすべての問題の解決に力を入れている。

また、アメリカにおける「家庭」とは、子どもを育てる上で最善のものである。と規定し、その為のプログラムが色々取り入れられている。例えば、非行児とその家族への指導サービスとして、カウンセリング、収容治療、グループホーム、アフターケアサービス、学習カウンセリング、デイ処遇センター、結婚前カウンセリング、未婚の親に対するカウンセリング、妊娠に関する教育、里親、養子縁組後のカウンセリング、ファミリー・セラピー、子どもと親に対するデイ・スクール、職業訓練センター等、細分化され多くの専門家によって行

われている。このように、専門家によって早期治療を行うことによって「家庭」の再構築に努力をしている。また、施設入所後も、家族へのアプローチに力を入れている。

アメリカの場合、これ程までに「家庭」に対して焦点を合わせるのは、家庭内における虐待等の問題が多く、施設を治療機関として位置付けているからである。

日本の場合も高学齢児化が進み、家庭問題も多様化している。しかし、ここで押さえておかなければいけないのは、日本の家族制度の変遷についての考慮なしには語れない部分があるので、簡単には比較することはできないが、社会のひずみの部分が大きくなるにつれてアメリカ的な精神障害の親の増加は否めないのではないかと。また、日本にあってアメリカにない傾向として、家庭内暴力及び学校内暴力がある。これを語るとき、単に現象的な面ばかりでなく歴史的な流れや家族制度についても考慮しなくてはならない。というのは、アメリカで日本の現状を説明すると驚きと奇異な顔をされた。そこで、何故そのような反応の仕方なのかかわからず、なおも突っ込んだ話をする中から家族に対する考え方の違いが大きいのではないかと結論に達した。つまり、アメリカでは、子どもに対して小さい時から個というものを認め自由と責任について常に考える機会を与えている。それに対して日本は子どもに対していつまでも世話をやき、自分のそばにおいておこうとする。そのため、文字どおりの力関係が逆転したとき、親子の場合は「家庭内暴力」が、また、学校においては「校内暴力」等が起こるのではないかと考えるに至った。

(3) 充実したケア

アメリカの施設といっても色々な特徴を持って行われているので一例を挙げて済むとは思えないがシステム上大同小異な所もかなりあるので、二、三例を挙げて説明していくことにする。

ロスアンゼルス市のVista Del Mar Child-Care Service という施設は、ユダヤ人の孤児院として1908年に創設され、1927年に現在の名称としての施設運営をしている。美しい南国の花が咲いていて、とても心を安らげる環境の中で問題児童の治療、指導、教育を行うに最適な場所である。家庭危機のため、家で生活の出来ない6才から18才までの児童の収容治療施設である。万引き、登校拒否、虐待、親の教育不能、家出、麻薬、性的問題が主な入所理由である。それらの問題原因の大部分が家族にあると言われ、子どもと親とのコミュニケーションがうまくいかず地域の中で問題を起こし、又、学校内での問題を起こし特別な治療を必要とされ、収容施設内で専門家によって、生活指導、教育、治療を受けている。

三つのコテージがあり、それがそれぞれに、三つの棟に別れている。それぞれのコテージに33人の子どもが生活している。職員配置は6人の子どもに対して1人の直接処遇職員、11人の子どもに対して1人のソーシャル・ワーカー、33人の子どもに対して1人のスーパー・バイサーがいる。この施設の子供達は、施設内の学校へ行く子と地域の公立の学校へ行く

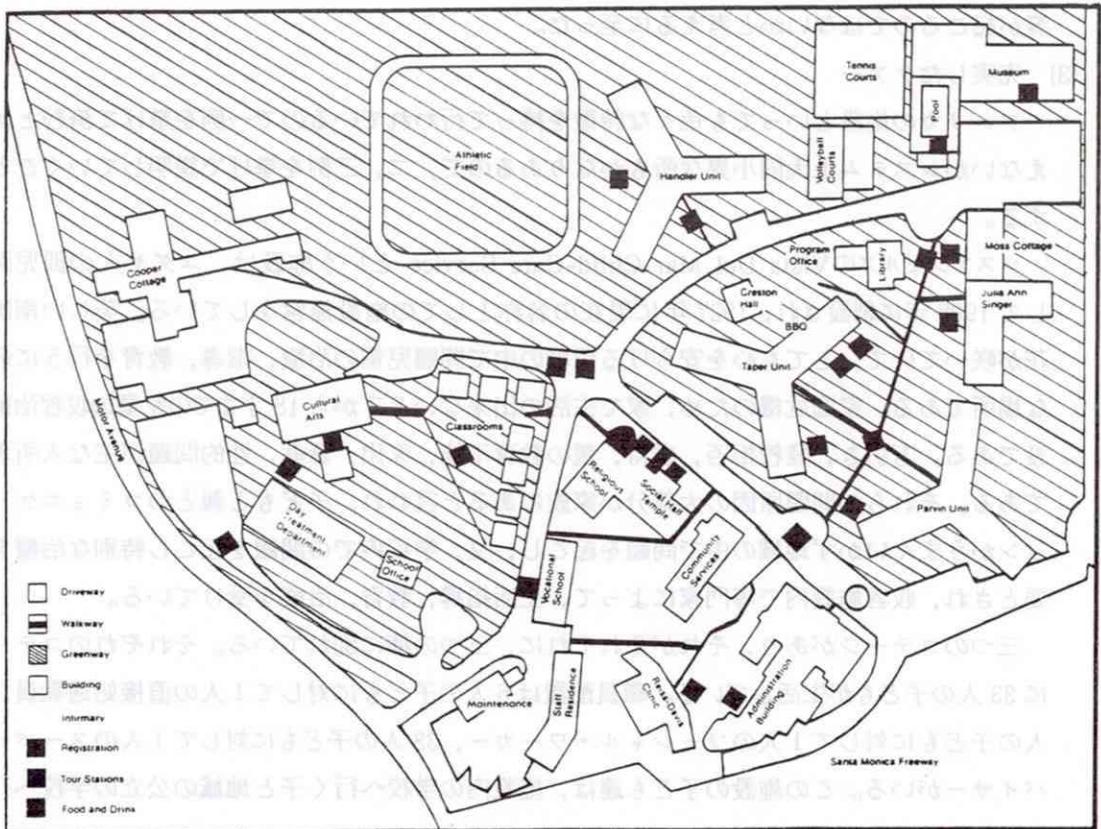
子がいる。

広い敷地内には、診療所、歯科、美術館、体育館、図書館、プールそして、職業訓練校の建物がある。私達が見学した日に、ちょうどケース会議が行われていて、一人の子どもにかかわっているスーパー・バイザー、直接処遇職員、ソーシャル・ワーカー、ファミリー・カウンセラー、学校の先生、グループ・コーディネーター、入所前にかかわったエージェンシー、精神科医等の参加でもって話し合いが行われていた。

一人の子どもにかかわっている各分野の専門家によって、専門的治療、指導、教育を受けていることに驚くと同時に、日本も専門的治療、指導、教育が叫ばれてはいるが、この細分化された機能を多いに学ぶべきではないか。

カウンセリングは、一人の子どもに対して、先生、実習生(大学院生)と親とが部屋の中での遊び、行動療法 Play Therapy を通して観察し、その子どもの処遇プログラムを組んで指導計画を立て指導に当たり一日も早く家庭から地域の学校へ通学出来ることを目標にして取り組んでいる。Play Therapy としての部屋は中からは外が見えなくて外から中の動きや会話が分かるような仕掛けになっている。

治療のプログラムは、一人一人の複雑な処遇計画を組み合わせでの指導が行われている。例えば、職業訓練のプログラム、専門職業のカウンセリング、スポーツ療法、美術療法、手



芸療法、音楽療法、写真療法、ダンス療法そして、宗教教育を取り入れた治療プログラムを各自の必要に応じて組み合わせての処遇である。

子ども達は、施設内の学校又は、地域の学校から帰ってから、各自の日課が決められていて、ソーシャル・ワーカーとの面接、グループ・セラピー、ファミリー・セラピー、医師及び歯科医による治療と施設内のそれぞれの場所へ行き治療や指導を受ける。以上のように、デイ・トリートメント・プログラム Day Treatment Program は、特別な学校教育を必要とする6才から12才の子どもの為のプログラムである。この子ども達は、家で生活しながら、このプログラムに参加し指導を受けていて、親は、ファミリーグループ治療を受け、いかに子ども達を理解するかを勉強し研究していくのである。

(4) 診断プログラム

ニューヨークにある Cardinal McCloskey は、緊急一時保護所として、親からの虐待、放置を受けたために緊急な対応を要する児童の為の施設である。入所期間の最高を3カ月と定めている。原則として12才から18才の子どものを対象にしている。精神的にも身体的にもかなりのダメージを受けていて、大人に対する恐怖心を抱いていたり信頼出来る肉親を失って虚無感にさいなまれていたりといふかなりの不安定状態の子ども達に対して、安心して生活できる環境作りを行い、安全な場所で生活できることを保障してやると同時に専門的立場から、あらゆる治療を施し、正常な状態にまで戻してやるとを行っている施設である。そこで、次に具体的なプログラムを紹介することにする。

入所してから60日位かけて、あらゆる方向からの診断を行う。そして、診断の結果を十分に検討しながら、残りの30日間で、将来の行き先を決定していく。そこでの底流には、家庭復帰させることがあるので、親に養育能力がないと判断されれば、里親への措置を考え、治療継続が必要と判断されれば、グループホーム等への措置変更が考えられる。診断、退所後の措置先については、診断を行ってきた専門家のチームによって検討されることになるが、最終的には郡の決定に基づく。実際に行われている診断項目は次の通りである。

① 総合医療の立場からの診断

② 精神医療の立場からの診断

③ 臨床医療の立場からの診断

④ 心理の立場からの診断

⑤ 教育心理の立場からの診断

⑥ 行動観察

⑦ 社会心理の学術的立場からの家庭調整

(5) 家庭調整に関するプログラム

ソーシャル・ワーカー達の家庭訪問を通じて、家庭調整に当たる実の子どもを家庭から

離さなければならなかった原因等を詳細に調査し、又、社会心理学を導入してカウンセリングを行う。親達が再び子ども達を受け入れられるような環境作りができるよう指導をする。又、必要に応じて子どもへの面会を奨励し、親子間の絆を絶やさないようにする。イン・テークの段階でソーシャル・ワーカーがかかわって児童の治療、指導方針が立てられると同時に親への治療指導方針が作成される。これらの計画通りに進歩があって家庭復帰できる可能性があるかどうかを統一記録ケースを利用してこれを是認する。このような系統だった指導を日本でも行っていかなければならないが、職員の力量も含めまだまだ先のことであろう。今後日本でも系統だった指導を行っていくために問題整理をしなくてはならない。

ボストン近郊にある Concord-Assabet Adolescent Servicesは、約400名の子どもに対してソーシャル・ワーカー、臨床医、カウンセラー、教師等を含む45名のスタッフがサービスを提供している。学校で問題を持ち、地域社会での不適応、麻薬、アルコール中毒、家出、自殺未遂、家族病理をかかえている13才から19才までの児童が収容されている施設である。

10代の女子への治療プログラムと、定員20名の全寮制の学校を持っている。入所期間は18カ月で21才までいることができる。この施設は、家族と共に指導を受けることが要求されている。この学校は、思春期少女のための居住型処遇センターで、家族処遇に特に力を入れている。週一回の家族治療のための会合に出席することを義務付けているし、時には、ソーシャル・ワーカーが家庭を訪問して家族指導を行ったりして、一度に家庭へ返すと言う方法ではなく家族との生活体験をさせ様子を見ながら最終的には家庭復帰をさせるのが目的である。

シアトルにある Children's Home Society of Washington は6才から14才までの情緒障害児の施設で特にファミリー・セラピーに力を入れ、親を援助し指導、教育するサービスを提供している。

入所後二週間の間に、子どもと直接処遇職員との時間を多く持って、人間関係を作り上げることに努め、その間に親との面接やその子の家族構成、生育歴、家族環境を調べ、治療案、指導方針を作成する。多くの子ども達は大人に対する不信感を持っているので大人とのかわりを多く持たすことで、大人の存在感を変えてやり、大人の良さを教え込みながら、その子の狂暴性を治すことに努める。入所前に、子どもと親に会い家族構成等の資料を基にして、直接処遇職員、先生、精神科医、心理学者、家族セラピスト、ソーシャル・ワーカーが処遇会議を持って指導方針を立てて指導に取り組んでいる。

マサチューセッツ州にある、The New England Home for Little Wanderersは6才から12才の情緒障害児童24名の収容施設である。一般の学校で問題があり、あるいは情緒障害を起こした児童を入所又は通所させ、一日も早く問題を治療して家庭へ戻し一般の学校へ復学させることを目指している。家族の関係を特に重視して、家族ケアや親の教育も併せて行う。

親の参加がなければ児童の問題解決は程遠いという哲学を持って指導に当たっている。そのため、週末及び休日は家庭（生家・里親を問わず）に帰省させる。指導方針は、所長を中心に、学校長、直接処遇職員、教師、有資格看護婦、ケース・マネージャー、スーパー・バイザーによるチームによって検討され個別プログラム等の処遇計画が決定される。又、精神科医も加わり、処遇計画は年2回位再検討される。その間、チームによるミーティングは週に一回の割りで続けられる。以上、施設見学をさせていただいた中から特徴あるプログラムについて述べてきたので「家庭」を意識したプログラムについてまとめていくことにする。

(6) 家庭についてのまとめ

基本的理念は、児童の成長には物理的な保護だけでは不十分で心理的発達が必要である。社会生活において適切に機能する能力を持つためには成長過程において帰属感をもって永久に家族の一員である家庭が必要であるという意味である。子どもの発達にとって里親とか施設ケアのような代替的親よりは永続的な親を保障すべきで、親のアプローチを重視し家庭から切り離すことを慎重に考え、切り離さなければならない場合にはなるべく早く家庭に戻すことが大切だと考えている。実親であれ養親であれ、児童にとって永続した親子関係を持たせることが重要であり実親と生活出来ない場合は養子縁組をさせる方向で行われている。

また、行動や情緒面で障害を持っているために社会に適応できない子にとって何かと治療のシステムが構造化され最終的には家庭に戻すことを目標としている。

社会環境あるいは家族の崩壊等から反社会的、非社会的行動を持つ児童が増加し、その問題は複雑化、多様化している中、日本の養護施設にも必然的に問題行動を持つ児童の入所が増加していることからして養護施設の専門的処遇の必要性を感じた。また、専門職員の量的、質的拡大についてもアメリカのシステムを学ぶ中から痛感せざるをえない。日本において精神科医や心理学者をスタッフに加えることは今の財政事情の中では難しいと思うがその方面の方々にご協力ねがうことは、施設長及び職員の姿勢でもってできることなので子どもにとって必要だと思われるときは協力してもらえ体制だけはどうしてもいかなければならない。

2. 地域について

「家庭」と共にアメリカで大切にされている「地域」について報告していくことにする。日本の養護施設において「地域」というものを一般的にどうとらえているかということを考えてみるに、「地域の中に開かれた施設」ということを歌い文句にしても、まだまだ閉鎖的な部分をすべて取り除くことは難しい。これは、施設としての変遷について考えたとき残念ながら孤児院からの流れを組んで今に至っていることから簡単に納得してしまうことである。勿論、施設職員として日夜努力している部分ではあるが。その点、アメリカでの地域に対する取り組み方は、施設を地域の人々に利用していただくというニュアンスが非常に強いのである。

さて、今回アメリカ研修に参加させて頂き、アメリカの福祉事情を見聞きさせてもらう中から日本の福祉事情とアメリカの福祉事情との違いについて痛切に感じた点がある。その最たるものの一つが「地域」のとらえ方ではないか。日本の場合一般的に養護施設で地域というものを捕らえたとき、地域に同化もしくは、順応することを常に考えている。もっと端的ないい方をするならば、地域の動向に歩調を合わせ（常に一步も二歩も遅れる形ではあるが）地域のレベルに追い付き追い越すことを念頭に置きながらの養護プログラムである。何故にそうなるかという、与えられた福祉の中で育ってきたためではないだろうか。それに引き換えアメリカの考え方は、地域の人々が施設を利用したければどんどん利用すれば良い、そのためのプログラムも用意しましょうという考え方である。それでは次に、具体的なアメリカでのプログラムについて述べていくことにする。

(1) 地域プログラム

① 学校相談プログラム

The New England Home では、学校相談プログラムとして、施設の地域福祉部門が対応している。そのサービスの種類として

- ・児童、家族との直接相談
- ・教師、学校相談
- ・ケースの処理法
- ・処遇に当たる教員の訓練
- ・治療法
- ・外国人に対する特殊教育援助

以上のように施設のソーシャル・ワーカーが広く地域の相談事にのる。そこでのカウンセリングは延べ年間1,000名以上を扱い密接な関係を保っているとのことであり、地域における福祉のネットワークの位置がしっかりしていることがうかがえる。

② イン・ケアとしてのプログラム

イン・ケアとして、施設に入所している子についても、地域に出て、アルバイトやボランティアとしての活動をさせ、地域での自立ができるようなプログラムを立てているということである。そのために担当専門職員を配置している。ここで我々が学ばなければいけないことは、地域との同化ということから一步進んで地域に積極的にアプローチすることへの素晴らしさである。しかし、日本の場合、地域の中でも血縁関係、地縁関係が大きなウェイトを占める土壌のなかでは、難しい面もあるが施設職員の努力によって切り開いていかなければならない部分でもある。

③ 施設の地域への解放プログラム

施設の地域への解放ということで実践されているプログラムとして、Vista Del Mar

Child-Care Service のデイ・ケアーも今後の日本においても考えていかなければいけないものの一つであろう。これは、家庭で生活していて、施設、家庭、地域が一体になって問題解決の為の援助に当ろうとするもので地域への浸透という面でも、また、非行等を事前に防ぐという意味からも素晴らしい取り組みといえよう。

(2) 地域についてのまとめ

「地域」というもののとらえかたがアメリカと日本では違うので一概に評価することはできないがアメリカの建物の構造や立地条件を見させて頂く中から、グループホーム等のように施設の小規模化が進んでいくのも、「地域」を意識しているが為のようである。何故なら、施設見学をしている時に案内して下さる方がそれぞれに「一般の家と変わらない配慮がしてある。」と、自慢そうに話されるのを聞き、アメリカの施設運営の根幹はここにあるのだと理解したからだ。そして、もう一つ付け加えるなら、アメリカでは、プログラムを提供するというより、プログラムを売るといった方が、よりの確な表現のようである。その意味からも、地域の中において、施設としての存在観を見いだすということ、より家庭的な存在であることが要求されるわけである。

3. アフターケアについて

施設運営にとって大切なものとして、「家庭」「地域」ととらえてきて、イン・ケアーについては語れたので「アフターケア」について、考えていくことにする。

日本における養護施設などの児童入所施設のそれぞれの取り組みは、最終目標は児童が一社会人となるための健全育成が求められているととらえたい。施設に入所している子の評価されるものが我々の処遇ととらえれば、その事は我々の責任範囲内で扱えるがその後（退所後）の評価は、子ども自身の評価と合わせ養育者としての養護施設にも向けられるであろう。

だが、今の日本において、施設退所児童の処遇とは一体何なのであろうか。おそらくごく限られた施設を除き、日本では退所後の児童の問題は形だけによるアフターケアが限界というのが現状であろう。今、日本の養護施設の流れの中で叫ばれている項目が多々あるが近年とくにクローズアップされていることに、自立援助ホームに代表されるアフターケアの問題が上がっているが、現に各方面の予算計上に見られ、養護施設の流れの中に次第に現実味を帯びてきているのは、周知の事と思われるので詳細については省くが、このレポートでは、アメリカで行われているアフターケアのとらえ方、また、日本でのとらえ方の比較から今後の日本に押し寄せて来るであろうアメリカの児童福祉の流れをいかに受け止め、今のアメリカでの対応がどう今後の日本の養護施設、ひいては、日本の児童福祉に生かすことができるかを探ってみる糸口としたいものである。

(1) 日本の現状から

アフターケアのニーズの発生を次のようにとらえているのが一般的であろう。それは第一に処遇目標とその結果としての退所。第二に家庭復帰（一般的な家庭改善の結果）。第三に社会復帰（卒業と同時に就職）。第四が施設変更。第五に里子としての退所（養子縁組などを含む）に分けられ、そこからアフターケア・サービスが始まるととらえる。

だが、問題はその対応が果たして現状で満足のいくものであろうか。不十分な事実は否定できない。極論的にいえば、物・金・人と短絡的な解答をだすことはたやすいが、具体的に何から必要なのか、アフターケアについて、アメリカで行われていることを上記の視点から考察してみたい。

さて、今の日本でいうアフターケア・サービスとは何であろうか。大きく日本の養護施設の退所児童（卒業・就職が中心）に対する対策として、①児童福祉施設退所児童指導事業と呼ばれる、施設職員がその子へ家庭・職場訪問による相談指導を行うといういわばアフターケア・サービスの主要対策。②62年度から設けられた施設機能強化推進事業の中の一つで施設入所児童等社会復帰促進事業による高年齢児への自立促進の援助。③養護児童特別指導員の配置に要する措置費計上。④各地方自治体により様々だが、自立援助ホームへの独自補助制度としての対応。以上の四点に包括されるであろう。

それらの対策の所感は別としてこれから、アメリカのアフターケア・サービスについて述べていくことにする。

(2) アメリカのアフターケアに対するプログラムから

① 家庭復帰した児童へのアフターケア
アメリカの場合アフターケアは入所中からの指導援助の延長線上にあると言っても過言ではない。つまり、イン・ケアを行っていたソーシャル・ワーカーが家庭引き取りになった退所児童に引き続きファミリーケース・ワーカーとして家族すべての指導援助を行うのである。その内実はアフターケア・サービス担当職員によれば、入寮中はうまく生活している子が、そこを退寮したあと、地域から無視されている場合が多いので子と家庭に継続的なアフターケアを行うのが常である。サービスの内容は施設によって多少の違いはあるが、Vista Del Mar Child-Care Service では退所直後の家庭の危険が去るまでのおよそ10週間は週に3～4回セラピストが家庭訪問指導を行い子どもが家から離されないような再発予防措置を講じているという。また、退所した児童が通っている学校への訪問も行い、学校の先生に対して退所した児童の特性などを説明して理解してもらうと共に児童に対して心理的セラピーを施したりしている。

② 自立援助ホーム

16才から20才の児童を対象にして家の改善がなされていない状態の子どもに自立訓練

を行うもので、これは、日本のようにアフターケアとは位置付けず、イン・ケアとしてとらえている。その中身は、人間としてどのように生きるべきかと言うことを教えたり、生きていく為の技術を身につけさせることを行っている。また、ホームからアルバイトやボランティア等に参加させることによって、地域を意識させることを試みたり、仕事・社会と言うものを教えることを行っている。

③ 職業訓練センター

Vista Del Mar Child-Care Service

での自動車整備関係の技能を身につける為のプログラムで、実際に自動車の修理工場があり、整備士の資格を持った人が指導に当たっており、その指導員の話によると「町の修理工場へ出掛けて行って研修することもある」と言う。日本においても、アフターケアで一貫と



自動車整備による職業訓練部門の指導員

して職業訓練の場を設定することはあるが、施設内に訓練センターをもっているのを羨望の思いで見学させてもらった。

④ 里親の援助

里親家庭に対してのアフターケアとして、里親家庭同志の定期的なミーティングを行い、相互の問題を話し合ったりソーシャル・ワーカーと連絡を密に取り、個別セラピー、特殊指導、グループ・セラピーが受けられるサービスを行っている。また、状況によっては、里親ケアを一時中止し、危険な時はいつでも施設を利用できる体制を取っている。また、Children's Home Society of Washingtonでは、休暇プログラムと称されるもので、一時里子を施設で預かり子どもと里子のトレーニングや休暇をとらせることで新たな取り組みを行わせる活力を与えようというものである。このプログラムの話を聞き、日本の里親に対する取り組みの遅れを感じ取ると共に日本での取り組みの必要性を感じずにはいられない。

(3) アフターケアについてのまとめ

アフターケア・サービスを日本で我々がとらえている範囲が退所・就職した子どもへのサービスが主要な事は報告で述べた通りであり、それを我々はアフターケアととらえていたのだが、アメリカにおけるそれは広範にわたり、かつ必ず意識されている基本に家族が存在しているのである。また、いわゆる自立援助ホーム的施設処遇をイン・ケアととらえている点は今後の日本の福祉でも考慮していかなければならない。ただ、アメリカの場合、子ども達自身にも第一義の問題が多いため、治療・教育・リハビリテーションということに主眼

がおかれているのと、日本の養護施設を同じレベルで考えることができない面も多々あることはいうまでもない。

施設本来の処遇目標が、子どもと家庭の改善・リフォームであり、その結果として退所し、その後のケアも行うというアフター・プログラムである。当然、そのためのスタッフがおり、中にはボランティアを導入している所もある。また、どこの施設においても説明の中にアメリカ社会の家庭の弱体化による環境悪化に危機感を抱いている。家庭機能の低下はアメリカだけなのであろうか。いや、今の日本の核家族化といわれる現状の中にも起きている問題点である。

自立援助ホーム的施設なり、職業訓練センターなりの設備を備えた施設は先見的とみなすべきだとも思えるが逆の見方をすれば、そこまでの生活技術訓練・社会生活訓練を必要とする者が入所していることがうかがえる。

各施設に多くのボランティアが参加し、職員と同じレベルの仕事をしているのは驚くばかりである。

アメリカのファミリーケース・ワーカーのスタッフの充実には驚くものがある。確かに、日本では児童福祉司や地域の児童委員などにも見られるが、我々の望むような状況とはいえない。ファミリーケース・ワークの基本は子どもの状況に合わせた家庭改善なのであり、施設処遇の一部門なのだという考えを持ちたいのである。

自立援助ホームによる処遇を意識すべきことと、退所児童へ常に対応できるスタッフも必要である。

養子・里子その他の制度比較から新たな研究がなされるべきであるが、日本の養護施設自体が乳・幼児関係を除き積極的にそれらを進めるところが少ない。

やがて日本の福祉も要養護児童は里親へ、そして施設は治療・教育的専門性が求められ、里子・里親などのアフターケア・サービスが施設職員の指導・援助という専門的処遇下におかれても違和感はないのではないか。

以上、家庭・地域・アフターケアについてアメリカの施設処遇の実践を通しての日本での模索ということで述べてきたが、アメリカと日本では、歴史性・国民性等々が違うので一概にはどちらが良いかという結論を出すことはできないが、アメリカの専門的な治療・教育システムには、多く学ぶ点があったので、日々の実践で取り入れなければいけない部分についての整理をして取り入れていきたい。



シアトル Children's Home Society of Washington の付設母子寮で働く寮母(右)とボランティアの婦人

XXXXXXXX 感想 XXXXXXXX

大阪府立修徳学院 石田 健一

そ 基 土 持 園 号 録 八

2週間という短い期間であったが、東から西にまで足を伸ばし、アメリカの主要都市を訪れることができました。

世界の大国、自由諸国の指導的立場のアメリカは私に大きな実りを与えました。こうして日本に居て、自分の日々の生活に戻った今、研修の思い出が走馬灯のように頭をめぐる。

テレビでニューヨークの高層ビルが映ると、「あっ、あそこに私は居たのだ。」という新たな感動が胸を締め付けます。

さて、今回の研修を終えてのアメリカの施設の印象ですが、例えば一番最初に訪問したボストンにあるニューイングランドホームは赤レンガ作りの緑の芝生に囲まれ、あっちこっちでリスが戯れ、庭にはリンゴがすすなりになって、落ち着いた雰囲気施設の施設でした。この施設では、デイ・ケア、親指導、里親対策、養子縁組の世話等というように、一つの施設がいくつもの機能を果たしていて、いわゆる多角経営なのです。この施設に限らず私達が訪れたアメリカの施設は、色々なプログラムを持ち、そのプログラムを実践するために、色々なスタッフを用意し予算を配分している。従って日本とは違い、予算・スタッフはべらぼうに豊富ということになる。反面、効果の上からいってプログラムには金を出す人も実践する人もいない。つまり、常に中身が問われる実証世界であり、根本的に日本のお役所仕事とは異なるのです。

また、ボストンの第三の訪問先であるコンコルドアサベットでのことであるが、そこの施設長さんに郊外にある同じ法人の施設を案内していただいたが、バスに乗って閑静な住宅地へと向かう。この間約1時間。つまり、施設という日本の場合、一定の敷地内に事務所があり児童棟があり、そこでみんなが生活しているという先入観を持ってしまいが、アメリカではプログラムに合わせて、いくつもの施設をあっちこっちにもっているわけである。本部は、それら散在している傘下の施設のコントロールタワーというわけである。到着すると、一般住宅が建ち並ぶ一角にそれはあった。一般住宅と同じ感じで建っている。ここでは、一組の夫婦が子どもを家族と同じようにしてあずかっているのである。ご主人は外で働き、奥さんが子どもの面倒を見る。子どもはごく普通の一般家庭に預けられているという状況である。これは、日本でいう夫婦小舎制の理想形態である。赤ん坊のいる部屋は誠にもってアットホームである。私の求めているシステムがここにあった。

日本の集団指導型施設に対して、この小舎制はこれから日本の追及していかなくてはならないものと確信した。

このように、色々なプログラムを用意して「家庭」を迫っているアメリカの良い部分で可能なプログラムについては、少しでも取り入れていきたい。

八幡学園 村上基子

アメリカは非常に広大な、また200年という比較的歴史の新しい国であるということは知っているが、ワシントン、ボストン、ニューヨーク、ロスアンゼルス、シアトルとかけ足でまわって、各州の違いがあることに驚いたこと、大都市ニューヨーク、ロスアンゼルスの多くの人種集合地でいろいろな言葉・アクセントの違う英語が耳に入りとまどった。行動面では連邦政府がガイドラインを設定して、実際の政策執行は州、実施は郡単位で行なわれていて、地域的格差・多様性を生じ、法は多彩な様相を呈していることを知って新たに国の大きさ複雑さを知り、この研修を通して、以前は「アメリカはこうだ」とすべてにおいて思ってきましたが、この考えは誤りで「この州はこうだ」と言う表現が正しいということを知った。アメリカの地方自治体の主体性は日本では考えられぬ程、強大であることに驚いた。

連邦政府での説明会、施設見学を含めての施設説明で、アメリカの社会と児童福祉制度、非行児童処遇の現状と課題等について知ることができたが、できれば、アメリカ人の家庭での生活を経験できれば、家族についてのアメリカ人と日本人との違いがわかっただろうし、アメリカの社会での福祉問題の現状の裏まで知ることができ理解方法も違った形で出来たのではないかと思う。

私は、アメリカへ移民して行くベトナム人、カンボジア人達に対するアメリカ政府の福祉サービスに興味をもっていたので、ロスアンゼルス郡児童局で知りあった女性社会福祉家に短時間ではあったが話をしていただいた。

アメリカに入ってくるベトナム人、カンボジア人の移民者は文化的、社会的に異なった背景をもち、言葉の問題があるゆえ仕事を得心することさえ難しいし、ほとんどの人達が、低所得層に属するので、1964年ジョンソン大統領はそうした貧困層の移民を対象に、経済機会法を制定し、ボランティア活動等を含む地域活動プログラムを規定し、経済的、文化的、教育的援助をしていてベトナム、カンボジアからの移民者に、住む場所を提供し、最低限度の生活費を与え、生活の保障がされているとのことである。移民者の入国後なるべく早い時点での定住、就職及び自立を援助しそのための補助を行っているが、あまりの多くの移民者が入国し、アメリカ社会の財政面での問題、社会問題が起きているとのことである。就職ができないという条件でもって経済的援助を受けているにもかかわらず、レストランでの皿洗い、掃除婦、イチゴがり等単純作業のアルバイト料としてその日のうちに現金で受取って、州政府にわからない方法としていること、また、

国の家族へ送金としている者もいるとのことである。また、アメリカ政府からの経済的援助を受けながら生活をしている者もいてアメリカ人の中流階級の人達（税金を最も多く支払っている人達）から非難の声がでているとのことである。

移民の雇用促進と福祉依存の低減に重点的に力を入れられており予算のほとんどは州の金銭扶助等による移民対策、医療サービス、運営費、社会サービス及び特別対象援助に対する補助に充てられていることを知った。メキシコ、プリエトリコからの多くの不法入国者による社会問題等ももっとも話を聞きたかったのだが時間がなく聞けなかったことがとても残念だった。

次に、フードクーポンについて質問をし、アメリカの生活保障の過剰さが怠け者にさせているように思った。フードクーポンはタバコ、酒類以外の物で生活に必要な食料品、日用品が買える券である。生活保障を受けている低所得者に与えられ、大学卒業で働く意欲を失った者までフードクーポンで生活をしていることを知り不思議さを感じた。

ホームレスの問題も起きていることを少し触れられた。大きな国で、複雑な人種構成でもって成り立っているアメリカだけに、日本では考えられない問題が多く起きていて、表面のよいことばかりの話を聞きながらも、いろいろな国民性をバックグラウンドにかかえてのアメリカ人達の行動を見、裏には深く広い多くの問題をかかえていることが、この短期間の研修で感じられ、もう少し長く一カ所に滞在をし、いろいろな立場の人、例えば、アルコール中毒者、生活保障を受けて生活をしている低所得者、中流階級の人、上流階級の人達と接し、また、その人達との生活体験ができれば、現実のアメリカの福祉を知ることができ、日本との比較もでき、そして日本の良さを改めて知ることができ、児童福祉事業に携っている私達にとって意味深い研修になれたと思う。

最後に、YESとNOをはっきり言うアメリカ人と、YESとNOをはっきりいえない日本人ではお互いを理解しあうまでにはかなりの時間が必要である。また、形容詞、副詞を多く付加して物事を複雑化して考える日本人と、単純で感情表現をはっきり表現するアメリカ人が理解しあうことの難しさ、また、文化、習慣の違うアメリカで行なわれている福祉サービスをどれ程、長い歴史の中で築き上げている文化、習慣の日本へ持ちかえって参考にできるかを考えたとき、答が私自身にでてこないものである。今後、再びアメリカでの研修の機会を得ることができれば、問題児童、親に対する処遇方法を親に具体的な指導テクニック、治療論を専門家により教わりたいと思う。

旭が丘学園 小原善博

アメリカの各地の見学施設から、日本との比較相違をするべく、また現場の児童福祉にどう生かし

ていけるのかを探るべき機会をとらえ、この研修に望んだわけだが、一先進国と呼ばれる国の児童福祉の現場をまの当たりにして、多くを考えさせられた。大別した形でそれぞれの感想を述べてアメリカ研修の所感としたい。

アメリカの施設職員には、職域、職種の専門性が細部にわたり分化されよく言えば専門職に専念でき、割り切った仕事内容が冷静に問題を見つめることになるのであるように見られるが、その反面、チームの連絡、情報交換、意志統一にかなりの時間や労力が必要と思われ、それが具体的に日本には珍しい児童の処遇評価を点数制にしたり減点制を指導の一環にとらえているのはその表れと思えるのだ。だが、もちろんアメリカの施設におけるスタッフの数や専門職員の充足度は日本とは格段の差があることは当然のことである。それが子どもの問題解決に向け入所から退所後のアフターケアまでもプログラムにおいて取り組んでいる事は、我々も学んでいきたい所だ。

マンパワーの充足もさることながら、物理的（財政的）充実度にも感嘆を覚える。敷地の広さはもちろん、居室あるいは棟全体のなかに占める児童の割合が日本の基準とは全く違い例えば一部屋に二～三人という単位が標準であったり、施設によりその特色を出すべき様々な設備にはうらやましさと共につくづく価値観の相違を感じさせられた。だが、奇しくも大統領選挙の年に訪れ、それぞれの施設に必ず話題として政府との対応、予算獲得の苦労や、現状の児童福祉行政への憂慮を述べられたが、アメリカの施設は、政府と毎年契約によって運営され、そのために何をすべきかを考え、取り組み、その事に予算がおいてくるのだということは、施設運営だけを見るかぎりある意味では日本の施設より必死に取り組まざるをえない状況下にあると思えるのだ。

アメリカ社会の大きさを実感するのは、物理的な違いもさることながら、ボランティアの充実性についてアメリカの懐の深さと共に、国民性の違いを見せつけられた。施設によってはアフターケアの仕事や心理セラピーなどという専門的領域までへも参加していた。ただ驚きの反面、ボランティアの責任についての疑問が生じたのは日本的感覚なのだろうか。

今、アメリカの社会問題の中の児童福祉問題で必ず触れられることに、「家庭の弱体化、生活基盤が変化することが児童へ大きく影響するのが必須なのだ」と、どこの施設でも訴えていた。では、そのことを施設はどう対処しているのだろうか。基本は、子どもをいかに家庭に戻し生活させるか、いわばそれへの訓練期間として施設をとらえ、子どもも問題解決には親をセットに取り組み、行なっているなどは、日本の養護施設には見られない（児童の持つ問題の違いはあるが）積極的な家庭改善をめざす点はくれぐれも今後、我々が意識していくべき所といえよう。

アメリカの研修を終え、まとめを考えていくと、相違はありながらも、やがて日本もアメリカ型の社会・児童問題が押し寄せないとは断言出来まい。現実には日本の家族構造の変化や高齢化社会へ移行しつつある現在の状況が、おのずと将来を暗示しているように思えるのである。今考えられることはやがて日本の養護施設も、通所・治療・教育という形へも対応できる総合性の必要も考える時期にきているのではないだろうか。もちろんそれには、多くの不備な点の充実から、整理統合

された養護施設の専門性というものを探っていき、そのニーズに応じた形が検討されていったうえでであるが、このことは、我々は養護施設（児童施設）の将来について十分意識しておきたい所と思えるのである。

誠心寮 若山 宏

アメリカ研修に出発する前の私は、アメリカのことについて「とにかく余裕のある国だ」と言う、そんなイメージしか持たない人間でしたので、勿論日常の会話の中でアメリカのことを話題にすることなど全くない、ある意味では社会性のない施設職員だったわけです。勿論、二週間余りの研修だけでアメリカ総てを知った訳ではなく、福祉の分野のほんの少しを見聞したにすぎないわけですが、研修後の私がアメリカのことについて、友達にあった時や、研修会や会合で集まった時、話題にできるようになっただけですばらしい機会を与えていただいたと感謝せずにはおれません。

さて、岐阜県の中の岐阜市、名古屋市のベッタウン地である穂積町の住宅街の一角にある養護施設誠心寮に勤務して十年。この十年間とはとにかく高校進学百パーセントを目指して中三を中心にした寮生と勉強を通して取り組んできました。児童福祉とはいかなることかも分からず飛び込んだ私としては、よくもよくも頑張ったと我ながら感心していました。そして高校進学百パーセントは地域の存在なしにはあり得ないと地域行事、スポーツ少年団への積極的な参加を実践させ、また、国際児童年の年から11月23日の勤労感謝の日に行っている『ふれあい広場』へは、当日ボランティア300名、一般参加者6,000名を数え我々の行っていることの正しさを身を持って味わっていました。

ところが、アメリカの児童福祉事情を見せていただく機会を得て、情緒障害への取組のすごさを見るにつけ日本の養護施設の高学齢児化が進み、問題が多様化しているのに現状に甘んじてはいけない現実を見る思いでした。

私自身がアメリカの現状の中で特に興味深く感じたことは多くありますが、特に一つ目として一人一人の特性を生かしたプログラムを立てるために、それぞれの専門家がチームを組んで取り組む体制には驚きと同時に羨ましくなりました。ただ、日本人的な私の感覚で思考するなら、科学的な根拠だけでは解決できない部分については、日本のように子どもと接することが多い方がより確かな方向を出せるのではないかと合理主義に徹していない日本の児童養護にやや安心する面もとらえることができました。

二つ目としては、里親体制に対するとらえかたです。組織やアフターケアの充実と、何をとっても日本とは比べものにならない程に充実している。これは、国民性もあると思われる。日本

は単一民族で『血』と言うものを重んじる長い歴史があり悪い言い方をすれば島国根性と言うものが、新しいものに対する拒否反応のようなものをもたして、里親が育たないのかもしれない。しかし、里親を欲している子どももいるわけなのだから制度上の見直しと共に施設も里親開拓や里親にたいするケアもできることが望まれる。

まだまだ、色々な観点でとらえればアメリカに学ばなければいけない面もたくさんある。アメリカ研修で見聞したことを生かし広い見識で児童福祉の現場で頑張っていきたいと考えています。



シアトル Children's Home Society 付設の 10 代母子寮の外観

第二章 アメリカにおけるファミリー・プログラムのあり方

メンバー 高良／大久保／太田／佐藤／花田

テーマⅠ 連邦政府、厚生省・人間開発局の政策について

(U. S. Department of Health and Human Services
Office of Human Development Services)

アメリカ合衆国といえば北米大陸の中緯度にあたる大西洋と太平洋に囲まれた広大な国に（面積において日本の約25倍、人口にし約2倍）歴史的に名高いジョージ・ワシントン、リンカーン、ケネディ等の諸大統領が思い出される。実際アメリカを訪問して見て偉大な大統領は国民の心に生きつづけているのを強く感じられた。

アメリカにおける児童福祉の流れと基本的なアメリカの歴史や文化の中から生れた児童福祉を知るために、まず最初の訪問先としてワシントンD.C.の連邦政府の人間開発局（日本の厚生省にあたる）を訪れた。



連邦政府、厚生省・人間開発局

どの部署でも同様に温かい歓迎と十分に用意された説明資料でもって人間開発局並びに法務局の各部署の専門官によって、

- ① 児童福祉の流れと基本的な政策（理念）について
- ② 里親制度について
- ③ 養子縁組について
- ④ 法務省、児童裁判について

の説明が進められた。以下これらの説明をまとめる形で報告する。

1. 児童福祉の流れと基本的な政策（理念）について

アメリカにおける児童福祉の流れには二つの大きな契機がある。

ひとつは、1974年連邦政府会議において児童の虐待・放置についての法案が通過したことである。これはいかなる虐待や放置でもそれを発見した人は例外なく関係機関に報告しなければならないというものである。

この法案成立後の初期の政府の政策は対象児童をその家庭から救い出し施設、里親あるいは

緊急避難所といった家庭以外の場所に子ども達を措置していくということである。

しかし、その結果1978年には約50万人の子どもが家庭から出された状態になってしまった。さらに、このように長期間子どもを家庭から出すということは、子ども達にとっても良くないということもわかった。このことにより、子どもの持つ問題が複雑化し、例えば、特定の施設や里親でのケアが難しくなり、その結果施設や里親を転々とするといったことが起こり、それが新たな問題を生む結果になるのである。

このままでは子どもの人生が粗末なものになってしまうため、政府は、子ども達を問題のある家庭から救い出すと同時に、その家庭を援助し子ども達を家庭に帰すことに努力するようになった。

そうしたこともあって1980年に児童のための養子援助及び児童福祉法という新しい法律が成立した。これが二番目の契機といえる。

これによって担当局が積極的に問題のある家庭の状況を矯正していくことになった。その方法として、永続的プラン、つまり家庭を回復させることを目的に、家庭のリハビリテーションをおこない子どもを家庭に帰していくことと、またさらにそれが不可能な場合の代案として永続的なプラン、つまり子どもに家庭に代る環境として例えば後見人制度の法的促進の義務、里親、養子縁組（親族を対象とした養子縁組、あるいは親族でない者を対象にした養子縁組等）を与えていく二つのやり方がだされた。その結果1983年までには家庭から出されていた子どもの数は約50万人から半分の26万人にまで減らすことができた。

さらに家庭に帰す時の「家庭の基準」づくりも行われそれが追加案として先の法律に加えられた。

しかし一方では子どもの虐待や放置の報告数は増える一方である。

1977年には約83万8千件であった報告数が、1986年には約158万4千件にまで増加した。

そういった子ども達、あるいはそういった家庭を援助して行くために政府としては下記のサービス援助に重点をおいている。

(1) ホームメーカー Homemaker

中流程度の訓練を受けたソーシャル・ケースワーカーの指導の基に直接家庭に入り、家事、育児、しつけ等家庭生活一般について指導していく。期間は、数カ月に亘り、週3時間程度で実施される。またその他、医療援助、交通援助（その他の援助を受けるための交通手段を援助する。）、住宅援助等を行なう。

(2) 両親教育教室 Parent's Education Class

午後や夜の時間を利用して、①幼児を持つ親②学童を持つ親③10代の子ども（ティーンエイジャー）を持つ親、の三つのクラスに分け親に対し自分の子どもの理解の仕方や、しつけの仕方などを考える。

(3) 集中家族援助 Extensive Family Support

熟練した社会福祉学の修士号を持つ有資格者のソーシャルワーカー達が、セラピストとチームを作り、共同で問題のある家庭に入り、その家族とともに問題を解決していく援助である。

また、この方法は単に、子どものみの問題を扱うばかりでなく、家族の構成全部を対象に、家族にあるすべての問題に取り組み、さらに、経済、住宅等の援助も行なっている。期間は、通常6週間から3カ月程度で、継続して実施している。この援助を受ける家族は、親にアルコール中毒や、麻薬等の何等かの薬物の問題を抱えている家族がほとんどである。これらの努力の結果取り扱った家族の75%～85%が完全復帰し、子ども達が家庭に居て生活できるようになるところまで来た。

2. 里親制度について

家庭内のケアがうまくいかない場合に社会的養護としてどのような援助がなされているか里親プログラムを中心に述べる。

担当局としては、決して里親というものを奨励しているわけではなく家庭崩壊を防止して行く方向で考えている。しかし、現実的には不可欠なシステムである。というのはアメリカの全人口2億4千万人のうちの約27万6千人の子ども達が家庭



ミーティング風景

に何らかの問題があり家庭の外に出されている現実がある。

里親については、児童福祉法によって連邦政府からの資金で州レベルで実施されている政策である。このシステムによってなされているケアの内訳は、実数こそつかめていないが前述の約27万6千人の子どものうち約19%が施設での処遇、残りが里親制度の利用者であるといわれている。

アメリカではこの里親には二つの種類がある。一つは100年以上の歴史のあるごく一般的で伝統的なものであり、もう一つは、特殊化された専門的な特別なものである。この専門的治療的里親システムでは子どもの情緒的な問題、身体障害児、行動・非行の問題のある児童のニーズにそって生活指導する。

経済的に里親制度を考えると実際に施設処遇の経費に関しては、費用はわからないが施設入所処遇にかかる費用の3分の1程度ですむものといわれている。施設利用の場合、入所してい

る子どもは四六時中給料を支払われている人々によって養育されているので経費もそれだけかさむわけである。

3. 児童入所施設の種類

(1) 緊急避難所 Emergency Shelter

短期間収容の施設 収容期間 60 日

(2) グループホーム Group Home

6～12 人の小人数の子どもを収容する施設

(3) 情緒障害のある児童のための施設 Facility for Emotionally Disturbed Children

(4) 教護院 Home for Training and Education of Delinquent Children)

児童裁判所の審議中入所させておくものと他の施設へ入所する前に入所させておく所がある。例えば児童裁判所の審議中入所させておき、無罪の場合には家庭へ帰すが有罪で執行猶予がついた場合刑務所に入るわけだが、少年用の刑務所が不足しており約50万人の子どもが成人用の刑務所に入所している。

(5) デイ・トリートメント Day Treatment

子どもが昼間施設にいて夜自宅に帰るというものである。これは効果が期待できそうであるが、未だ開発が充分なされていない段階にある。

4. 養子縁組について

このプログラムは自分の本当の家庭で生活できないと分った時に、次の永続的プランとして用意されているものである。

まず子どもは家庭で生活できるように、次に里親、そしてそれも不可能なら、完全に法的に新しい親を考えるとということで養子縁組がなされる。

養子縁組というと 20 年程前までは白人の健全な子どもを養子にするということが一般的であったが 10 年程前からこのプログラムは州政府レベルでおこなわれるようになった。さらに、人種的、文化的にもすべての子ども、また精神的、身体的、知的、障害があっても子どもに最適な家庭を見つけることが大切であるという考え方になってきている。

またこの養子縁組は州レベルの裁量でおこなわれるので連邦政府の役割は、技術的援助、経済的援助、その他いろいろな助言指導をすることである。経済的には、年間約 500 万ドルの基金を州政府や、養子縁組のエージェンシーをする組織等にわたしている。それらの実績のあるエージェンツがモデルとなり、よりこのシステムが充実することを願っている。

養子縁組の子どもが経費がかかる場合には、受け入れした家庭に経済的援助をするプログラムも用意してある。(養子縁組援助金) (第Ⅲ部資料 ニューヨーク州 ADOPTING マニュアル参照)

5. 法務局児童裁判について

アメリカにおける児童裁判の概略と連邦政府における機能と役割、そして今日のアメリカが直面している問題とそれの対策がどのようになされているかについて述べてみると、児童裁判所は55の司法区があり、それぞれが各州法によって機能している。それぞれの法律は、それぞれの55の司法区により異なるわけであるが、実際にどのような児童を扱っているかというと基本的には二つある。

ひとつは、犯罪を犯した子ども達を扱うケース。もう一つは、監護を要するつまり、家出や登校拒否、家にいつかない子どもを扱うケースである。そして、更に児童裁判に対する施設であるがこれも州によってまちまちである。基本的にはまず警察官が子ども達を逮捕し、拘留所等の拘留する施設に入れ裁判所が裁判の対象になるか決定するわけだが、いくつかの例では大人の入っている成人用の刑務所に入る場合もある。

それではなぜ子ども達が成人用の刑務所に入所するのかふれてみたい。

児童裁判というのは、1899年からあり、かなり正式な体裁は整っていたが、判事はいるが検事はいないという形式だった。しかし、1967年に最高裁判所の方で合憲ではない（児童の権利と保障）ということとなり、検事をおき重要な役割を持たせていくこととなった。実際に児童裁判所では子ども達にどのような判定を下すかは検事の意見が重く取り上げられることが多い。

児童裁判所の基本的構造は二つある。

一つは、執行猶予という形と、もう一つは、教護院という形である。教護院については、ここでは触れないが、執行猶予ということについて触れてみる。

執行猶予というのは、児童裁判所で有罪であるとの決定をした後に子ども達をどこに、どのような形で措置するかということを経験して責任を持って決定することである。

何百万人の子ども達が、毎年なんらかの犯罪で逮捕されており、そのうちの何千人かの子ども達が実際に拘留され、そしてそのうちの大部分の子ども達、特に西部や地方の子ども達が成人用の刑務所に入っている。（その地域に少年用の刑務所がないからである。）

また、実際に拘留されるべき児童より、多くの児童が拘留されているのが現状である。つまり裁判所に送られた児童のうち約5%が暴力行為、なんらかの形で送られている児童であるが、残りの95%の子ども達はそれほど深刻でない問題で拘留されている。確かに深刻な問題で拘留されている子どももいるが、拘留される程でもない子ども達も罰という形で数多く実際には拘留されている。

この国での青少年犯罪はかなり多く、40%の青少年がなんらかの犯罪を犯しており、その30～35%が強盗や強姦のかなり深刻な犯罪を犯している。しかし、その他の大部分の子どもはたいした問題を犯しているわけではない。

裁判所は同じ子どもが何回も裁判所に来ない限り深刻な問題としては扱わない。しかし、二

ニューヨークやシカゴ等の都市部の場合、常習犯として同じ子どもが裁判所に来るということも多くある。したがって裁判所は16歳の誕生日の前に2回裁判所の方に来ることになれば、その子どもはさらに深刻な犯罪を繰り返すと判断し、これをひとつの基準として介入することになる。

この部署は、青少年の犯罪というものを政府レベルで考えリーダーシップを持ち、今抱えているいろいろな問題に対して試行錯誤していくということで開設された。1974年、議会で青少年犯罪予防法が成立し、州レベルでまた、地方自治体レベルで対応していくための資金的なものもこれにより確立された。

そしてこの部署が開設されて14年が経ち、資金を起こしたり、プログラムを開発したりしてきたわけであるが、今、直面している一つの問題は、子ども達を成人用の刑務所に入所させていることである。法律的には州政府の法律が連邦政府の法律に合致していなければ資金的な援助は受けられないことになっており、すなわち、子ども達を成人用の刑務所から出さなければ連邦政府の法律と合致しないことになり、資金援助は打切られることになるわけである。ある州ではかなりうまくいっており成人用の刑務所から子ども達を出している。そしてこの代案として子ども用の刑務所を作ったり、家庭においていろいろな制約を与えてその子どもをみていくという方法も実施している。

また、資金的には二つあり、一つは直接成人用の刑務所には入れない。つまり連邦政府の方針に同意した州に対しては援助するという。また、二つ目は連邦政府が州に対し子ども用の刑務所を作るための資金を援助することである。

アメリカが直面している問題は、薬物中毒の問題である。この問題についてこの部署の取っている政策は、さきに述べた二番目の政策、つまり州は連邦政府レベルで扱っている資金の方のプログラムで対応している。当部署はこの薬物に関係する子ども達の処遇と、また私立の教護院を作ることに関わり力を入れ援助している。このプログラムはかなりしっかりしており、野外活動やカウンセリング等を実施しているが、特に力を入れているのは職業訓練である。子ども達の能力を開発することにより、子ども達が将来施設を出た時に、社会に戻って自立し犯罪を犯さない為におこなっている。もうひとつには、簡単に戻ってしまわないように、かなりしっかりした退所後のサポートも含め指導している。

また、大都市部のギャング対策にも注目しなければならない。というのは、彼らは青少年に薬物を売っているからである。青少年犯罪の解決には道は遠いが、連邦政府からの資金やプログラムの援助で、州が大変努力してこれにあたっていることは評価できよう。

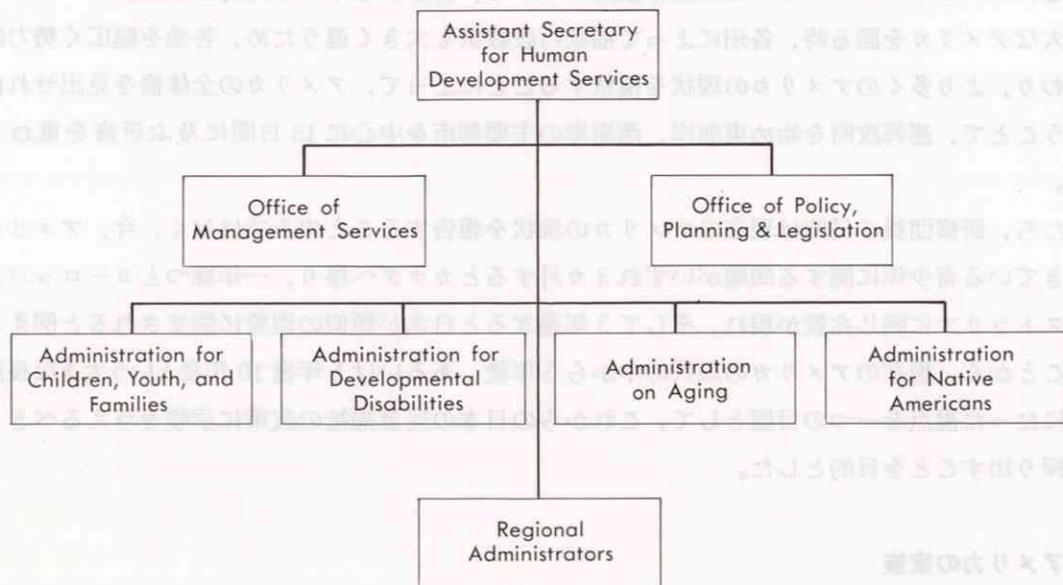
以上、各部署の専門官の説明を記述してきたが、連邦政府の政策方針が各州でどのような影響を受けて実施されているかについては、他の報告を参考にさせていただきたい。

アメリカの社会福祉対策、政策(理念)は、パーマネンシープランニングを基本に里親養護

を中心とする養子縁組，グループホーム，そして施設養護が第二次的に置かれているのをその特徴としていることを指摘しておきたい。

November 1987

DHHS OFFICE OF HUMAN DEVELOPMENT SERVICES OFFICE OF HUMAN DEVELOPMENT SERVICES



Region I	Region II	Region III	Region IV	Region V	Region VI
Connecticut	New York	Delaware	Alabama	Illinois	Arkansas
Maine	New Jersey	Maryland	Florida	Indiana	Louisiana
Massachusetts	Puerto Rico	Pennsylvania	Georgia	Michigan	New Mexico
New Hampshire	Virgin Islands	Virginia	Kentucky	Minnesota	Oklahoma
Rhode Island		W. Virginia	Mississippi	Ohio	Texas
Vermont		Dist of Col.	N. Carolina	Wisconsin	
			S. Carolina		
			Tennessee		
Region VII	Region VIII	Region IX	Region X		
Iowa	Colorado	Arizona	Alaska		
Kansas	Montana	Calif	Idaho		
Missouri	N. Dakota	Hawaii	Oregon		
Nebraska	S. Dakota	Nevada	Washington		
	Utah	Guam			
	Wyoming	Trust Terr. of Pac. Islands			
		Amer Samo:			

テーマⅡ 児童福祉施設における家庭機能の生かし方

今日、養護施設等における非行傾向を示す児童の多くが、その児童の家庭のあり方に問題が起
因するところが極めて大きいことから、家族・家庭に視点を置き、アメリカの施設における家族
指導について「ファミリー・ケースワークの実際」と「児童施設における家庭機能の生かし方」
を中心にファミリープログラムの知識と技術について、研修することを目的とした。

広大なアメリカを語る時、各州によって福祉行政政策も大きく違うため、各地を幅広く勢力的
にまわり、より多くのアメリカの現状を視察することによって、アメリカの全体像を見出せれば
ということで、連邦政府を始め東海岸、西海岸の主要都市を中心に15日間に及ぶ研修を重ねて
来た。

私たち、研修団員の目的は現在のアメリカの現状を報告することのみではなく、今、アメリカ
で起きている青少年に関する問題がいずれ3カ月するとカナダへ移り、一年経つとヨーロッパと
オーストラリアに同じ兆候が現れ、そして3年過ぎると日本が類似の現象に悩まされると例えら
れることから、現在のアメリカの現状の中から3年後、あるいは5年後10年後という大きな長期
展望にたった視点を一つの目標として、これからの日本の児童福祉の政策に示唆を与えるべきも
のを探り出すことを目的とした。

1. アメリカの家族

1982年連邦政府・厚生省青少年育成部の報告によれば、今後このまま行けばアメリカの児童
は、15歳に達するまでに5人に3人が親の離婚を経験するという調査報告がある。今アメリカ
で一番問題になっていることは、「家族」というものが大きく変化している時代になっている
ということである。「家族」とは、という定義そのものがなくなってしまっており、結婚の形
態を差別なく受け入れようとする風潮の中、婚前の同棲、単身家族、同性愛、集団共同生活、
夫婦共稼ぎで子どもを持たないで優雅に生活を楽しむヤッピー等、すべてが結婚のバリエ
ーションのひとつにすぎないものであるという考え方がある。しかしこのことが、従来のアメ
リカにおける伝統的な「家族像」といったものを崩壊させ、我々が抱いていた「家族」とい
った概念がまったく通用しない社会になってしまっている。そこから児童に対する多くの問題が
発生している。

(1) 施設ニーズの変化

それはたたくさんの女性が生計を立てるために社会に出て働くようになり、経済的に独立するようになったため、
両親共に働くようになり、物理的に家族と一緒にいる時間がなくなった子ども達が増えている。
このことが福祉ニーズの変化をきたしており、他方でそれを反映して、里親のなり手自

身が減少しているという現実を生んでいる。すなわち里親のなり手自身が共稼ぎとなり、あるいは、離婚が増加しているという現実がそこにある。今の家庭は、子どもを育てる時間より、収入を得ることにウエイトを置いている家庭が多く、このことから今のアメリカで施設に入所している児童の多くが、ここ10年間をみると、低所得で子どもが育てられないという理由で施設に入所してくるのではなく、経済的には中流か、それ以上の子ども達がさまざまな問題を抱えて施設入所してくる。その多くが子どもの虐待であり、放置であり、児童の家庭に問題がある場合がほとんどである。施設自体そうした家庭への働きかけなくして問題解決はあり得ない状況下にある。またそのことが施設入所児童の増加傾向を示す要因となっている。

すでに日本の養護施設の入所児童においてもその傾向はみられるが、今後ますますその増加が予測される。

わが国においては、養護対象児童が出生率の低下で養護施設への入所が減少している。全国の施設の16.2%が暫定をひかなければならない現状下である。しかし子どもの出生率が低下したから養護対象児が減少するのだ、と短絡的に結びつけることははなはだ危険であり、出生率の低下によりますます核家族化傾向は進み、養育機能は軟弱化している。今後、複雑多様化する社会の中で、こうした家庭環境の劣悪化はいつそう進みそういった状況は、要養護児童の発生要因を多義なものにさせ量的減少となるとはとても思えない。もしそれを容認するならばアメリカの犯した過ちのごとくに、要養護児童がちまたに氾濫しかねないことをアメリカの現状が警告している。

2. 施設における家族機能の生かし方

(1) 家族アプローチの必要性

「家族を救済しない限り、子どもを助けることはできない。」という考え方はどこの施設を訪れても、共通のポリシーであった。日本の施設においては、施設へ入所させることが目的となってしまうことに大きな違いを感じた。施設へ入所させることが本来の目的ではないことは施設も児童相談所も親も十分承知のはずであるが、施設へ入所させることがケース終了であるかのように、その児童を取巻く全ての者が安心してしまっている。その結果、施設入所後のファミリー・ケースワークがほとんどなされていないのが日本の現状であり、それが「精神的孤児」を生み出している。このことが日本で一番立ち後れているところである。

今後は、家族へアプローチするプログラムを積極的に展開させていかねばならない。アメリカでは、施設へ入所させると同時に家庭復帰のためのあらゆるプログラムの展開がなされている。家族というものが最も重要なものと考え、どんな人間にも家族が一番大事だからで

ある。

(2) 家庭が基本の施設養護

どんなに我々がいいサービス・ケアをしたとしても、それは決して家庭に代えられるものではない。我々は我々が扱う家庭について常に尊敬の念を持っていなければならない。どんな問題を持った家庭に対しても我々は、尊敬の態度を示さないと子ども達は我々を信頼しない。我々が最善を尽くさなければならないことは、どんなことがあっても子どもを家庭から取上げるということだけはしたくないという考え方を徹底し、そのためにプログラム、プレイスメント プリベンション プログラム Placement Prevention Programの考え方を展開の基本とすることである。

しかし実際には、子ども達を一時的に家庭から切り離さなければならない時があるが一刻も早く家庭へ帰す最善の努力をしなければならない。一時的期間であろうと、家庭から切り離れた場合でも常に家族を含んだケアを展開させなければならない。子どもの先祖、家庭、環境を大事に考え、子どもの生育歴、子どもの持つバックボーンがなくなならないよう考える必要がある。

そのためにアトリーチプログラムがある。

それは、家庭に問題があっても助けを求めて来ない家庭がある。そうした家庭に対してはこちらから出向いて行ってサービスを行うプログラムである。

アメリカでは1980年に児童のための養子援助及び児童福祉法という新しい法律成立により、永続的なプランつまり、家庭を回復させることを目的に、家族のリハビリテーションをおこない、子どもを家庭に帰すことと、それが不可能な場合は、半永続的なプランとして、子どもに家庭に代る環境として、例えば後見人の施設、後見人制度、養子縁組等を与えていくことをうちだした。こうした家庭へ戻す努力を続けた結果、それまでの施設入所者数を約50万人から半分の約26万人までに減らした。しかしそれにもかかわらず最近の傾向として施設入所が増加の傾向にある。それは家庭崩壊という社会的現象が必然的に施設入所児を増加させている。その多くが、子どもの虐待や放置等でその数は、1983年には約147万件であったものが1986年には約158万4千件にまで増加している。こうした問題は、決してアメリカだけの現象であるとは思えない。

連邦政府は、こうした家庭を援助していくための主な援助として以下の三つの援助をおこなっている。

- ① ホームメーカー Homemaker
- ② 両親教育教室 Parent's Education Class
- ③ 集中家族援助 Extensive Family Support

これらの努力の結果、取り扱った家族の75%～85%が完全復帰し、子どもが家庭に居て

生活できるようになった。

施設の研修中、あるソーシャル・ワーカーから「日本にはすばらしい伝統的家族制度があることを聞いているが、なぜ施設入所後の児童に対し、もっと積極的な家族へのアプローチをしないのか。」という疑問を投げかけられた。

日本においても、施設は複雑多用化するニーズへの対応が求められている。全ての児童の、全ての家庭に係る問題に取り組む施設プログラムの開拓をしてゆかねばならない。

3. 日本におけるニーズの変化

入所児童の減少は、出生率の低下と共に施設入所の暫定の問題を引起こし、一部ではすでに暫定をひかなければならない所があると聞く。しかし、今後ますます要養護問題の発生要因は複雑多様化し、多問題家族といわれるような家族病理が存在する現状を冷静に捉えたと今すぐに、量的な減少に結びつく要件とは思えない。それどころか、いままでのような低所得者層の貧困救済のみならず、全ての家庭崩壊を対象としたケアの推進が養護施設の大きな使命となりそれが施設入所者の拡大となり、まだまだ施設入所ニーズの掘り起こしになるのではないかと思われる。

4. 施設におけるサポーターネットワークについて

養護施設は児童に対しての専門的な援助機関として、地域社会の中で児童の福祉の推進をはかる役割を担う必要があるのではないかと。少なくともアメリカの施設を視察する中でそうした専門機関としての誇りとプログラムの質と量を強く感じさせられた。そのためにはやはり、スタッフの問題がある。アメリカの施設の多くが施設長を始めソーシャル・ワーカー、チャイルド・ケアワーカー、精神科医、特殊学級の教職員、セラピスト等の職員



Concord-Assabet における質疑応答
施設長 Stephen A. Joffe 氏（立っている）
を中心に右に教職員、左にセラピストの皆さん

を有している。日本の養護施設においても、もっと家族に対して専門的ケアのできる力量と職員が欲しいものである。今後スタッフの整備の問題は、避けては通ることのできない問題となってこよう。現状の児童相談所の機能と施設のスタッフの量と質では子どもを取り巻く問題発生に社会構造と質的多用化社会に対応することは困難であり、養護施設の機能の多用化を求

められても根本的な整備充実のないままに問題解決は図れないのではないだろうか。もっと地域社会を取り込んだ形での予防的プログラムを開拓し、施設と地域社会がともに手を取り合ったサポートリングネットワークの整備が急務とされる。

家族に対するアプローチは、いつときも絶やすことができないことを施設入所児童のケアをするにあたって常に念頭におくことの必要性を痛感した。

5. 今後の考察

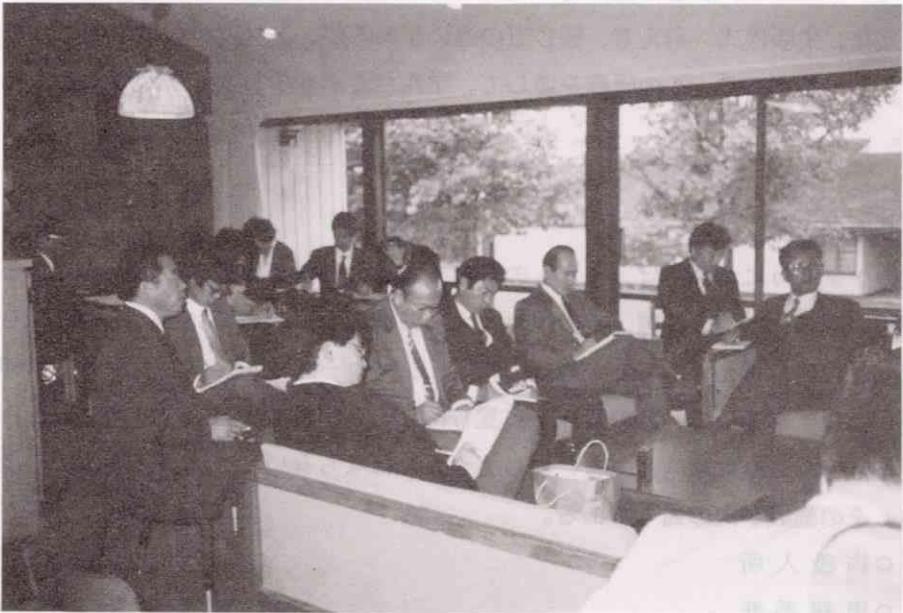
日本における児童福祉法では、要養護児童の発見者の通告義務規定がある。しかし、現実にはほとんど機能していないのが現状であろう。どちらかというとな家族問題は個人的な問題であり、そうした問題について公が介入することは極力避けようとする姿勢が強く、そうした観点から親権が絶対のものになっている。

しかし、児童のように自分自身で権利を守ることのできない力のない者については、やはり公権力で擁護しなければならないのではないだろうか。

公的機関である児童相談所は、いわば申請主義的な運用が強く、すでになんらかの問題が発生してしまっただけからの対応である。このことが問題への取り組みを複雑にし解決を困難なものにしてしまっている。今後福祉のアプローチとして家族の予防的対応に重点を置くべきだという視点と、さらに今日の家族の養育機能の変化からみればもっと積極的なアプローチプログラムの展開が必要ではないだろうか。アメリカでは、そうした家族問題の親権に対応するためどのような保護サービスが必要なのかの決定は、公的機関である児童裁判所のジャッジマンによって行われる。在宅のままソーシャル・ワーカーの指導援助の措置や、親から引き離して社会的養護に委ねる措置や、時には、親権を喪失させて養子縁組措置にするかの決定は、裁判所のジャッジによる。こうした法的拘束によって子どもの福祉を確保している。日本においても子どもの人権保護のために司法の手に委ねることも今後の一考察としたい。

私たちがアメリカを訪れた第一日目の夜、全米に夜のゴールデンタイムアワーの中で次期大統領候補、デューカキス候補とブッシュ候補のテレビ公開討論会が放映された。時あたかも私たちは、そうした次期のアメリカの指導者を選択する歴史的節目の中に遭遇した。その中で両候補が、自分の重要な政策として取り上げていたのが薬物の問題であった。これからのアメリカの大統領になろうとする両氏が取り上げた大きな問題の一つが「家庭の崩壊」と「薬物」の問題であったことに子ども達の犠牲の大きさが感じ取られた。“悩める大国アメリカ”という国は、まだまだティーンエイジャーの妊娠の問題、ドラッグの問題、子どもへの虐待の問題、親の離婚の問題等々センセーショナルな問題は数えきれないほどありまた、その問題ひとつひとつがスケールが大きく、深刻な問題となっている。その全てにおいてアメリカを理解して来たわけではないが、まだまだ学ぶべき側面をアメリカは与えてくれた。しかしいづれ、3年後、5年後

などという猶予期間などなく、すでに現在の日本において今アメリカで問題としている多くの事柄についてその問題解決に努力しなければならない時期が来ており、アメリカとの日本における共通の問題意識を感じて来た。アメリカ連邦政府の児童局の係官は言います「子どもは、やはり自らの国で育つべきである。それが私たちの哲学である。」と……子どもの福祉に携わる者にとってこの哲学は共通のものであると信じてやまない。



Children's Home Society of Washington での研修風景

テーマⅢ ファミリー・ケースワークの実際

今回の研修では、アメリカ及び日本のかかえる児童問題について、メンバーの一員として、“アメリカの地で考え、語り合う研修”の機会が得られたことを心より感謝している。

近年、わが国の養護施設においても、非行的傾向を有する児童の増加が著しい。両親の離婚による単身家族、家庭崩壊、ノイローゼ等、家庭、家族の問題も複雑多様化してきている。アメリカにおいて児童処遇上、施設から家庭、家族への働きかけの仕方について又、ファミリー・ケースワークがどのような様に行われているのか、その実際を見学し、学んできた。

両国の文化、生活様式、考え方、感じ方の違いがあるが、アメリカの地に来てみて、改めて理解し得たことが多々ある。この研修を通して、学んだことを少しでも生かせるように、努力したいと思う。

1. アメリカの現状

現在のアメリカにおいては、子どもの虐待、放置の件数が増えている一方である。性的非行、薬物使用の問題、十代の妊娠、その他たくさんの問題をかかえている。その問題を生み出す家庭、家族について考えてみると、両親の離婚、アルコール中毒、薬物利用者、精神的、肉体的障害をもつ親、未婚の母、親の責任を自覚し得ない親が多く、家庭を維持することが困難である。子どもをこの様な家庭より救い出してやらねばならない。家庭外の場所での援助が必要とされる。その施設が次の通りである。

- 施設入所
- 里親委託
- 緊急避難所（一時保護）
- 永続的プランの養子縁組

以上の様な施設があり、子どもの必要に応じいずれかの施設、方法が選ばれ、援助、指導される。しかし、子どもを長期間家庭から離しておいたり、施設や里親を転々とするようなことになると、子どものもつ問題は、より一層複雑化し、新たな問題を生み出すことになる。そのままの状態にしておくと、子どもが人生の希望すらなくしてしまう。そして、問題を繰り返し、社会復帰ができなくなってしまう。アメリカの政府は、勿論のこと、各々の施設においても、児童処遇の最終目的は、子どもを家庭に戻すことが必要であるという哲学をもっており、努力、指導している。故に家庭への働きかけ、家族へのケースワークを積極的に行っている。

(1) 政府としての援助方法

- ① ホームメーカー Homemaker

② 両親教育教室 Parent's Education Class

③ 集中家族援助 Extensive Family Support

(2) 里親について

家庭外援助のプログラムとして行われている。これが良い方法だとは思っていないが、現実には、どうしても必要なシステムになっている。

(3) 養子縁組について

このプログラムは、自分の家庭での生活が、不可能な者への援助方法である。

家庭生活ができない場合、次に里親委託をし、それも不可能な場合、“法的な新しい親”を考えるとということで、養子縁組がなされているのである。

(4) 施設入所による援助（施設の種類）

① 緊急避難所 Emergency Shelter

② グループホーム Group Home

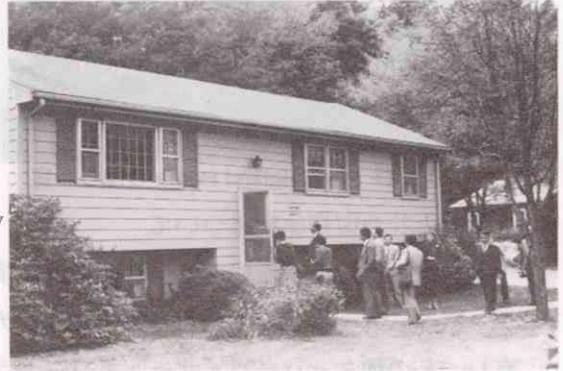
③ 情緒障害のある児童のための施設
（病院等も含む） Facility Foremtonaiary
Disturbed Children

④ 教護院 Home for Training and
Education of Delinquent Children

⑤ デイ・トリートメント Day Tretment

（詳細は連邦政府の業務について文中を参照）

以上のような、どのサービス、プログラムを通して、最終ゴールは家庭に戻すということが最大目的である。



Concord-Assabet の緊急避難所

2. 施設内における児童処遇

(1) 施設の環境について

どこの施設でも、静かな住宅街の落ち着いた地域であり、広大な土地を有し、設備も整えられていた。この環境は、日本では考えられない。リゾートホテルを思わせる様な場所である。住居は、少人数（8～12人）のコテージになっており、児童の居室は（2～3人）の部屋になっている。室内は、部屋にマ

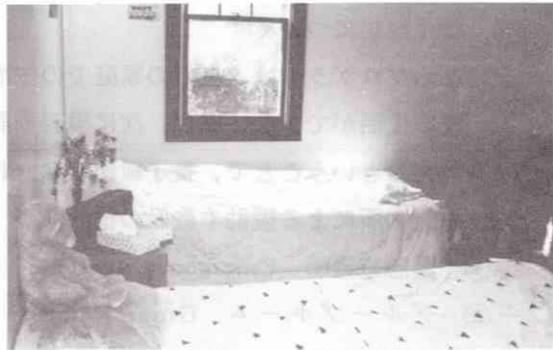


シアトルの Children's Home Society
にある地下のトレーニングジム

どこの施設でもダイニング・キッチンがあり、朝食などは、自由に調理できる様なシステムになっている。全体の団らんの場には、ソファがあり手作りのクッションや色とりどりのぬいぐるみが置いてあったり、テレビ、その他のゲーム等も用意されていた。地下室又は室内に、トレーニングジムの様な設備がなされていたり、洗濯室等も完備されていた。園内には、プールは勿論、テニスコート、体育館等々と目を見張るものがあった。



ボストン New England Home の団らん室



Concord-Assabet の児童の居室

(2) 学校と社会復帰体制について

施設に入所して来る児童のほとんどは、情緒障害をもっている。施設職員のソーシャル・ケースワーカーは、大学院を卒業した人、チャイルド・ケアワーカーは、大学卒の資格を有し、その他スーパーバイザー、カウンセラー、教育、学習指導担当者の教師、各種セラピスト、医者、心理学者などである。これらの専門家のスタッフを揃え、短期間治療を行っている。お互いの情報交換を密にし、しっかりしたチームワークを組んでおり、一日も早く家庭に帰すことを目的としている。施設内で学校教育を行い、個別的特別指導の出来る設備を有している。教育に関しても、入所児の学業遅滞は言うまでもないが、施設入所中に必要な学力を取り戻せるよう指導にあたる。

来業後、社会復帰したり、自立して就職に必要なとされる学歴は、公立高校を卒業したと同じレベルで卒業させるよう努力している。それには公立学校との関連のもち方、又施設内の学校の教師もソーシャル・ケースワーカーの資格を持っているといった指導者を有していた。これは本当に大切なことである。施設内で能力がアップした場合、科目により一部授業を公立学校へ行って学ぶことが出来るような連携がとられている。卒業すると、公立学校の修了証と同じものが与えられ、大学進学も可能となる。



施設内の職業訓練設備
(ロスの Vista Del Mar)

施設内には、職業訓練の実習を行う場所を持っているところがある。自動車の修理技術を

マスターし、地域の修理工場に就職できるような専門指導を行っている。

大学院を卒業したソーシャル・ケースワーカーは、主にファミリー・ケースワークの方を担当している。家族との面接、相談、援助にあたる。両親の揃った家庭は少なく、離婚、家出等の単身家族がほとんどである。別れた両親であっても連絡を取り、両方別々に面接したり、施設内において、両親と子どもとの話合う場を提供したり、一緒に問題を考える機会を与える努力をしている。施設に来られない場合、ソーシャル・ケースワーカーが、家庭を訪問し、相談を受けたり、指導したりする。常に子どもを家庭に戻すという目的を達成させる為に努力している。母親が15～16才で、アルコール中毒、麻薬中毒などの場合もある。育児についても全く無知の親であり、現実の問題にどのように対処すべきか等々、初歩からの指導が必要とされている。日常生活の仕方（朝起きたら顔を洗う、食事の仕方、マナー、家庭内の清掃の仕方、学校へ行くことの必要性、しつけ等々）細かく根気よく指導して行くのである。

3. 施設でのファミリープログラム

新しいプログラムとして

両親開発プログラムを組んで実施している施設もある。

(1) 問題の親への指導

外面的に何不自由なく問題のなさそうな、中流以上の高い地位にあるような親の子どもが非行化し、問題が多発している。

○低年齢児の場合（5～6才）

注意力が散漫になったり、常に恐怖心をいだきビクビクしている。生活に落ち着きがなく、社会適応が出来なくなる。孤独感に陥りうつ病の症状を繰り返す。

○思春期の子どもの場合

暴力的であり、性非行（乱交）が著しくなる。精神錯乱者、自殺、登



両親教育に携わるシアトル Children's Home のボランティア相談員 Ms. Vincent（中央）

校拒否、拒食症等の症状が目立つのである。家庭において親子の関係が十分に保たれておらず、置去りにされている状態である。（両親の仕事が忙しいから……など）

親指導の一番大切なことは、問題の子どもをどうするかではなく、問題なのは、親（自分）に問題があるのだと気付かせることである。

また、子どもにどう関わって行くか、自分なりの方法を見い出させるのである。同じよう

な問題をもつ親が、グループで話合ったり、個別に相談し合ったり、自分自身を知る機会をより多くつくり出してやることである。そして、子ども達にどのような大人になり、親にならねばならないのかを指導して行くのである。両親教育をすることにより、子どもに問題を起こさせない予防になるのである。将来の子ども達の為に、親指導を実施して行くことは、本当に必要なことであるが、結果がすぐに見えるものでなく、時間のかかる仕事である故に、忍耐をもって進めて行く必要がある。社会性を身につけさせ、信頼関係をつくり出すことのできる素晴らしいプログラムである。(このプログラムは、専門家のみでなく、実際離婚を経験したり、問題をもつ親同志が集り互いに指導にあたることもある。)

4. 家庭・家族についてのアメリカの考え方

- ・人生を良くしたいと願っている集団である。
- ・一世代だけのものではなく、祖父母、子ども、孫と常に関わりをもちつづけている仲間である。
- ・家族がもっている問題をみんなの問題として考えられる集団である。
- ・川はいつも同じ様に流れているが流れている水は常に異なっている。その様に変化のある手段がお互い助けあい、尊敬しあい頼りあって生きて行くことが出来るのが家族である。
- ・お互いパートナーとして信頼し合える仲間という関係が家族である。

といわれるが、

しかし現在のアメリカにおいて、家庭・家族を定義づけることは困難である。その家庭像のはっきりしない複雑な社会にあって、家庭に子どもを戻すことを最終目的にしているアメリカ、それを十分理解するには、もう少し時間をかけて学ばねばならないかもしれない。

ある施設長さんが我々が子どもにしてあげられる大切な指導の一つとして、社会に出て困った時、どこに、どう助けを求めて行くべきか、という手段をしっかりと学ばせておくことだ。自分の世話になった施設に相談に来る、また、社会資源の利用の仕方を学ばせ、その機関を利用し得るように指導しておくことにより、繰り返し問題を起こし、再入所したり、路頭に迷うことはなくなるはずである。

日本の福祉分野において「ファミリー・ケースワーク」は効果的に生かされているとは思えない。養護問題が発生すると児童の家族、児童相談所、そして施設も児童を施設入所させることがあたかも唯一の目的のように全力を投球する。いったん入所してしまうとすべての関係者がほっとしてしまう。児童と家庭との生活上の関係は希薄化し、子どもが高校を卒業し、いざ家庭へ戻ることになっても肝心の家庭は児童の入所前と同じ状況下あるいはそれ以上に悪化していることさえある。

それは、児童の措置と共に家庭に対する援助計画が児童相談所にも施設にもないからである。

社会福祉と言えるためには、問題解決のための援助の「方法」を持たねばならない。その援助が家庭にふりむけられる場合が「ファミリー・ケースワーク」であり、援助の実践者を、「ファミリー・ケースワーカー」と呼んでいる。

施設養護においては、児童をめぐって親または親族に対して十分なアプローチが必要である。その過程の中で親自身の問題の解決を図り、その児童が一日も早く家庭にそして地域社会に戻れるようにしていかなければならない。この家庭調整のアプローチこそ施設におけるファミリー・ケースワークである。

さて、概述した如くアメリカの児童福祉理念は、「子どもを家庭へ戻すこと」と、「パーマネンシープランニング」である。彼らはその実現に向けてあらゆる努力をふりむけている。社会的養護として施設入所（緊急避難所、グループホーム、養護施設等）里親委託、養子縁組がある。

また連邦政府を通して、具体的な援助プログラムとして、

- ① ホームメーカー Homemaker
- ② 両親教室 Parent's Education Class
- ③ 集中家族援助 Extensive Family Support

いずれの制度や援助、治療的サービスの要となるのが「ファミリー・ケースワーカー」であり、大学院を卒業した資格のあるソーシャル・ワーカーによって実践が専門的かつ集中的になされている。

なぜアメリカにおいて「ファミリー・ケースワーク」が福祉の分野でスポットライトを浴びるのだろうか。その理由の一つとして1980年の「養子縁組援助及び児童福祉法」を見逃せない。その新法による「子どもの幸福は家庭にあり。」とする基本理念を実現させるため家庭調整の技術としてファミリー・ケースワークが活用される。

もう一つの理由として、アメリカには日本でいう措置制度はなく児童の施設入所にあつて施設と州または郡との契約が必要であり、その契約期間もほとんど1年6か月という短期間である。その間に児童の治療教育と家庭復帰を目標に施設は最大限の努力を払わねばならず、そのためには家庭の抱える問題の援助治療も必要となり、「ファミリー・ケースワークの理論と実践」が要求されるのである。

児童の真の幸福は家族と共に住むことにありそれを実現するための努力があるとするならば、

- ① 児童の施設入所と同時に児童の指導、治療と家庭復帰の計画樹立の義務を児童相談所と施設に課すこと。
- ② ファミリー・ケースワーカーの予算的措置を実現すること。
- ③ ファミリー・ケースワーカーの資格制度を確立すること。
- ④ 一つの児童ケースに児童相談所、裁判所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、社会

福祉事務所等がひとつになって処遇できるシステムを確立することに問題解決へのたしかな近道が開かれるものと期待できる。

上記四項目を課題として提起しておきたい。

その課題の解決がわが国の児童福祉法の理念に近づくことと、長期展望に立てば財政的負担の軽減も期待できると思われる。



Concord-Assabet 付設
緊急避難所のダイニングルーム

XXXXXXXX 感想 XXXXXXXX

美さと児童園 高良 邦雄

このたび財資生堂社会福祉事業財団主催の「第15回資生堂児童福祉海外研修」の一員としてアメリカの研修に参加させていただきました。この望外の喜びの機会を提供して下さった資生堂社会福祉事業財団に感謝を申し上げたい。さいわい研修テーマが「非行傾向を示す児童の処遇問題」という日頃から関心をよせていた領域だけに日本のそれと比較検討を加えながら研修できたことは大いに収穫があったと考える。以下研修の成果の一端と私なりの所感をレポートとしていきたい。

18時間以上の空の旅の疲れも忘れ緊張した気持で臨んだ最初の訪問先はアメリカ50州の福祉行政の本部連邦政府の「人間開発局、(日本の厚生省にあたる)」であった。本研修団日高団長のあいさつをかわきりに温かい歓迎を受け、人間開発局のそれぞれの専門官によって各分野の説明が進められた。その説明の中で今でも強烈的に記憶に残っているのは、①教護ケースは日本では厚生省で扱うが、アメリカでは法務省の管轄となっている。②アメリカには児童相談所はなく児童の措置は裁判所の判決により入所することになる。③そして全州に影響を与えている連邦政府のパーマネンシープランニングである。この③こそアメリカ福祉行政の代表的特徴である基本理念といってよいであろう。この基本理念の実現にむけてあらゆる方策が工夫されている。パーマネンシープランニングを簡単に言えば永続的親計画であり、子どもは家庭で育つべき、戻すべきであるという基本的な考え方である。

アメリカ合衆国の各州は他の国に相当する規模を持っておりその自治性は重視されているにもかかわらず連邦政府の打ち出した「パーマネンシープランニング」が各州で例外なく取り入れられているのはなぜだろうか、不思議に思えてならなかった。処遇効果が高いという理由の他に財政的理由がより深刻であった。

どの州も、どの施設もどのプログラムを進めようとも勝手だが連邦政府の方針に副わないと連邦政府から資金が割当てされなくなるのである。現在各州の経済的基盤は裕福ではなく補助なくして独自のプログラムを展開する程の州は少ないのである。

更にわが国のように措置制度がないためひとつのプログラムの財源は概ね、公的資金50%(連邦政府25%、州政府25%)残りは基本財政基金や一般寄付となっている。こうした予算のしくみにもかかわらず、又政府が予算を引締めても民間として勇ましく財政獲得のあらゆる努力をしている姿には感心させられている。

次に施設のプログラムと職員の体制について触れてみたい。

ひとつの法人が多種多様の施設プログラムを展開するため、それに対応する職員の専門分野ごとの体制が確立されていることも特徴のひとつと言えよう。例えば、ニューヨーク州の「カーディナルマクロスキー」という施設（一時保護施設）が児童のかかえるいろいろな問題に対応するために職員を次のように配置している。①施設長1名、②寮長1名、③学校長1名、④スーパーバイザー1名、⑤ソーシャルワーカー2名、⑥教師4名、⑦指導員・保母12名、⑧精神科医1名、⑨心理医師1名、⑩その他調理員等

以上わたしの研修成果の一端と所感を述べてきたが、まさに「百聞は一見にしかず」の諺どおり、今回の研修は私の血となり肉となりの思いでいっぱいである。これも偏に財団法人社会福祉事業財団の先駆的な企画と研究熱心でかつ心豊かな研修団員にめぐまれたお陰と心から感謝申し上げます。

東光学園 大久保 祐子

今回、研修旅行団の一員として、二週間に亘り、アメリカ各地を見学できたことは、貴重な体験であった。まさに“百聞は一見に如かず”の諺どおり、時が経つにつれ思いを新たにさせられている。国内での事前研修に始まり、準備された計画、連絡の丁寧さ等、細心の心遣いによって、全てにおいて安心し、かつ安全な旅行ができた。これらは何より素晴らしく、関係者の皆様様に心より厚く感謝する次第である。

研修テーマとは別に、広いアメリカを駆足であるが見て廻り、学んだこと、考えさせられたこと、感じさせられたことなど多くあった。その中でも、どの施設を訪問しても、広大な土地、静かな環境、整えられた設備、地域社会にとけこんだ施設という印象を受けた。特に“これが〇〇施設です”と、ひと目で解るような囲いや、区切りのないここからどこまでが施設なのかと思わせるあり方である。各々の施設が自らの主義、主張をしっかりと踏まえ、積極的に事業に取り組んでいるという姿勢が伺えた。決められた枠の中で考えを当てはめるのではなく、必要であると考えたなら、まず実行してみる。その為の労を惜しまずどんどん新しいプログラムを実践してゆく。新しいプログラムが良い効果を生み出したならその為の資金は確保できるのである。

施設でより良い処遇を行う為には、有資格職員を揃え、高度な技術を駆使し、より早く家庭復帰ができるよう努力するのである。その為各施設で行う資金調達の方法については、目を見張るものがあった。施設の中での資金調達部又は広報部というしっかりした組織を持ち、専門的に資金調達の仕事に従事している職員もいる。施設紹介のパンフレットはもとよりビデオを作製し事業内容をはっきり説明する。入退所児等へのインタビュー形式でどの様な効果を生み出しているのか実際にPRする各専門家（ソーシャルワーカー、心理学者、医者、教師等々）が、どの様

な指導に当たっているのかを力説している。このビデオを地域で行われる会合の場で、より広く一般の人々に見てもらい理解を深めてもらう機会をつくる。又施設を開放し（オープンハウス）バザーやパーティ、講習会を行ったりし、多数の理解者を得る為の努力を大切にしている。

ある施設では理解者、協力者に対して、年4回、約4万人の方々へ手紙を送り、事業の報告や連絡を怠らないという。この努力はかならず報いられると言われた。その他共同募金による収入も大きい。又宗教を母体とする基金を有していたり、不動産を持っており、多額の利子を運用している。これらの資産は、施設の運営費（事業費）ではなく、施設を豊かにし、良い仕事をする為の資金である。施設が行う家族への援助や児童退所後のフォローアップについても真剣に考えられ、施設入所機関は短期間であっても、一人のケアを考える時、一時的なものでなく、継続して、忍耐を持って長い目で見守ってやる必要があるのである。これらの援助活動の資金にも当てられている。施設自身で行う資金調達の方法は、日本においても必要なことであり、大切なものではないかと思われた。

次に驚いた点も多い、現在、家庭崩壊、暴力、薬物利用者、アルコール中毒者などの問題を抱えている。特に“十代の妊娠”の問題は、今後の大きな課題の様に感じた。ある母子寮を見学した。室内には大人用ベッドとベビーベッドが備え付けられ、育児に必要なものは全て整えられていた。しかし、入所者の母親の年齢が“13歳～16歳児”である。乳児をつれて登校し、学校には託児所がある。ホーム内では、生活指導と共に育児指導も受けている。基本的な生活習慣が全くできてなく、親自身の起床、洗顔、歯磨きからおむつ交換授乳に至るまで指導が必要である。子どもが子どもを育てると言う光景には、全く驚かされた。この様な状態が日本に訪れない事を願う。そして基本的教育の大切さを痛感させられました。

おわりに、
今回の旅行中、天候にめぐまれ、木々の紅葉が美しくまるで絵の中に居る様な風景に数々出会った。各地で思い出深い楽しい時を過ごしたが、田舎町よりバスでニューヨークに向った折、あのエンパイア・ステートビルディングが車窓より見えたあゝ～あれは……と歓声と共に拍手がまき起った。あれがニューヨークだ!! マンハッタンだ!! あの興奮は忘れられない。

私は中学校の頃、引っ込みがちで外出嫌いであった。ある日初めて連れて行かれ映画を見たのがミュージカル映画だった。それ以来、映画が大好きになり、明るく活発な子どもになった。当時ミュージカル映画はほとんど観に行ったものだ。その頃憧れたアメリカは遠い遠い所であった。すっかり若返りブロードウェイを一步一步踏みしめて歩いた。おかげ様で立ち並ぶ劇場街で本場のミュージカル“フォーティセカンド・ストリート”を観ることができた。感激と興奮のニューヨークの夜であった。又映画の都“ハリウッド”にも行くことができ、青春時代に戻り素晴らしい夢を実現させてもらった。この様な機会を与えて下さったこと、又この研修を通して知り得た素晴らしい仲間との出会い、言い尽くせぬ感謝をこめて……ありがとうございました。

今回の第15回資生堂児童福祉海外研修は、総主題を「非行傾向を示す児童の処遇問題」とし、アメリカの施設における家族指導について「ファミリー・ケースワークの実際」と「児童施設における家庭機能の生かし方」を中心にファミリープログラムの知識と技術について研修することを目的とした。研修の地「アメリカ」という国を通して今、アメリカが抱える青少年の問題に対しどの様に立向かい、そして将来に対しどの様な希望と示唆を与えているのかをこの目で見ることとした。

今日の国際化社会の中であって、習慣、文化は違えども、アメリカの持つ養育に対するビジョンを学びとることによって、日本における5年後10年後という大きな長期展望にたった、日本の児童福祉に示唆を与えるべきものを探り出すことを目的とした。

広いアメリカを語るには、それぞれの州によって福祉行政政策も大きく違うため、各地を幅広く势力的に廻わり、より多くのアメリカの現状を視察しアメリカの全体像を見出せればということでワシントンD.C.にある連邦政府を始め東海岸、西海岸の主要都市を中心に15日間に及ぶ研修を重ねて来た。

「依存から自立へ」
「理念のない社会福祉施設の存在はありえない」という言葉のごとく、どこの施設を訪れても施設のビジョンというものを前面に打ち出していることを強く感じられた。そのビジョンをおろそかにすると施設の専門性が失われるばかりか、施設の存在価値すらゆらいでしまうという厳しい環境下にたたさされているのがアメリカの施設であった。専門性というとなんとなくとらえられがちであるが、他の機関だとか他の人では代れない力を持っているという自負心と計画性が問われているのである。施設の理念とか、方針を理解するということはいわゆる児童養護の原点へ施設が立ち返るということにもなる。そうした理念と計画の基に施設が地域社会の中で地域コミュニティの推進的役割を果していた。

子どもを取り巻く環境の中で家庭・家族を切り離して処遇を考えることはできない。という理念からあらゆる関係機関との連携維持に努めていた。そのことは、施設が依存するという事ではなく自立の上になつた地域社会の中でのリーダーシップをとる専門機関としての姿であった。

財政基盤についても、もちろん公的扶助の部分も大きいですが、それ以上に計画性を持った自己財源を生み出す資金計画が確立されていた。公費依存が高まると公的関与が強化されその結果、民間活力を失い、開拓的、創造力の意欲を低調にし行政主導型となりがちであるが、施設の「主体性」を尊重しつつ、利用者のニーズに合せたケア体系が位置づけられ、そのための施設づくりが強力に進められていた。そのエネルギーに感銘を覚えた次第である。

さらにアメリカにおける「伝統的家族像」の崩壊により、家庭養育基盤が脆弱化し、児童の人格形成が阻害されたり、心身の発達が歪められたりして福祉が損われ、このような児童の人間尊重をはじめ、人格の再形成と心身の保障のために科学的・専門的アプローチの導入がなされている。優れたソーシャル・ワーカーをはじめチャイルド・ケアワーカー、心理学者、精神科医、等々がチームを組み、さらに学校教育とタイアップし一人の子どもに対し福祉と教育の連係が図られていた。この点に日本の現状の立ち後れを痛感した。

今日のように施設入所児童の問題が複雑多様化する中で児童の指導にあたる場合、専門的ケアスワーカーの要員が必要不可欠となってきた。

決して養護施設の職員の専門性が劣っているというのではなく、もはやそうした努力にも限界があり、社会のニーズがより専門性の高いケアを求めている今日、より充実した、配置と職種を望むものである。

“悩める大国アメリカ”という国は、まだまだティーンエイジャーの妊娠の問題、ドラッグの問題、子どもへの虐待、放置の問題、親の離婚の問題等々センセーショナルな問題が数えきれないほどあり、その問題のひとつひとつがスケールが大きく、深刻な問題となっている。その全てにおいてアメリカを理解して来たわけではないが、まだまだ学ぶべき側面をアメリカは与えてくれた。しかしいずれ、3年後、5年後などという猶予期間などなく、すでに現在の日本において今アメリカで問題としている多くの事柄について同じように問題解決に努力しなければならない時期が来ており、アメリカと日本における共通の問題意識を感じて来た。

最後にこの研修が今後、資生堂社会福祉事業財団のご尽力により継続され国際視野にたった日本の福祉政策の展開がなされることを望んでやまない。

チルドレンズホーム 佐藤昌行

清涼飲料水、ハンバーガー、アイスクリーム等、日本と同じものがアメリカにも数多くあった。正確には、「アメリカと同じものが日本にもあった。」と言うのであろうが、国籍など、特に取り立てて注意なくなってしまう程、それらは我々の生活に深く浸透している。さらに、今日アメリカで起きた出来事が、我々はその日のうちに、例えば、隣家での出来事のように知ることが出来る。

しかし、実際のアメリカは非常に遠く、広く、またそれ以上に理解しにくい国であった。さて、その国の中で約二週間の間、改めて地図で見ると、我ながら実に感動的な移動をしながら、行政機関、そして、いくつかの児童福祉施設を、それぞれに思考を凝らした暖かい歓迎の中で訪問し

てきた。それらの詳細については、それぞれのチーム毎の報告、また、他団員のページに慎んでお譲りすることにして、私は、稚拙ではあるが、私自身が全身で感じたものについて述べてゆきたい。

アメリカの歴史をみると、自分たちの権利を、自分たち自身で勝ち取ってきたことがわかる。この歴史的背景からか、アメリカでは個人の権利を尊重するということが、あらゆる面で徹底しているようにおもえる。そのことは児童福祉施設においても同様であった。

研修中、ある施設でこんなことがあった。

その施設では、その施設の長の挨拶と概略説明の後、同施設内のデイケアセンターの児童が、我々の訪問を歓迎して、何かを披露してくれる予定だったらしい。

しかし、施設長の挨拶が長くなったのか、はたまた、その子どもたちが早く来すぎたのかわからないか、施設長の話が終わらないうちに、彼らが我々の前に登場してしまったのである。やがて5分たち、そして10分が経過したが、施設長のお話はなかなか終わらない。そのうち、「カツ・カツ・カツ」という、そぐわない音が聞こえてきた。その音の主は何と、勢ぞろいした子どもたちの中の、一番年少と思われる白人の女の子の靴だった。彼女は、「早く話しを終わらせて!!」と言わんばかりに、顎を前に突き出して施設長をにらみつけ、両手を腰に当て、靴を鳴らしていたのだ。その先は、施設長の話を持参したテープレコーダーに任せ、私はこの二人の戦いを単なる傍観者として見学することにした。この戦いは、結局、施設長のまるで一人前のレディーに対するような、彼女への丁寧なお詫びによってことなきを得、まるで何も無かったかのように、彼女らの実にかわいらしいダンスが始まった。

我々が帰った後、彼女がこの件について叱責を受けたかどうかは不明だが、きっと彼女の行為は当然のこととして処理されたはずである。

この無血の戦いを、傍観者として微笑ましく眺めながら、半面「もし、自分の施設で同じ状況で、同様なことが起こったなら、彼女はきっと第一級の犯罪者の如く叱責（指導）を受けるばかりか、いわゆる「扱いにくい子」というレッテルを貼られてしまうだろうし、また、日本の施設ではこのようなことは、決して起きないだろう。事前に十分に配慮指導が行われるはずである。

何事にも形式を重んじるのが「日本式」なのだから、彼女が叱責を受けてもしようがないだろうし、事前指導を充分に行えば、このようなことは起こらないと言う意見も一理あるだろう。しかし、子どもたちの権利、いわゆる入所児童の人権についてももう一度、子どもたちの日々の生活全般から再確認し、しつけ、あるいは生活指導という名のもとに、彼らの有する様々な権利を奪ってはいないかを考えなければならないだろう。とかく我が国においては、「権利」等の話しをする時、ある種の「思想的な活動」をイメージしてしまうが、アメリカのようにごく自然に、かつ、生活習慣の中に溶け込んだ形で「権利の保障」ということに取り組める環境がほしいものである。

今回の研修で、いまだ整理がつかない程の収穫があったが、このことについてはすぐに日々の仕事に留らず、取り組んで行こうと思う。

今回の研修団員の中のひとりが、「子どもが悲しい時に、人知れず泣くことができる場所を作ってやりたい」と言っていたがアメリカにはそれがあった様に思う。

報恩母の家 花田利生

8月9日東京銀座の資生堂別館に緊張した面持ちで事前研修に参加したのである。この事前研修に参加するまでは、テレビなどでよく見かけるようにアメリカという国では、子どもたちの人権を守り1個の人格として、親が育てているものだとばかり思っていたのであるが、それとは全く逆の放置・虐待などはもちろん、薬物による汚染など数多くの問題があり驚きと共にある種のショックを与えられました。自分の認識の甘さにアメリカにいて研修をするにあたり再度心を引き締めなければならぬと考えさせられたのである。

そしていよいよ旅立ちの9月25日。出発の直前、添乗員の柴田さんより「これからは何があっても17名での行動になります。」といわれたとき、さあいよいよだという気持と大丈夫だろうかという不安が胸のなかをよぎったのである。

アメリカに到着して施設研修がスケジュールに沿って行なわれたのである。研修を通して感じたのは、法人自体の経営努力があり資金調達など考えられない額を集め、施設内スタッフの専門性を確立させ専門職が様々な形で配置されているのである。このスタッフ達によって子ども達の処遇にあたり1日でも早く家庭復帰・社会復帰ができるよう努力していた。建物は、ほとんどが10名程度の建物で各部屋とも2名から4名が入所しており入所してきた子どもたちのプライバシーを尊重している点（泣ける場所があるという事）で素晴らしく小人数で生活するという事はそれだけアットホームな環境になるのではないかと感じたのである。又、ボランティアが多く施設に入り職員と変わらないぐらいの仕事をこなしている。このことはボランティア養成とボランティア自身の意識がしっかりしているためであると考えられる。子ども自身については、日本と同じように低年齢化が進み、それと同時に、高齢児の問題が複雑になっているとの事である。

ただ、スタッフの人たちは子どものことに努力されていたが、ある種機械的であったように思うのである。これには時間に区切られ、色々なプログラムを用いていたためかも知れないが。

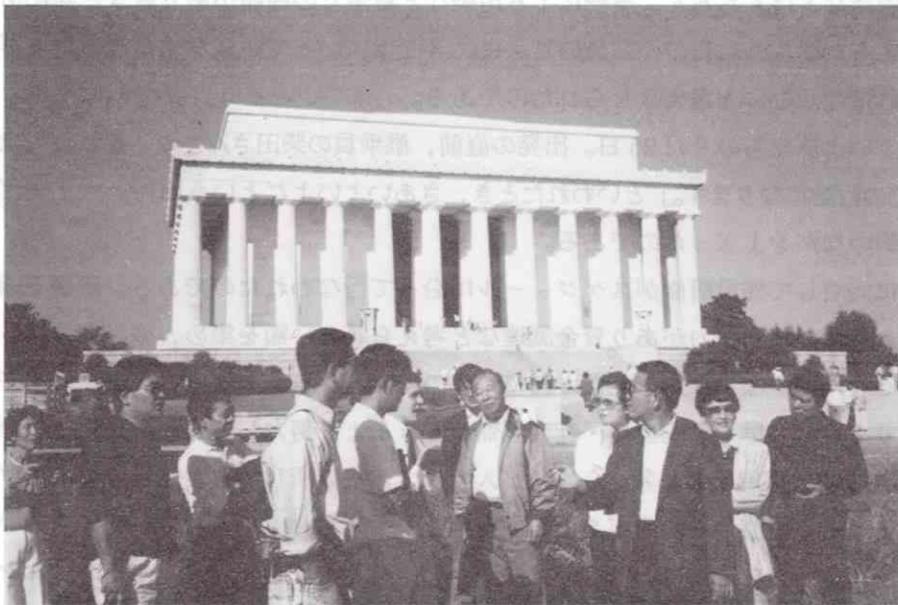
最後に、アメリカ的だと思った事は、施設において説明を聞くときにほとんどの人が哲学という言葉を用いて（理念ではなく）いたことと、施設のサービスや処遇に様々なプログラムを用い、そのプログラムを管理するためのプログラムがあるときいてユニークだなと感じたのである。

研修内容から少しはずれるが、15日間の研修期間でいろいろな失敗が数多くあったのである。

その失敗がときには団員の心を和ませたことも事実である。この私も初っ端から失敗したのである。バスの中に相手に渡すプレゼントを忘れ、それが戻ってくるまでは研修どころではなかったし話もしていない電話代を払ったりと様々である。

この資生堂海外研修団に参加させて頂き、アメリカの養護施設を見学・研修する事ができ、自分の視野を広げることができたのは、今後の私の仕事や生活に大きな収穫になり糧となるであろう。それと同時に多くの先生方を知ることができ、いろいろな話を聞くことができた。全てをひっくるめて私にとって大変有意義な研修となった。

また、このような機会を与えて下さいました資生堂及び厚生省の方々はこの場をかりてお礼を申し上げます。ありがとうございました。



ワシントン、リンカーン記念堂前でくつろぐ団員達

第三章 家庭復帰指導とネットワーク

メンバー 龍尾／金地／桃山／倉品

〈研修のねらい〉

現在、日本の児童の非行問題は、複雑かつ多様化し、欧米諸国とその形態を類似させてきた。

特に、家庭崩壊に伴う、児童の非行傾向の増大は顕著であり、社会問題と化している。勿論その原因は、政治や文化の違いを基盤とし、異なる宗教、人種等、国情に負う所も多いと思えるが、①離婚の増大に伴い単身化する家族問題、②有機的な結合を失い脆弱化した地域問題、③家庭の養育機能の低下により過剰に期待される教育問題等などの多くの要因が上げられる。

この様な状況下において、最も重要なことは、増大する非行問題に対し、我々児童福祉に携わる者たちや専門家、教師、地域住民全体が、共通の責任意識をもち、全てのレベルで一致した協力体制、即ちネットワークを敷くことが緊急の課題と思える。

そこで我々は、「家庭復帰指導とネットワーク」のテーマのもと、アメリカの実情を視察しつつ、今後の方向をさぐってみた。

1. アメリカの家族の変貌と児童問題

1909年第一回白亜館会議の宣言が採択され、「子どもは、本来家族と共に生活すべきであり、貧困という理由だけで、家族から引離すことは許されない。」との基本原則が確立した。

私達が訪問した連邦政府、ロサンゼルス郡児童局、またどの施設においても「家庭にまざるものはない。」との信念の基において、家庭から子どもを保護した後、家庭の調整を短期間（6カ月～2年）で行い、早期に家庭に帰れるよう、家族を含んだ形で教育をしている。家庭に居ることが安全でない場合は、里親に出して家庭に代わるものを確保する。



ロサンゼルス郡児童局でのミーティング風景

(1) 家族の概念の変化

家族とは？ 従来のアメリカの典型的な家族構成は、夫婦と子ども二人というのが普通であった。現在においては、中流家庭もこのカテゴリーから外れて来ており、さらに福祉の援助を受けている家庭は、もっと複雑な家族構成になっている。両親共に揃った家庭は少なくなり、別々の親から生れたり、継母、連れ子といった構成が多くなって来ている。（片親で

あるからといって、崩壊家庭と呼ぶことはない。心のつながりこそが、家族と呼ぶべきに相応しいのである。)

10代の妊娠、出産という問題が深刻になってきている。毎年、100万人以上のティーンエイジャーが妊娠し、その内約半数は未婚の母となっている。子どもが子どもを産むということは、生活技術や養育の知識も乏しく、当然福祉の援助を受けることにもなる。1988年代は25%が貧困の中で暮らしており、女性の賃金は男性より6%安い。又、家庭としての本来の機能が十分果せていないことも、家庭援助の次のようなプログラム内容によっても伺い知ることが出来る。

- ① 一般援助の方法 General Assistance…… ホームメーカー Homemaker (中級程度のトレーニング)を家庭の親にする。—— 清潔にする方法、栄養を与え方、しつけの仕方、子育ての方法を教える。又、週3時間毎9カ月間、母と子に医療の援助、交通の援助、住宅の援助のサポートをする。
- ② 両親の教育の為の教育…… 両親に、子どもに何を期待して育てるか、幼児を持っている親、学童を持っている親、10代の子どもを持っている親に教育する。
- ③ インテンス・ファミリー・サービス Intense Family Service…… プロのワーカーがセラピストと共同で6週間～3カ月の間、問題の家庭を教育する。

一つの家庭において、経済的援助・子どもの援助・アル中・薬物の問題と複雑に多くの問題が複合している。現在、このプログラムは成功しており、75%～85%が家庭復帰が出来て子どもが家庭に留まることが出来ている。

ワシントン州シアトルの Children's Home Society of Washington の会長チャールズ A. ランドン氏は次のようにいっている。「現在、家庭が単に変わったというより、男と女の役割の変化に問題があるのである。(1970年代、妊娠出産が母にとって大切であった。)多くの母親は仕事を持たねばならなくなり、外で働くようになった。家に入ると価値がないと見られるようになった。」ボランティアのビンセントさんもいう。「20年前、離婚はタブー視されていた。(子どもが危機的状況下におかれたり、暴力を受けても。)しかし、今は虐待された場合、離婚した方が良いとの考えに変わってきた。」この言葉からも分かるが、離婚することが当然のようになり、女性が外で働くようになったことが、家庭の変貌に拍車をかける要因となっている。



Children's Home Society の
Charles A. Langdon 会長

(2) アメリカの児童の問題

今日、アメリカの直面している児童の問題は、家族の概念が従来より変化し、家庭としての機能が低下し、複雑深刻化してきている。

訪問した各々の施設では、虐待・放置・性的虐待・暴力・薬物・アルコール・10代の母親の問題・エイズの子どもなどの問題等があげられる。

子ども達は、両親の離婚によって別れて暮らすようになり、里親や養子に出されたりして、更に複雑な人間関係の下におかれる。

裁判所に係争中の子どもの5%は暴力であり、他の95%は犯罪を犯していないが何らかの歯止めが必要ということで拘置されている。1974年青少年犯罪予防法が出来て基金も用意され14年も経過しているが、西部地方では子ども用の拘置所がないため成人用の刑務所に拘置されている。

虐待や放置については、実親、義父母、養親、里親より受ける場合が多く、性的虐待には母子家庭内における同居人より受ける場合が多い。この点から見ても家庭の変貌は、多くの児童を犠牲にしていることは明白な事実である。それにも拘らず里親制度や養子制度を続けているのは、施設ケアをするより経費が安くすむという現実があるからである。州によって異なるが、年間子どもに一人\$15万もかかるが、里親では\$5,000ですむ。

現在、アメリカでは27万6千人の子どもが家庭の外にあり、19%は施設に、他は里親制度にいる。①家庭、②里親、③施設といった順番でケアが行われているが、経費が少なく済むという現実が絡んでいるからである。

アメリカは人種のルツボといわれており、国としても新しい若い国である。様々の人種、文化、価値観や習慣がある。又、その混血の人種もいる。各州によっても援助の方法は異なっており、アメリカはあまりにも広大であり、日本は狭いという国情の違いもある。アメリカのやり方をすぐ日本に採り入れて、真似をしてもうまく行かないであろう。例えアメリカで成功しているプログラムでも、日本ではどうであろうか？

しかし、アメリカの厚生省の説明にある家庭への援助のプログラム等は、日本でも参考にしたいプログラムの一つであると思う。

公的援助だけして放っておくというのではなくて、その後の家族ケアはとても大切であり、援助が生きて来るのではないだろうか。

人間の根幹となる生き方においては、日本の歴史と風土の中から生まれた良い理念や習慣もある。アメリカの良さを参考にしつつも、日本独自のやり方を創意工夫すべきである。

日本の習慣やしつけの中には、国と国、人種と人種の垣根を取除いても、時間や時代を越えても、尚、失って欲しくない人間としての素晴らしい生き方があることを忘れず、次代を担う子ども達を導きたいと思うのである。

2. 家庭復帰に向けた児童養護形態とファミリーケアの実情

(1) 児童処遇とファミリーケアの基本的視点

アメリカにおける児童福祉を考える時、社会福祉の歴史的な背景を理解してはならない。

1930年に公布された『児童憲章』の第3条では、「全ての児童に対し、家庭と家庭が用意できる愛と保護を与えよ。里親養育を必要とする児童に、彼自身の家庭に最も近い代替りの人と環境を与えよ。」と唱われていて、これに基づいて社会保障法の経緯があり今日を迎えているわけである。

① 家族構成の変化

現在、アメリカでは女性が経済的に独立するようになってきている、つまり、伝統的であった父親は外へ働きに行く、ということに加えて母親も働くようになってきた。両親ともに仕事をするということから、家庭において父親と母親の役割が変わってしまい、その影響を受けて児童の問題が表面化してくるのである。

また、離婚の増加や未婚の母の影響で片親との生活になってしまい、家庭としての機能が発揮出来ず、児童の養育に支障をきたしている。この様に、家族構成の変化から後述べる社会福祉全体への問題へと発展していくのである。

② 家族を含めた児童処遇

児童の虐待・放置等も含めて、児童処遇を考える時パーマネンシー・プランニング Permanency Planning に見られる永続的な親を保障すべきだという考えに従って、まずは親へのアプローチに重点をおき、出来るだけ家庭から引離さず、たとえ引離したとしても早く家庭に帰す、このことを前提としている。

家族全体に対してのケアということで、児童処遇の始まりは子どもだけのインタビューではなくて、家族全員が揃った上でのインタビューであるということを強調していた。そして、これから述べる多様な処遇形態の中でも、家庭・家族はとても重視されていて、どんなに良いケアがあっても、家族を援助することを考えないと子どもの幸せはない。と言いきっていたのはとても印象に残っている。

③ 家族の変化とサービス

アメリカ社会では、薬物による中毒、エイズ問題等が深刻化していて、新生児が薬物による障害をもっていたり、エイズに冒されていると聞かされ、想像以上のことにとても驚いてしまった。それでは次に、この様な社会全体の変化に加え、家族の構成の変化に対処出来るサービスについて考えてみることにする。

ここでは、家族を中心にして、どうしても家庭から引離さなければならない場合、どのようなサービスが考えられるか、順を追ってまとめてみたいと思う。

(2) 多様な処遇形態とサービス

① 家族に対するトレーニング

＊ 両親教育教室 Parent Education Class …… このプログラムは、親に対してどの様
すればよい親になれるかという技術を教えるもので、幼児を持っている親・学童を持っ
ている親・10代の子どもを持っている親というように年齢ごとに分けて行っている。

＊ ファミリーセラピー Family Therapy …… 個々に行うセラピーだけでなく夫婦のた
めのセラピー、グループでのセラピー等色々な形でのセラピーを行う。その中でも全家
族を含むセラピーは最善のものであるということであった。

＊ 両親の助手プログラム Parent Aid Program …… これは地域のボランティアを選んで、
ボランティアをトレーニングすることによって、虐待・放置をしている、あるいは、し
ような親と組み合わせ、助手となった人と家族との間に、友情関係を成立させて、サポー
ト・援助を継続的に行う方法である。

② コミュニティ・ベース

次に重要視しているのが地域社会である。家庭回復が出来たとして、子どもが家庭復帰
して行くためには、地域社会の受け入れ態勢が問題になってくる。地域の学校に通学する、
地域の会社に就職することが出来なければ、問題が解決したことにはならない。したがっ
て、地域社会の色々な分野での開発が進められ、児童処遇の方針の中に地域社会へ戻る訓
練を組み込んでいくのである。

また、これから紹介するプログラムの中には、施設からの距離を基準にして（特にその
地域だけの子どもを対象）、子ども達自身にも、自分はこの地域にいるという気持ち、家
族に近いという気持ちを持たせてケアを行っているプログラムもある。

③ ディ・ケア

里親等にださないための予防的プログラムの一つとして、ディ・ケアがあげられる。
このプログラムは、親が働いていたり、学校に通っている、あるいは身体的・情緒的な障
害を持っていて、子ども達に関わっていら
れない。そこで家族の必要としている時間
帯に合わせて、子ども達を保護する役割を
持っている。

アメリカ東海岸のニューヨークにある施
設では、ファミリー・ディ・ケアと呼び、
生後2カ月～12歳までの子ども達を対象に、
週5日間のケアを行い、家族（親）には
職業訓練プログラムで、仕事をするための



ニューヨーク州 Cardinal McCloskey
での子ども達による歓迎

訓練を行っていた。また、ソーシャル・ワーカーは洗濯の仕方、皿洗いの仕方、家計簿の付け方等の家庭生活の指示やカウンセリングもするということがあった。

このようなサービスによって、里親に出さなければならないように思えた子ども達の中で97～98%は、里親等に出さずにすんだそうである。

一方、西海岸のロサンゼルスでも、ディ・トリートメントと呼ばれるケアが行われていて、同様に子ども達を自宅にとどめながら、家族及び地域社会と共に問題解決を図ろうとしていた。ここでは、日中学校へ通い学業に対する援助を行い、同時に環境治療士 Milieu Therapy によって、子ども達に新しい環境を作り与えていた。

ディ・ケアは経費の面からみても、安くすむので連邦政府としても奨励している処遇方法の一つである。

④ 里親

それでは、子どもを家庭から出してしまった時、どのような処遇がなされるかという、子ども達にとって一番規定の緩いものに、里親による処遇があげられる。

里親寮 Foster Family Boardingでは、一つの家族が他の家族を助けるといった形で、直接子どもに対してケアを行うだけでなく、家族に対してもケアをする。子どもは、新生児から12歳までが対象とされ、兄弟姉妹は同じ家族に預けられる様に配慮される。家族に対しては、医療の問題、精神病の問題、情緒の問題等への対処の仕方を教えたり、薬物の中毒の習慣から抜け出す方法を教えたりする。

里親の数が十分にある、ということが仮定として考えられたパーマネンシープランニングのこともあって、こと里親に対するトレーニングのあり方は見習うべきものがある。里親希望者の資格認定のために、収入・動機・健康等のチェックがあるけれども、それと同時にホーム・スタディ・プログラム Home Study Program という形で、しつけの仕方、親から離れた子どもの心理状態をどのように扱うかということに関してトレーニングを受ける。そして里親である以上は、3カ月に一度のトレーニングに参加して、エイズの赤ちゃんをどのようにすればいいのか、体罰を与えずにどのようにしつけていけばいいのかといったことを学ぶのである。以前は、里親に子どもを預けてしまうと、無期限にすることが出来たけれども、児童福祉法の改正に伴って現在では、5歳以下の子どもは18カ月しか養育出来ず、5歳以上の子どもは24カ月以内に家庭に帰さなければならない、結局、最終的には家庭に戻す様に考えられている。

しかし、家族構成の変化、家庭機能の低下に伴って、里親希望者が減少してきていることは、否めない事実である。

里親制度は、18～24カ月間のプログラムとして持っていて、それでうまくいっていない子ども達について、養子縁組を考えている。

⑤ 養子縁組

現在、アメリカでは幼児の養子縁組ばかりでなく、年長児（10歳～14歳）でも、そのうえ人種も限らず、また精神的、知的にも関係なく養子にしている。養子縁組では、親権を停止させることによって、他の家族のもとで、そこが法的な自分の家庭として生活させるのである。

子どもを欲しがっている親は多く、日本へやってきてまず日本で手続きを行い、アメリカへ戻ってまたアメリカでの手続きをする。といったケースもあるようだ。

現在では、補助金 Subsidy といって、経済的支払いを受けて養子縁組をする形を取るようになってきた。これは、誰もが出来ることではなくて、例えば、子ども達が身体的にも精神的にも障害のある子どもであったり、あるいは、12～14歳くらいの高年齢児であったり、2～3人の兄弟のような養子になりにくい子ども達を引き取った親に対して与えられる支払いである。

養子縁組の方法でさえも、複雑な問題を抱えた高年齢児処遇には手をやき、とても悩んでいるようである。

⑥ 全寮制

全寮制の施設へは、自分の家族と一緒に生活していくのに問題があったり、あるいは、里親と生活するのに問題があったりする子ども達が入所していて、最終的なゴールは、家族なり里親に帰すということを取り組まれている。

この処遇方法も、家族全体を含んでケアするというので、まず第一に、問題の背景に何があるのかということを知るため、入所の段階で家族の状況等を十分に調べ、その調査を中心にして子どもと家族のミーティング・治療のガイダンスを行うのである。そうすることによって、良い指導が出来るし、家族も施設の利用方法を理解することができる。

全寮制での生活は、家族の雰囲気大切にしている、一人ないし二人の部屋で生活し、日常生活の仕方や、人間として生きて行くための技術などを学んだり、兄弟関係を学んだりしている。

このような子ども達への処遇というのは、毎週プランニング会議が開かれ、寮のスーパーバイザー、ソーシャル・ワーカー、学校の教員、精神科医、レクリエーション担当職員が、一人の子どもについてどのように進歩したか、次の指導のポイントはどこにおくかなどの話し合いを行い、それを元にして、普段は直接処遇職員であるチャイ



ロス Vista Del Mar でソーシャル・ワーカーを囲んでのミーティング

ルド・ケア・ワーカーが、子ども達と接触していくのである。

一方、家族に対しても担当ソーシャル・ワーカーが、訪問し指導して行くのである。また、子ども達も出来るだけ家庭に帰そうということで、家族との連絡調整を行いながら週末には家庭へ帰すようにしている。

子どもへの治療、家族への指導を繰り返し行い、子どもが家族と一体になることが出来た時、家庭復帰が実現するのである。

全寮制の特徴として、家庭的雰囲気を出そうとしているので経費が掛かるし、職員も施設への入所は望んではいないけれども、当の子ども達は、里親の間を転々とさせられたりするのを喜んでいなくて、全寮制の施設への入寮を希望している。

⑦ 教 育

全寮制の施設においては、特殊学校としての認可を受けた学校が併設されていて、日中はその学校で教育を受けている。ここで学ぶ子ども達の殆どは情緒障害を持っていて、能力はあるけれども学力が遅滞している。

したがって、学校では能力別にクラス編成がされ、子ども達は1日7時間の授業を受けている。学校の教師からは、毎日の学習評価と年5回の成績が出され、その成績で普通の学校へ戻って行けるかどうかを決定するのである。また、そこでの学習を基礎にして、大学や職業訓練校に通えるようにもなっていた。

⑧ グループ・ホーム

このプログラムは、里親、全寮制の施設の子ども達が家族の生活している所へ、戻って行くことが出来ないとき、自活して行くことを教えるプログラムである。この様なグループ・ホームでは、一人で自活していくことや働くこと、アパートに住むことなどを教えている。

また、家族と一緒に生活をさせてみるプログラムも持っていて、週末には親が来て、子どもと一緒に過ごしたりもしているようである。

グループ・ホームは、人間として地域社会で生きていけるかどうかを学ぶ所であって、実際に地域社会の中で、ボランティアとしてどのようなことをしていけばよいのかアルバイトをして地域住民の方々と、どの様に関わって行けば良いのかなど、地域の資源を十分活用しながら、色々なことを学んで行くのである。

ボストンにあるグループ・ホームでは、16～20歳の思春期を迎えた女の子が生活をしていて、仕事をしていくための準備段階としてアルバイトをし、それで得たお金の使い方も学ぶそうである。他にも同年齢の男女が、同じグループ・ホームで生活している所があったが、そこではスタッフが夜も寝ずに子ども達が安心して過ごす様に配慮されていた。

今回の研修で訪れたグループ・ホームは、比較的新しかったのか設備も整っていて、特

にスプリンクラー、非常灯などの防火対策等安全性の面では十分考えられていた。

⑨ 10代の母親のための施設

このプログラムは、10代の未婚の母親に対するサービスの一つで、子どもを助けるためには親を包括してという基本的な考えの元で、母子がハウスペアレント、非常勤スタッフと共に生活をしている。

ワシントン州シアトルにあるこの母子寮では、13歳から入所出来るということであったが、現在14～15歳の母親とそれぞれの子も達が生活していた。

母親は日中子ども達を連れて学校に登校し、学校にあるディ・ケアに子どもを預けて勉強をする。ホームではフルタイムでカウンセラーが、学業の問題・医療の問題



シアトル Children's Home Society 付設
10代の母子寮の一室・乳児用ベッドが準備されている。

等についてカウンセリングを行い、独立して自活出来る様に援助をしている。またこのホームでのプログラムが終了すると他の機関の協力を得て、母子が実際に自活し独立した生活が送れるようになるまで、トランディショナル・プログラム Traditional Program という過渡期の訓練プログラムを受ける事も出来る。

しかし、実際には今まで無気力で生活をしてきた彼女達が、子ども達のためにやる気を持って毎日の生活の繰り返しをすることはとても困難なことだそうだ。当然の事ではあるが、これらの母子をサポートしてくれる家族はいなかったり、たとえ家族があったとしてもサポートしてくれないという現実から免れない、今後は、母子だけではなく、父親を含めたサービスをと、新たなプログラム作りに取り掛かろうとしていた。

日本とアメリカでは、社会的背景・性に関する価値観が違うので、同じ様には考えられないが、日本においても、この様な心配をしなければならない日が、もうそこまで近づいて来ているのではないだろうか。

3. 家庭復帰に向けた児童処遇の実際とネットワーク

子どもを育てる最善の場は、家庭であり、家族と共に暮らすことが一番理想的(自然)な形態である。

しかし、アメリカにおいては、不幸にしてその家庭の枠からはみでた子ども達が約27万6千人いるという。そのうち19%が何らかの施設に収容されており、残りの81%が里親に預けられている。そうした子ども達の親の多くは、ドラッグ中毒者であったりアルコール中毒者であったりする。いかに、子ども達が親と一緒に暮したいと願っても虐待を受け放置されるような

ことがあれば、その望みも消え失せてしまうのも無理からぬことである。その結果、情緒不安をきたし、両親との意志伝達がうまく出来なくなったり地域社会の中で問題を生起させたり、あるいは学校において授業に集中することが出来ず学業遅滞に陥ったりもする。

そうして子ども達は、施設の門をくぐるのである。

(1) 入 所 (措置)

どのような子ども達が入所してくるのか。また、その入所経路は？

各州によって多少異なるが一般的に言って行動に問題を持っている子ども達であって、①暴力的である子。(=攻撃的)、②大人によって虐待された子。(性的行為で虐待される場合もある。)、③性的に暴行する子。④自分の家族と暮すのに色々問題のある子。⑤里親とか家族に代わるものと一緒に住むことに問題のある子。⑥その他。

前記のようなケースが、児童裁判所 Child Court・社会衛生局のような公的機関から措置されて来るケースが殆どで、他に学校・病院(精神病院)・親などから相談を受けて来るケースもある。(この場合、あくまでも子どもの意志が尊重され、軽いケースでどうしても治療が必要と思われるものである。)

ちなみに、日本の場合、全て児童相談所からの措置に限っている。(=親権者の同意が必要。)

一時保護所 Shelter の場合は例外的に; 72 時間(3日間)以内だったら親に知らせなくても良く、もし知られても州政府が戻さなくても良いと判断を下せば、親の意志に反して継続出来るようになっている。

しかし、基本的には親の許可なしに短時間でも緊急性を要するものでなければ、来てはならないと指導している。何故ならば、家出の子のための駆け込み場所(子ども達の砦)にしたくないと考えているからである。仮に、政府より親の意志を無視してとるように言われても、親と子どもが納得してからでないとは抵抗して受け取らない場合もある。

(2) イン タ ー ク

入所が決定した場合まず施設側は、①子どもと家族を一緒にしてミーティングをする。その時、施設の治療のガイダンスならびにガイドラインを定めて、それを説明する。②評価期間 Evaluation Period を2週間から1カ月間かけて、職員は子どもを知ろうとし、また逆に子ども達にどんな職員が知ってもらおうとする。これはお互いに理解しようとする期間である。

具体的には、子ども達に色々話かけて「何が好きなのか? 何が嫌いなのか? 何に興味を持っているのか?」と聞く。こんどは子ども達に我々がどういう人達で、何をしているのかという情報を提供し、また子ども達に何を期待しているのか説明する。

その次に、基準システム(評価・診断)によって子ども達に個々に合っているプログラムをセットしていく。

子ども達を評価・診断するということは、子ども達の行動的問題、人との関わりでどのような症状を示すのか（自閉的か積極的か）を見極めるためである。

ここで理解を容易にするため、事例をあげ説明しよう。

もし仮に、入所した子どもが攻撃的であったとしたら、その子どもは常に大人の指導の下に置き、何時も監視している状態で処遇する。その子どもが大人との関わりが、何時も良いものであって、決して悪いことでないといった気持ちを持たせる経験を、与えるようにする。それは、すなわち子ども達の気持ちを豊かにしようとするものである。

ここでの子ども達の大人との関わりを、何時も肯定的なものであって、決して否定的なものでないようにする。

指導の過程において、子どもが否定的になった場合、ある程度「しつけ」ということでその子どもを隔離してスペースを与えると同時に、子ども達の特権（TV・ビデオを見ること）を取り上げる「しつけ」のやり方で対処する。

次にその子どもの問題行動の背景に、何が存在するのか知ろうとする。例えば、攻撃的な子であったら「なぜ家族に攻撃するのか。いったい今、家族にどんな状態で何が起こっているのか。」ということを知ろうとする。

最初の段階から家族を的確に把握しておくことによって、より良いケアができると確信している。

(3) 処遇の実際

処遇形態として、寮、グループ・ホーム、学校、職業訓練所、治療部門等で構成されている。ではそれぞれのセクションで、どのような処遇がなされているか説明しよう。

① 寮 Cottage

チャイルド・ケア・ワーカー（特別な資格は必要ない）1.3人に対して、子どもは1人の割合で配置されており、一つのコテージに10名前後の子どもを収容している。そのコテージを三つ程合わせて一つのユニットを形成しており、各ユニット毎にユニット・スーパーバイザー Unit Supervisor も配慮している。

職員の勤務は、24時間稼働しており、交替制を採用している。子ども達に家庭の雰囲気を経験させてあげることによって、情緒の安定を図ろうとする。例えば、食事に関していうと、子ども達と一緒に準備することによって、その仕組み、工程、役割を理解させ、食事中はテーブルマナーを教え、会話を交わすことによって楽しい雰囲気を注入してあげる。食後も子ども達と一緒に片付け、その仕組み、役割を知るのである。

住環境については、一般家庭に見劣りしないくらいに整備されている。壁は時々塗り変えられ、綺麗に保たれている。寮内の空間もゆったりとしたスペースがあり、照明等も太

陽光線が入るように工夫されていて廊下などは実に明るい。

夜間、子どもが問題を起こした時は、親を呼んだり職員とうまく行かない時は、家へ帰したりもする。親子に危機的状態を理解させるためである。

② グループ・ホーム Group Home

子ども達に人間としてどのように機能して行くか学ばせたり、社会で生きていくためにどのようにやって行くかを学習させる。その方法として、地域社会でアルバイトをやらせたり、ボランティア活動をさせたりもする。割合として、一週間のうち10時間程度。フリータイムの時も極力、地域社会との関わりを持たせる意味で、地域のレクリエーション活動に参加させているが、しばしば追い出されることがあるという。そういうことがあるため、コミュニティに最初出す時は、良い子を出さざるを得ない。そうでないと良い印象を与えられないからである。

ホームとしては、子ども達をより良く地域の人達に理解して貰うために、広報活動を展開している。その一環として施設を開放 Open House して隣人達を招いたり雇用主を呼んだりして理解を深めている。

③ 学校 School

月曜日から金曜日までのあいだ開校し、午前8時45分から午後3時まで授業をやっている。1クラス2、3人～8人の編成になっており、学年は能力別の3クラス編成になっている。カリキュラムは必修（英語・社会・歴史・科学・数学）と選択（外国語・保健）科目に別れている。

評価については、毎日質の面で評価しており、成績評価は年間5回やっている。

子ども達は、能力があっても情緒の問題があったり、能力が低いがため問題行動を起こし、一般の学校では、落第生として扱われてきた。そのため、学習する以前に一人一人のペースを守り、どのようにしたら勉強が出来るようになるかを勉強する。次に子どもたちにやり遂げたという実感を与えるために、色々な教材を使って学び易いように配慮し、内



上部が明るく工夫された廊下
シアトル Children's Home Society



ニューヨーク州 Cardinal McCloskey
付設の特殊教育教室での授業

容が易しくもなく難しくもない程度にする。例えば読書にしたら、シェークスピア、マクベスを読むことで満足させたり、コンピュータの技術を習得させたりする。もちろん一般の公立学校のレベルを維持しつつである。

従って、卒業証書も公立（私立も可）学校のものを貰うことも出来るようになっている。また、職員、公立学校の教員、措置決定した政府役人、担当のセラピストが集まってケース・カンファレンスを行い、元の学校に戻れるように公立学校の授業に参加させて行く。あるいは、コミュニティ・カレッジ、美術館、博物館が実施している講習も受けられるようにしている。

④ 職業訓練所 Vocational Training Center

木工、自動車整備等があり、13歳以上の男女が指導を受けている。自動車整備については、色々な修理をやらせることによって、子どもにやった（成功した）という気持ちを持たせる（自信+満足感）ようにしている。

実習もトヨタのディーラーの協力で、二時間実施したようである。（Vista Del Marの場合）

⑤ 治療部門 Treatment

毎週、寮においてプランニング会議が一回持たれている。参加メンバー Treatment Unit はソーシャル・ワーカー、寮のスーパーバイザー、教師、チャイルド・ケア・ワーカー、（精神科医、レクリエーション担当者等で構成されている。（=精神科医は治療部門の一つではない。）

テーマはある個人（団体行動がなかなかとれない子ども、一対一の関係が困難な子どもなど）を取り上げて、今後の指導を検討するものである。

我々が訪れた時、たまたまその会議が催されており、オブザーバーとして参加することが出来た。議題にのぼっていたケースは、8年前レバノンからやって来て、カルチャーショックにかかり、情緒障害を起したために入所したものであった。

= 以下ミーティング内容を紹介 =

☆部屋の掃除はしないうえ、掃除は職員がやれば良いと言っている。

☆職員をよくからかうが、ある特定の職員とは良く話す。同年齢の子どもとは話さない。

☆直る余地はある。

☆体重が100kg程あり、大きい子どもだ。

☆週末、家庭訪問するが、父が働きに出ていて不在だった。

☆現在、木工指導をやっている。

☆子どもを尊敬している。（子どもから好かれている職員の弁）

このような色々なプログラムをセッティングする中で、家族関係・家庭環境を整備しつつ子どもの受け入れを促進して行くのである。

子どもも家庭環境も、ある一定の基準（①住むところがある。②経済的にも不安がなくなり、親子関係も良くなった場合。etc）に到達し家庭復帰が実現出来ても、再び不調に終わった場合、施設に戻し親権を一時停止した後、里親制度を利用する。（5歳以下の乳児・幼児の場合、18カ月以内とし、5歳以上の児童の場合、24カ月の範囲で自宅に戻すよう義務づけられている。）

しかし、18カ月から24カ月の間に不調に終わった時は、永続的プログラム（養子縁組）を考えて行く。また、里親側の問題として、子どもの親の状態がよくないと言って、子どもを親に合わせない場合がある。その時は、施設側が里親を説得し、どんな親でも合わせるようにする。もし、里親が納得しなければ、強制的にソーシャル・ワーカーが連れて行く。

なぜかという、施設側は家族の修復・修理は出来るが、家族の代理は出来ないからである。

(5) アフターケア

家庭復帰した子ども達のうち、60%～70%はまづまづやっており、他は刑務所に入ったり、不幸な結婚をしている。

アフターケアは、コテージのソーシャル・ワーカーから紹介を受けた子に対して、実施している。

しかし、ケアを実施する場合でも、アメリカの社会・家族構成が急激に変わっている（女性が外で働くことや、共働きは普通である。）中で、どのようにサポートして行ったら良いか、どういうふうに対応出来るか。施設側が抱えている大きな問題であり、ジレンマでもあるようだ。

4. 早期家庭復帰実現に向けて

(1) ソーシャル・ワーカーの役割とネットワーク

① ソーシャル・ワーカーの配置

現在のわが国においては、福祉施設職員の専門性は、未だ明確でなく、指導員がまるでオールマイティーかのごとく、あらゆる役割を、こなさなければいけないのが実情と言える。しかし、今回の研修を通じた感心したことは、どの州においても施設職員の配置基準の中で、各役割を持つ職員が的確に配置されていることであった。

即ち、ソーシャル・ワーカー、チャイルド・ケア・ワーカー、心理学者、精神科医、小児科医、特殊教育教師、レクリエーション・ワーカー、看護婦等である。

この中でも、ソーシャル・ワーカーの果たす役割は大きく、児童の指導に当っては、全体のスタッフのリーダーであることは勿論のこと、ディレクター（施設長）といえども、ソーシャル・ワーカーの処遇方針は尊重しなければいけない。

社会的信用を得ているソーシャル・ワーカーのレポートは、ソーシャル・ワーカーの資格が、社会事業大学院の修士課程を終了、あるいは、大学院課程の終了者等の専門的訓練に裏付けられ、医者や教師らと等しい専門職としての権威と責任によっている。

② ソーシャル・ワーカーの役割とコーディネイト

New England Homeのディレクター …… ボブ・ガス氏の話では、「全てのスタッフはソーシャル・ワーカーのもと、施設の目的に沿って同一化しており、他の専門職の人々のサービスと技術は、ソーシャル・ワーカーによってなされるサービスと技術とを補足するものであると共に、この人々は、ソーシャル・ワーカーの助力者でなくてはならない。」であり、ソーシャル・ワーカーは、先ず施設内において、児童処遇の援助者としての責任の要であると言える。



ボストン New England Home の
ディレクター Bob Gass 氏（右端）

更に、ソーシャル・ワーカーは問題のより良い解決のために、学校・病院・裁判所等、他の社会福祉機関や公的機関と協力し、コーディネイトする役割を負う。それは、ソーシャル・ワーカーが負う福祉の分野が、教育・医学・法律等の他の専門分野と等しく、特定の知識と資源を必要とするという、社会的ニードと理論に裏付けられた実績によるものであろう。

そして、ソーシャル・ワーカーの役割が、施設の中だけの問題に留まらず、コミュニティでの予防的ケアにも、その力が発揮される体制になっている。

(2) コミュニティの資源の活用と社会化

最近の施設は、児童を単に保護し、健康的な生活の場を保障するだけでは、十分な役割を果たしているとは言えず、児童や家庭への治療的な役割を求められている。今後この傾向は、日本においても、益々強くなるものと思われる。

アメリカの場合、クライアントに応じて施設での養育期間を限定し、プログラムを数多く用意しているが、（74ページの(4)退所 参照）なかでもコミュニティをベースにしたプログラムも、積極的に組み込まれているのが目立つ。（65ページの②コミュニティ・ベース参照）

これは、「問題解決の手段は、自らの施設が地域の福祉資源と関係を広くもつに従って拡

がるのであり、施設の有能性は、その環境の中の資源である指導性、協力性、支持の有無にかかわっている。」(ロサンゼルス、Vista Del Mar のAソーシャル・ワーカー)との考え方によって



ロス Vista Del Mar での質疑応答

① 資源としての教育との関係

例えば、児童が通学する学校は、コミュニティにおいて、教育の場であると

共に貴重な資源であるが、「児童の問題が、単に児童自身の問題というより、家族あるいは家庭の問題と言わざるを得ない昨今、教育と福祉は、パートナーであるという考え方が出てきた。」(オールバニー、コンコードアサベットのディレクター)と、コミュニティにおける今後目指すべき、教育と福祉の新しい関係の説明を受けた。

これは福祉にとって教育が資源、あるいは教育にとって福祉が資源というよりも、コミュニティにとって教育と福祉は、双方とも資源なのであって、社会施設は、人々の生活の中にあるニーズを満たすために、コミュニティの関心から建設されているとの明確な基本的精神に由来する。

② 求められる社会化とは

従って、社会福祉施設がコミュニティのニーズに応えられない時は、存続することが出来なくなり、「私達の施設が、5年後このところに存在しているかどうか分からない。」(ニューヨーク州、カーディナル・マクロスキーのディレクター)となる。

かくして、施設はクライアントに対して多くのプログラムを準備し、問題解決のためと同時に、施設の存続のために努力を払う。ここには、クライアントに対し、「私たちは常にこうしているからそれで良い。」との考え方ではなく、「私たちは、それをこの様にする。なぜならそれは、この様に良いのだから。」(シアトル、チルドレンズ・ホームのソーシャル・ワーカー)との明確な信念と、厳しさがある。

勿論、コミュニティにおける物理的側面をもった社会福祉施設へのニーズもない訳ではないが、そこにのみ社会福祉施設の社



シアトル Children's Home Society での説明会

会化の存在を求める時、コミュニティの関心や資金としての寄附や支持を得ることは出来なくなる。

なぜならば、社会福祉施設の目的は、「人を生かす。」事にあり、そのためのクライアントやコミュニティへのあらゆるサービスこそが、コミュニティを刺激し人を育てることにつながるのである。

そして、このところにこそ、社会福祉施設とコミュニティに「属している。」事の証になり、社会化していると言われるのである。

③ ボランティアの活用

コミュニティをベースにしたプログラムには、様々なものが用意されているが、チルドレンズ・ホームでは、両親教育教室・両親の助手プログラムがあり(65ページの①家族に対するトレーニング 参照)、このプログラムには、3人の子どもを持ったシングルマザーが、一人のスタッフとして起用されていた。

勿論、彼女はセミナーでのトレーニングを継続して受け、援助者としての技術を錬磨している訳だが、基本的には、「自分の歩んできた体験を、クライアントとの援助の過程に生かしたい。」との考えの持主であり、且つ、「クライアントと同体験を持ってこそ、感情的いれこみができる。」との信念を持っている。

地域には、様々な有能なボランティアがいるが、人物評価の基準に、離婚した事の問題よりもむしろ、「多くの困難から立ち上がってきた女性」として離婚を見、しかも実際に起用して行くところに、単に、専門職を雇うよりも経費の節減になるという経営面の問題ばかりでなく、地域との共存関係に基づいた人間福祉を垣間見ることが出来た。

彼女は、離婚を自らの体験として、語る場を与えられることによって、コミュニティの悩める人を「生かし」、自分自身もまさしくコミュニティから「生かされている」のである。

この関係の中心に「コミュニティに属する社会福祉施設」があり、その核にコーディネイトの役割を負ったソーシャル・ワーカーの存在がある。

(3) わが国に於ける今後の展望と課題

① 予防的福祉サービス

我々児童福祉に求められる役割は、時代の変化に伴って大きくその姿を変え、児童の処遇は、保護から治療へ。援助は、児童自身から家族あるいは家庭へと、より専門的に拡大しつつある。

しかし、わが国における児童福祉サービスの体制は、児童相談所・福祉事務所・家庭児童相談室・保健所等、一応、整備はされているが、各々の有機的な連携、所謂、ネットワークという点では極めて不十分としか言えない現状である。それぞれの公的専門サービス

機関は、困難極めるに至った問題の処理に対応することが、精一杯で予防にまで手が回らないのが現状である。

なかでも最近、離婚の増加は深刻な問題である。「不幸な結婚を続けるのも、離婚するのも、子どもに良くない影響があるのは同じであって、ひょっとすると不幸な結婚を続ける方が、子どもにとって、悪影響が強いかも知れない。」(ロサンゼルス Vista Del Mar のソーシャル・ワーカー)との考えは、わが国においても同じであろう。しかし、離婚によって長期に生ずるゴタゴタから受ける児童への影響は、決して放置される小さなものではなく、援助の手が差し伸べられるべき重要な課題である。

② ソーシャル・ワーカーの配置

また、現在の入所児童のファミリーケアに至っては、微増する神経的、あるいは精神的疾患を持った保護者やアルコール依存の保護者へ、現在の職員体制と不十分なネットワーク体制では対応し切れず、試行錯誤の現状である。

わが国には、アメリカにおけるソーシャル・ワーカーの役割を持った専門職がないため、問題の援助に向けて、トータルビジョンをプログラムし、各専門機関をコーディネート出来る人がいないのである。

本来、この役割は児童相談所のケースワーカーが担い、関係機関をコーディネートすることが妥当な方法と言えようが、現実では多くの困難がある。

その理由としては、①ケース・ワーカーの非専門性、②行政間の縄張り意識の他、児童を入所させてしまうと、保護者との関係においては、児童相談所のケース・ワーカーは、受け身にならざるを得ない弱点もある。

そこで例えば、児童相談所のケース・ワーカーの役割は、施設入所までとし、専門職としてのソーシャル・ワーカーを、各施設に一名配置することによって、施設入所後のファミリーケアや、具体的な問題解決のための関係機関とのコーディネートは、各施設のソーシャル・ワーカーに委ねる。

そのためには、「社会福祉士」以上の専門性を持った、ソーシャル・ワーカーの育成が望まれる。そうすることで児童福祉施設が、時代のニーズに応じた役割を明確に認識し、積極的なファミリーケアがスムーズに行われるようになるのではなからうか。

③ 地域との関係

最近の施設入所児童の家庭的傾向として、「家庭的機能の弱体化」が言われて久しく、本来、家庭的機能に不可欠な精神的基盤が失われて来ている。

即ち、児童の心の問題が解決出来ない親、あるいは、解決しようとしぬ親が増えており、親が親としての役割を果たせず、家庭が家庭としての機能を果たせなくなって来ている。この傾向は改めて言うまでもなく、一般的な社会問題であり施設を取り巻いている地

域の問題である。

しかし、現実にはこの地域の問題に施設は十分に対応出来ておらず、児童福祉のサービス機関としての役割は果たせていない。

その多くの原因の一つとして、専門職としてのソーシャル・ワーカーの配置が出来ていないので、児童福祉施設の社会的認知を得られないのである。

また、地域に存在する有能な資源としての人を、ボランティアとして活用しきれず、「クライアントを、ボランティアとして場を与えることによって治療する。」ソーシャル・ワーカーの技術が不足しているのである。

地域に発生した児童や家庭の問題は、地域の力で解決していけるように、施設自らが地域の要となり、地域の力を再編成していく必要がある。

そして、ここに施設の社会化の第一歩が始まるのである。

④ 教育との関係

今後、施設が社会化を一層進めていくうえにおいて、コミュニティの資源である福祉と教育の連携は、不可欠の課題である。

特に最近の傾向として家庭の母親が学校の教師に、「勉強は塾でやらせるので、学校はちゃんとしつけをして欲しい。」とまで言い切る。

もはや家庭は子ども達を支える場所ではなくなって来ており、崩壊家庭では、子ども達が家庭の外に助けを求めなければならない状況になって来ている。従って、現在の教育の場は、トラブルのある家庭の子ども達が教室に深刻な問題を持ち込み、教師や他の生徒達を窮地に追い込んでいく。

そこで教師が、好むと好まざるに拘らず、生活指導という「しつけ」をしなければ教育の場が成立しなくなって来ている。

しかし残念なことに、教師養成カリキュラムの中には、「ソーシャル・ワーク」の視点は組み込まれておらず、元々、教師にそのような力を求めること事態が過剰な期待とも言える。

今後、「教育と福祉は、パートナーである」との視点から考えれば、教師とソーシャル・ワーカーの二つの資格を持った人材を養成し、教育か福祉のいずれかの場に配置して、コミュニティで相互の資源をコーディネートする体制作りが必要ではなかろうか。

ここに、教育の社会化と、福祉施設の社会化の基本的接点があると思える。

⑤ 問題に援助する

そこで施設は、今まで児童を施設に入所させることを持って援助としてきた入所方式から脱皮し、「問題に援助する」ための、あらゆる方式を持った施設機能の拡大を目指さなければいけないと思える。

本来、児童は家庭で生活すべきであるが現在の援助の方法は、施設形態にこだわるばかり、むしろ結果的に親子分離をすることになり、児童や家庭の問題援助とは程遠い処遇がなされている場合がある。

■ 現在、処遇中のケースにおいても細かく分析し整理をすれば、家族の中で援助することが、より効果的なケースがある。

■ 例えば、長距離トラックの運転手や、タクシーの運転手を職業としている父子家庭ケースの場合、父の職種の問題により、「養育困難」として施設入所の方法が採られる場合があるが、週単位で家庭を見れば一週間で完全に家庭崩壊している場合は少なく、数日は健全な生活が行われていることがある。

この様なケースの場合の問題は、父親が家庭にいない就労日であり、「問題に援助する」視点から捉えれば、もっと違った援助の方法が考えられる筈である。

■ ケースによっては事務費だけの措置があっても良く、施設の職員あるいは、ソーシャル・ワーカーが訪問治療をなしつつ施設の機能を最大限に利用することが、むしろより良い効果を上げ、「問題に援助する」ことによる場合がある。

■ 「施設の生活空間は問題解決のための一手段としての場であり、唯一無二の援助のための場ではない。」ことを真剣に考えることが、ファミリーケアの第一歩ではなかろうか。



ニューヨーク Cardinal McCloskey 会長 John DeMartino 氏 (右)
と挨拶をかわす日高団長

×××××× 感 想 ××××××

平安養育院 龍尾和幸

「えっ、龍尾先生は、昨日バッテリー公園から“自由の女神”を、遥か彼方の霞の中に眺めただけで満足なのですか？……それが日本人の悪い癖なんですよ。」

今日のニューヨークの休日を何処に行ったものかと思案を巡らしている私に、八楽児童寮の太田一平先生と、報恩母の家の花田利生先生が、“自由の女神”をしっかりと見届けに行きましよう誘ってくれた。

ニューヨークのバッテリー公園から観光船でおよそ20分、林立する巨大な摩天楼やビルの群れを背景に、「自由の女神」が雄々しい姿を現す。その姿は、眺める者達を圧する迫力があり、鼓動が高鳴る。

『あなたの国の疲れた人、貧しい人、自由に憧れながら狭い所にすし詰めになっている人達、こうした宿無しの人達を私のところによこしなさい。私は金の扉のかたわらでランプをさげながら待っています。』

私達がアメリカをイメージするとき、必ずといって良いほどに「自由の女神」を脳裏に描き、アメリカのシンボルとしてたたえるが、私の知るアメリカ人は「自由の女神」そのものも、もちろん素晴らしいが、その足下に記された精神は、もっと素晴らしいと言う。しかし、この精神を知った上で「自由の女神」をたたえる日本人は少ない。この「自由の女神」の精神はアメリカ国民全体の精神的基盤であり、アメリカが「足算の文化」と呼ばれる源であるともいえる。

アメリカでの研修中さまざまに体験し見聞きしたことは、まさしく日本の「引き算の文化」と、アメリカの「足し算の文化」の違いであった。

「人種のるつぼ」とか「人種のサラダボール」といわれるアメリカの人種問題の困難な実情は、「足し算の文化」の結果ではあるが、ニューヨークの町は、母国を追われ、或は、自由を求めて母国を捨てた人達のエネルギーで満ち溢れている。

教育においても、メキシコから不法入国者の子弟にも教育の場を与え、しかもその一人の生徒のためにスペイン語の通訳まで配置するという。

セックスの体験は豊かな夫婦生活のための証で、処女性が問題ではない。また、離婚経験の後、子どもと共に強く生きる女性は、苦しみを乗り越えて立ち上がった人としてみなす懐の深さもある。

十代の母親の施設では、命の尊さから先ず「産む」ことを考え、親子分離のダメージを極力避けるための必死な努力を伺え見ることが出来た。

二週間のアメリカの研修は、あわただしくハードなスケジュールであった。しかし、マイナスをマイナスとして留めず、プラスにしていくエネルギーとプラスとして受け止めていこうとする、柔軟なアメリカの「足し算の文化」に、何よりも重要な「個人の人間としての価値」と「多様性を認める社会」をあらためて再認識させられる研修であった。

徳島児童ホーム 桃山仁子

今、過去になったアメリカ研修を振り返って、あの日あの時、見たり聞いたりした事は夢ではなくて、本当の出来事であったのかと不思議な感覚に囚われている程、私にとっては、全く物珍しい素晴らしい体験でした。

物を買えば、そこに品物が届けられますが、この研修の感動や喜びが、自分の精神の中でこのように強い大ききで自分だけに目に見え、しかも無形の形で自分自身の心の中に今も尚、生きていることに驚いています。

飛行機の中から見える、白い雲や点々と続く島々や人々の生活の展望。鳥瞰図そのままだと実感して感動したこと。動いている海の波の音が、音として、動きとして伝わって来ない一幅の絵の様な光景。

行けども行けども山また山、森また森、湖や農家のただずまい。広大なこの国。見る物聞く事全てが、私にとっては未知のことであり、子どもの頃に読んだ「アンクルトム ケビン」のストウ夫人やマークトウェインやスタインバックの国に、自分が本当に本当に来ていることの不思議さや感動。

ブロードウェイの街灯の下に、マーガレット・ミッチェルの小説の中のスカーレット・オハラが出て来るのではないかと思う錯覚。

福祉の援助を打ち切られて、惨めな状態でたむろする精神病患者たちの佻しい公園のただずまい。夕闇の街の片隅で、黒人の夫婦が何か思案気に向き合っている。その母親のスカートに不安そうにまつわりついている3・4歳ぐらいの二人の幼児、胸を締付けられるような気持ちになる。(その後、どうなったであろうか?)

冬が来て風が吹くと、きっとあの割れた窓が、ガタガタと物悲しい音を出すであろう廃屋。そこに貧しい黒人が住みつくのだと聞く。酒を飲みながら酔払って絶望的に歩く女。立ち入らない方がよいというニューヨークの9, 10, 11番街。高級住宅街よりもこれらの人々に、興味が沸く

のは仕事柄でしょうか？

かつて、私の過去に一つの思い出があります。私が毎日通勤する駅までの間に、大変大きな豊かそうな家がありました。いつも90歳近い老婆が、道路に面して座っているのが見えました。しかし、生憎彼女の前には高い塀があって、容易に私たちが通るところは見えず、斜めに見るとほんのわずかだけ車や人々の往来の様子が見えるだけでした。

私は、通る時に首を出して、「おはよう。」と声を掛けたり、手を振ったりしていました。

ある日、誰も見ていないのを確かめると、やっと人一人通れる塀の中へ入って、お婆さんの手をしっかり握って、「お婆さん頑張ってるね。」と声を掛けました。お婆さんは、シワクチャの手で私の手を強く握って、「あんたはんは誰かいなあ……今まで孫から沢山物を買って貰ったが、こんなに親切にしてもらったのは初めてじゃが……。」と言います。それから私達は、時々会いました。私とお婆さんだけの秘密でした。何か月かたって、お婆さんが93歳で死んだことを知りました。

その後、私はずっと確信して来ました。物が豊かになることは、気持ちに余裕が出来ます。建物が美しくなることは、心が明るくなることも確かです。しかし、物や金だけでなく誠実な態度や言葉で、相手に優しく接する心だと思います。「家族とは、何なのでしょう？」、血がつながってなくとも、心のよりどころで家族と呼ぶべきだとアメリカでの説明も、なる程とうなずけるのです。

アメリカへ行って、アメリカ人の施設処遇の心の部分に、触れたいと思っていました。アメリカ人は騒々しい文化を日本に持ち込み、日本の良さも段々と破壊して行くと、私は嫌っていました。しかし、アメリカに行くと、アメリカの良さも悪さも自分なりに見て知り、自分の国や自分が明確に見えて来た事が嬉しいことです。15日間では本当のことはよく分らないかもしれませんが、空港でアメリカ人のように靴を蹴って歩いている無作法な日本人を見て、すぐ悪いところも真似をして日本の良さも壊すのは、日本人なのだ強い失望を感じました。他人の物を、猫が魚をとるように盗む人間のいる国、何がこのようにさせるのか？、何が欠けているのか？。

ワシントン・チルドレンズ・ホームの玄関で、初めて見た茶褐色の名も知らぬ葉が、累累と重なっているのを……、アーリントン墓地のリスを思い出しながら……今、考えています。

未知の者同志がお互いに知り合うことは、平和を築くことにつながって行くと思います。私を選んで下さって、このような素晴らしい体験をさせて頂いたことを、心より感謝します。

1. はじめに

昭和63年9月25日から10月9日までの15日間、アメリカ東海岸・西海岸の児童福祉施設を見学、研修出来たことは、過去10年間児童指導員として、狭い視野に立って物事を考えていた私にとって、とても良い刺激を受けることが出来たと思っています。

その中でも、特に色々な問題を抱えている日本の児童福祉の中で、今後どのような処遇形態を考えていけばいいのか、ということが一番興味のあることでした。そこで、この研修のまとめとして、今後の児童処遇形態について考えてみたいと思います。

2. アメリカにおける児童処遇形態

日本における児童処遇形態とアメリカのそれを比較するためには、それぞれにおける歴史的背景、国民性等考えなければならぬことが沢山あると思います。したがって、同じ土俵の上で比較することはとうてい出来ません。そこで、現在アメリカにおける社会的問題に、児童福祉の分野ではどのように対処しているのか考えてみたいと思います。

まず最初に、家庭機能の衰退ということで女性の社会的、経済的自立があります。これまでは、父親が外へ働きに行き、母親は家庭を大事にし、子ども達に父親の存在を理解させるよう努めてきたと思います。それが母親に限らず女性が仕事をすることによって、家庭としての良い面が失われつつあり、児童の問題へと発展して来ているように思われるのです。このことに対しては、色々な考え方があると思いますが、深刻化してきている児童問題のひとつの要因としては、十分考えられることではないでしょうか。また、離婚の急増に伴って片親との生活を余儀無くされ、児童の養育に支障をきたしていることもあげられます。

アメリカではこうしたことから、家庭機能にスポットをあて家族を中心とした取り組みを行っていました。家庭への訪問、家族のカウンセリングだけでなく、親を呼んで子どもと一緒に生活させてみたり、家族に対して生活していく知恵を教えるといった、より具体的なことに関して援助をしていたのには驚きました。子どもを中心としたケアだけでなく、平行して受け入れ側の家族、地域社会への処遇を行うことは、とても大切な事だと思いました。

次にあげられる社会問題として、薬物の問題、エイズ等の問題があります。世界的な問題として取り上げられ関心はありましたが、実際に現在抱えている問題として説明を受けた時には、背筋が寒くなる感じがしました。親の薬物乱用によって、新生児から影響を受けている子ども、生まれた時点でエイズに冒されている子ども、想像を絶することが沢山ありました。これらの子どもの達に対しての処遇の在り方等、話を聞きましたが理解することはとても困難な事です。しかし、我が国においてもこの様な問題を抱える日は、そう遠くないかも知れません。

3. 日本における児童処遇形態

近年、グループ・ホーム、養育里親等児童処遇が個別化され、家庭的な雰囲気や大事にする様になってきました。これらは、集団養護にとって代わるものではなく、個々の子どものニーズに応えるための一養護形態として考えられるものだと思います。色々な問題を抱えて入所してくる児童に欠けている部分を補ってあげる処遇、例えば、父子家庭で育ってきた子どもには、それによって生じた問題をクリアできる計画が必要です。子ども同士の関わりは、とても大切だということは言うまでもありません。しかし、それだけでは無理な所もあります。出来るだけ多くの大人が、対大人に不信感を抱いている子ども達との間に、信頼関係を作っていくよう関わっていく必要があると思います。

そして、そのためにはきめ細かい処遇方法の研究と、職員個々の精神的成長が必要不可欠です。また、養護施設として児童処遇に取り組んできた歴史を十分踏まえた上で、今後複雑な問題を抱えて入所してくる児童を、受け入れることが出来る処遇形態を考えていかなければならないと思います。

4. ま と め

今回の研修での成果は、すぐに自分のものとして発揮していくことは難しいと思っています。しかし、他国の児童福祉を見ることによって、我が国での児童福祉をもう一度見直すことが出来たし、何よりも、今まで自分がやってきたことを振り返ることが出来たことは、とても良かったと思います。研修団のメンバーと短い期間でしたが、生活を一緒にしお互いに交流しあえたこともよい財産になりました。今後もメンバーの方々をはじめ多くの児童福祉関係者の方々から色々な事を勉強させて戴き、これからの児童処遇に携わっていきたいと思います。

最後になりましたが、資生堂社会福祉事業財団の方々、メンバーの方々、そしてこの研修期間中に、お世話下さった多くの方々にお礼を申し上げたいと思います。本当に有難うございました。

萩山実務学校 倉品勝次

まず最初に、断っておかなければならないことがある。それは、今だから一度も飛行機に乗ったことがないという事実である。「エッ？ この国際化時代に……」と思われるかもしれないが。それに外国などは、私にとって無縁の存在でしかなかった。

今回の研修団のメンバーとして名を連ねさせて戴いた事が、今まで遅れをとっていた分を一気に取り戻すことが出来、外国というものがこんなにも身近な存在であるということ、教えてくれた。

この経験が、私の人生観に強烈なインパクトを与えたことは、紛れもない事実である。

二週間の研修で、公的機関・民間施設を数カ所訪問させてもらい、つくづく思い知らされたことを、教護現場のサイドから書き綴ってみることにする。

日本の場合、アメリカのように虐待・放置といった悲惨な状況下におかれていないまでも、日本人の「心と家庭」の問題を考えると、決して将来は明るいとは言えない。

人間にとって家庭は、生きる場所であり、多少の波風はあるにしても「安心と幸せ」を体でもって享受できる唯一の場所である。生活苦に陥れば、お互いに助け合い、分かち合ってきたし、狭いながらも肌の温もりを感じさせるものがあつたように記憶している。

日本とアメリカは、文化・言語・宗教の違いはあるものの、人間が生きていくということでは、家庭に勝るものがないといっても過言ではない。

教護院の歴史も長く、およそ一世紀に及ぼんとしている。処遇形態は夫婦小舎制（擬似家庭）を採り入れ、出来るだけ本来の家庭の姿に近づけた形で処遇してきた。しかし、その中には家族・地域社会といったものとの関わりは殆ど存在せず、世間から隔離した状態で、子どもだけを取り上げた処遇であった。

その点アメリカにおいては、出来る限り家族・コミュニティを取り込んだ形で、ケアが行われている。子どもが入所したと同時に、家庭復帰に向けたプログラムが始動するのである。それは子どもの見方・しつけ方・期待の度合い・栄養の与え方・体罰をせずに養育する方法等、両親として子どもに対する養育方法を教えている。そして、教育を受け成功した親達が、今度はカウンセラーという立場で、新しい親達をサポートして行く。これは専門家がサポートしきれない部分を、より人間的に援助するものである。

今後、教護院においても子どもだけの指導だけでなく、将来、子どもが帰るであろう家庭を、整備していく責任があるように思われる。そのためにも積極的に親教育といったものを採り入れるなかで、施設と家族とが二人三脚で、同時進行して行かねばならないのではなからうか。子ども達の親を見るにつけ、甚だ無責任な態度が気になって仕方がない。一日も早く実施して行きたいプログラムである。

もう一つは、グループ・ホームの必要性である。教護院には、自立への手助けとしての中間施設を持たない。退院と同時に、激動する社会に旅立って行かなければならない。確かに施設内においては、無難に日常生活をこなしてきているが、それはあくまで、枠にはめ込まれた生活でしかない。職員の側で一方向的に決められたスケジュールを、ただ消化しているに過ぎない。食事の内容にしてもしかりである。子ども達で計画・立案して実行出来るものは、極希である。

果たして、このような形で指示待ち人間として過ごしてきた者が、社会に戻った場合、問題なくスムーズに事が運ぶかといったら、疑問の残るところである。

アメリカの施設には、グループ・ホームが備えてある。それはコミュニティの中に位置し、外観からは施設という印象を与えない。子ども達には、地域でのアルバイト、ボランティア活動をさせるなかで、人間としてどのように機能して行くか、社会で行きていくためにどのようにやって行くかを習得させている。

日本の場合、なかなか地域社会の理解が得られないことが多いが、施設職員として粘り強い精神力で、働きかけて行く必要性を痛感している。

ちなみに、東京都では6年前より民間養護中心に、ファミリー・グループ・ホームを推進しており、都内に11か所設置されている。



ボストン New England Home の Knight Children's Center の壁画になった子ども達の作品

第 II 部

施 設 紹 介

The New England Home for Little Wanderers



所在地：161 South Huntington Avenue
Boston Massachusetts 02130

種 別：情緒障害児収容治療施設

事業概要 情緒障害を起している児童を入所又は通所させ、問題を治療して家庭へ戻し、一般の学校へ復学させることを目指している。

施設の沿革 南北戦争の直後、街に溢れる孤児を救うため当時の金 \$ 1 万の資金で創設された。

- 1865年 創設
- 1872年 保育所開設 家庭訪問実施
- 1915年 児童治療学習事業開始
- 1940年～1954年 3カ所にグループ・ホーム開設
- 1974年 週末帰省プログラム開始
- 1982年 青少年自立訓練（14才～18才）開始

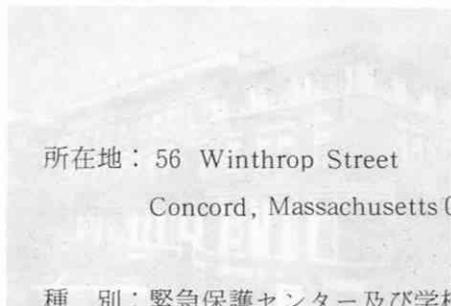
対象者 6才～12才 男女
24名収容 18名通所

職員構成 ソーシャル・ワーカー、精神科医師、小児科医師、心理学者、特殊教育教師、直接処遇職員、看護婦

サービス・プログラム 収容治療（グループカウンセリング）、通所治療、特殊教育を行っている。

財政運営 年間 \$ 63 万の措置費を受ける。

Concord-Assabet Adolescent Services, Inc.



所在地：56 Winthrop Street
Concord, Massachusetts 01742

種 別：緊急保護センター及び学校

事業概要 コミュニティに住む市民によって設立された非営利団体である。学校と緊急保護センターが主なものであり、全寮制部門と10代の女子の治療プログラムがある。

緊急保護センターは3カ所ある。

事業の沿革 学校での落こぼれ、社会適応異常、薬物使用、アルコール中毒、家出、自殺未遂、家庭崩壊等精神病院に入院したことのある女子の治療にあたっている。

対象者 13才～19才 女子 現在 22人収容

職員構成 ソーシャル・ワーカー、臨床医、カウンセラー、教師等を含む45人のスタッフがサービスを提供している。

サービス・プログラム

全寮制部門と10代の女子への治療プログラムがある。

入所は家族と一緒に来ることを必要とし、親と子供を納得させて入所させる。学校には自由に出入り出来て毎週末家に帰れるようにしている。

地域社会に目を向けさせることによって様々なことを学ばせたり、普通の社会人として住めるようになるための技術を学べる。

学校では7課目勉強する。年齢によってクラス分けするのではなく機能力によって分ける。年5回成績表を渡す。公立の卒業証書がもらえる。

財政運営 年間総予算\$150万。

Cardinal McCloskey Children and Family Services



所在地：2 Holland Avenue

White Plains, New York 10603

種別：多機能型児童福祉施設

事業概要 0才から21才までの児童を対象として15カ所の施設を持ち、各種サービスを行なっている多機能型施設である。

事業（施設）の沿革 1946年、ニューヨークにおける最初のカトリック大司教であるカーディナルマクロスキーにより設立された。

当時は、ニューヨーク市及びその周辺の2才から8才の子ども達、その家族に対して援助を行なって来たが幾度かの変革を受け多数のサービスプログラムを有し現在に至っている。

対象者 デイ・ケアサービス

0才から21才までの両親が働いている家族の子どもを預っている。

里親

アルコール中毒、薬物の問題を持った家族の子どもを扱っており最近ではエイズの問題の増加が著しい。

職員構成 施設長、寮長、学校長、スーパーバイザー、教師、チャイルド・ケアワーカー（指導員）、保母、看護婦、精神科医、心理学者、その他調理員、主事等々である。

サービス・プログラム

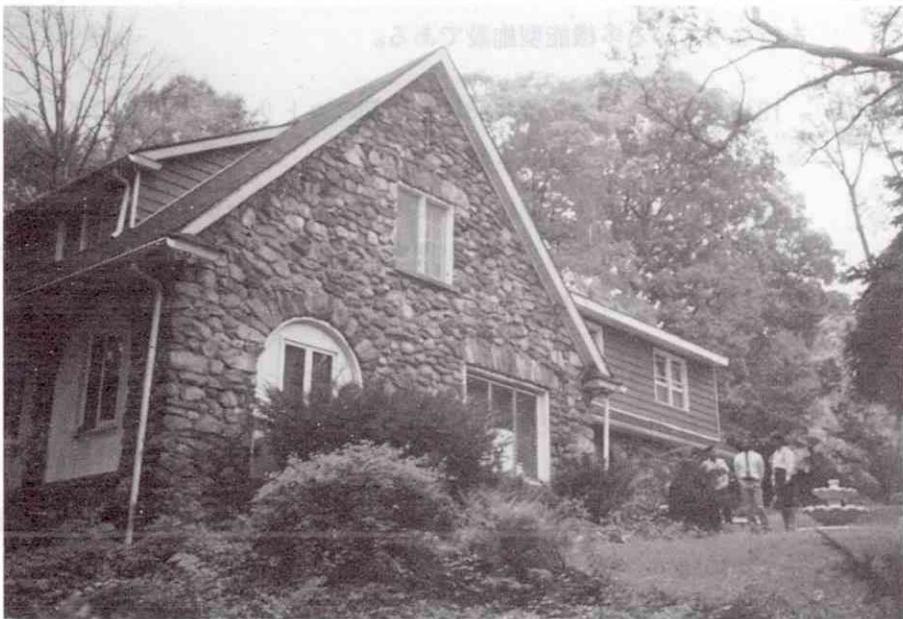
現在一時保護所に入所している児童は、20人である。施設内学級があり、一般教育活動をしている。デイ・ケアサービスをはじめ、グループ・ホーム、養子縁組等幾つかのサービスを地域との関連の中で行なっている。

財政運営 財政は、連邦政府、州政府、郡政府、そして市よりそれぞれのガイドラインによって支給され、それぞれのサービスの種類と質により分配される。また、各サービスの利用者からも、それぞれのサービスの種類により、経費を徴収している。

その他 ボランティア・地域との関係

最近では地域をベースにしたグループ・ホームとグループ居住プログラムを展開している。デイ・ケアプログラムにおいては、約350家族、約500人の子ども達を約500人のボランティアが相談及び指導をおこなっている。

多方面からのボランティア活動の協力と根強く地域に密着した活動が多くの子ども達を守っている。



ニューヨーク Cardinal McCloskey 付設のグループホーム

Vista Del Mar Child-Care Service



所在地：3200 Motor Avenue
Los Angeles, California 90034

種 別：情緒障害児治療通所施設

事業概要 家族に問題がある子、一般の学校で問題を持っている子、地域の中での人間関係に問題を持っている子、そして情緒障害の治療を必要とする子に綿密な治療計画のもとで Careが行われ一日も早く家庭へ地域へもどって一般の学校へ復学することを目指す。家庭のかかわりを重視し1年間に2,000 家族へのサービスが行われる。

事業の沿革 家のないユダヤ人の子ども達の為の避難所として創立され、現在ユダヤ教を基本として行っている。

- 1908年 Jewish Orphan's Home of Southern California
(南カルフォルニア・ユダヤ人の孤児院)として創立
- 1927年 Vista Del Mar Child-Care Service という名称で現在に至る。
- 1950年 Reiss-Davis Child Study Center (通園学習センター)
親に問題がある子、情緒的・社会的・行動的・学習的な面で子どもと親を共に指導する。
- 1979年 Home-Safe Child Care
片親の学齢児前の子ども達が通う施設
Day School, Day Treatment
家庭、施設、里親の元から通学しレクリエーション活動によって治療
- 1982年 Julia Ann Singer Center
情緒障害児・虐待児・発達の遅れ・学力不振の子の為の施設

対象者 3歳から18歳までプログラムにより色々な年齢層に分れている。

職員構成 ソーシャル・ワーカー，スーパー・バイザー，心理学者，精神科医，直接処
遇職員等

サービス・プログラム

①Counseling

家庭，学校，地域の中で問題を持っている子どもとその親に対してのカウンセリング

②Residential Treatment

6歳から18歳の子で家庭に問題があって家族と共に生活できない子の為の施設

③Group Home

青春期の男女の子の家として地域の中にある。

④After Care Service

⑤学習カウンセリングと職業上のカウンセリング

⑥ディセンター

家庭・学校で適応できない子どもの為の施設

⑦結婚前カウンセリング

⑧未婚の親に対するカウンセリング

⑨妊娠に関するカウンセリング

⑩里親

⑪養子縁組

⑫養子縁組前後のカウンセリング

財政運営

①州の裁判所の決定でこの施設にやってきた子に対し，州及び郡からの援助金

②共同募金

③寄付金

④家族の収入に応じての負担金

Children's Home Society of Washington



所在地：3300 N.E. 65th Street
Seattle, Washington 98115

種 別：多機能型児童福祉施設

事業概要 ワシントン州内7カ所に施設を持ち、年間9,000名の子どもと親達にサービスを実施している。

施設の沿革 1896年にワシントン子どもの家として奉仕活動の一つとして親のいない子ども達のために設立された。当時は親のいない子ども達の面倒を見ていたが、その後養子縁組、里親制度を採用し、特に親に対する教育・指導に力を入れていることが特色とされている。また、新しいプログラムとして10代の未婚の少女と子どもとが生活できる施設を持っている。現在ワシントン州内に7カ所にわかれて運営している。

対象者 年齢は6歳～14歳で行動の問題、性的虐待、暴力的虐待、家族の人間関係がよくない子、親の問題ケース

職員構成 理事会の承認のもとで経営が行われている。州全体45名の評議員がいて、その中で会長・副会長がいて、その下に7人の施設長が各施設の責任者として150名の職員と1,700名位の奉仕者でもって運営している。また、職員としてソーシャル・ワーカー、学校の先生、心理学者、ファミリーケース・ワーカー、6人の直接処遇職員、スーパー・バイザー、セラピストのメンバーで指導にあたっている。

サービス・プログラム

1. Teen Home Parenting Program

13歳～17歳の10代の未婚の母親とその子に対するサービス

2. Foster-Adoptive Family Care

里親、養子縁組

3. Parent Development Program

親に対する教育・指導

4. Therapeutic Day Care Program

行動、情緒障害児、虐待児及びその子ども達の親に対するセラピー

財

政

年間 \$ 500 万の予算で 9,000 人の子ども、親達のサービスを計画

20% → 郡・州政府より援助

49% → 基本財産（不動産・寄付・企業の利益）

23% → United Way（共同募金）

※ 低所得者の子は負担金を払わなくてよいが他の親に対しては所得に応じて支払う。

※ この法人は法人紹介と宣伝によってかなりの力を入れて市民へのアピールを呼びかけている。

そ の 他

ワシントン州には 2 つの収容施設があり名称をコブ青少年センターとされている。

入所経路は Social Health of State と裁判所からで、親が子どもを連れて来て直接相談することはない。

内容は児童 8 名が 1 つのグループとなり、3 つのグループで 1 つの Unit となっている。滞在期間として平均 18 カ月～24 カ月、今までの最長が 4 年。アフターケアとして 6 カ月間は必ず指導することが州のきまりとされている。今まで最も長く取り組んだケースで 8 年、大体 2～3 年間のアフターケアを行っている。

第 III 部

資 料

- ニューヨーク州 ADOPTING (養子受け入れ) のマニュアル
- 訪問先より入手した主な参考資料一覧

ADOPTING

養子受け入れ

養子を考慮している
人のための情報

Information
for those
considering
Adoption

ニューヨーク州

D S S

New York State
Department of Social Services

ニューヨーク州のたくさんの児童が養子家庭を必要としている。年齢に関係なく又多種類の宗教的、人種的背景を持った児童が、愛情と安全と精神的な強さを支えてくれる永久的な家庭を期待している。永久的な家庭を必要としている大多数の児童は、黒人及びスペイン系の年長の児童である。

児 童 THE CHILDREN

“ニューヨーク州ウエイティング チルドレン”は、永久的な養子家庭を待っている約800名の各児童を記述した部厚い写真入りのリストであり、ニューヨーク州のDSSにより出版されたものであるが、一般の人に利用されるものであり、又民間の養子斡旋所でも州の多くの場所でも入手出来るものである。

普通“ブルーボックス”と呼ばれているこのリストの児童を見てみると次ぎのようなことがわかる。

- * 60%が黒人である。
- * 10%がスペイン系である。
- * 60%が7歳から13歳までの児童である。
- * 40%が何らかの肉体的、精神的、又情緒的にも欠陥のある児童である。
- * 66%は男子児童である。
- * 25%は2名以上の兄弟のある児童である。

“ブルーボックス”が養子とされるニューヨーク州の全児童を伝えるものではない。最近養子になる法律上の資格を受け、現在のブルーボックスに記載されていない児童は、もし養子家庭に迎えられなければ後に写真入りリストに記載される。

現在里子として看護されている児童はやがて養子となるべきものであるが、未だ法律上養子となる資格を受けてない。このような児童は通常“リスク”受け入れと呼ばれるが法律上養子となる資格を受けて初めて、里親は養子にする機会を得る。先に述べたような方法で養子にしている人が多いが、その養子が最終的に法律上養子になる資格を受ける保証はないことを知るべきである。

家 庭 THE FAMILIES

今日、養子斡旋所は年齢、所得、持家、就労女性等についての規則に余り問題にしていない。問題は親となることである。家庭は新しい家を必要としている児童を助けることが出来るだろうか？ そのような家庭が見つからない児童を愛し続けることが出来るだろうか？ もし回答がイエスなら、問題は解決されたのである。

家庭を選ぶ際に次のような変化がおきている。

- ＊ 子供のある家庭が歓迎されている。
- ＊ 片親の家庭が養子を受け入れている例が多い。
- ＊ 就労している親（特に就労している母親）が普通になっている。
- ＊ 持家であるかどうかは問題ではない。良き家庭は近隣からと理解されている。
- ＊ たくさんの里親が養子として迎えた里子を養子にしている。
- ＊ 養子斡旋所は安定的に家庭の収入で生活出来るように求めているので、家庭の収入と今までの仕事を再調査している。総収入、貯蓄の額はあまり問題とならない。障害児童、受け入れ困難な児童を養子にする家庭には、養子にともなう家計の圧迫を少なくするために月単位の補助金が用意されている。

（ 107 ページ養子補助金参照）

養子受け入れ手続き ADOPTION PROCEDURES

養子を受け入れようとする家庭は児童を家庭に迎えるのに6ヶ月以上を必要とし、最終的な養子受け入れが成立するために更に6ヶ月から12ヶ月を必要とする。

基本的には次のような順序でなされる。

1. 該当の養子斡旋所を選択する。
2. ホームスタディは完全になされたか。
3. 児童を見付ける為にソーシャルワーカーとの接触。
4. 児童と受け入れ家庭を用意する。
5. 児童を迎える。
6. 6カ月の監督期間を完成させる。
7. 裁判所で養子を最終的に決定する。

養子斡旋所の選択 Choosing An Agency

ニューヨーク州には養子受け入れを完成させるため家庭にサービスする120以上の斡旋所がある。州の58の社会福祉事業地域のすべてが養子斡旋所を持っている。更に60から70の私立育児機関が養子家庭のサービスを行っている。公的斡旋所は無料であるが、私立の機関には家庭の収入に応じて有料のところもある。特別看護を必要とする児童の養子を希望している家庭には大部分の私立機関は無料サービスを行っている。110ページのニューヨーク州の機関のリストから適当なものを選んで電話して下さい。

申し込み The Application

養子の申し込みには家族の背景と構成、家族数、希望する児童のタイプ等を明らかにする必要がある。申し込みがなされたら、斡旋所は州の規定にもとずいて、その家庭を三つのグループの中の一つに位置付ける。第一のグループは年長のマイノリティ児童あるいは18ヶ月間以上の家庭養護のもとにある里子を養子として希望する家庭である。

このグループの家庭には優先権があたえられる。第二のグループは写真入りで“ブルーブック”にリストされ、養子として受け入れを希望している家庭であり、もしリストに児童が見あたらなかったら、斡旋所から児童を希望している家庭に優先権があたえられる。前のグループにあてはまらない家庭が第三のグループである。この家庭は通常前の家庭より長期間ホームスタディを完了させなければならない。何故ならば受け入れやすい児童を養子にしたい家庭とすでにホームスタディが完了している家庭が多いからである。

ホームスタディ The Home Study

ニューヨーク州 DSS 網領、規則によれば斡旋所は4ヶ月以内で養子ホームスタディをしなければならない。ホームスタディは会合、面接、訓練期間よりなるが、その目的は養子というものの内容、養親の役割りとしての知識と技術を家庭に理解させその家庭についての情報を斡旋所が知ることである。

ホームスタディは大多数の人にとって新しい経験であり、やや不快な感じを抱くこともあるが、それは養子を迎える決断について又どのようなタイプの児童に決めるかを考えた場合、重要な機会なのである。なかには養子受け入れを再考しようとするものもいるが大多数の人はホームスタディを完成させようとする。

ホームスタディが終わると、ソーシャルワーカーは、斡旋所のスタッフが、その家庭にどの様な児童が適しているかを決定づけるのに役立つサマリーを作成する。家庭はこのサマリーが作成される前に目を通し、その内容について話し合うことが出来る。

養子受け入れ The Placement

ホームスタディが承認されると、家庭とソーシャルワーカーは児童の必要性を考えてその家庭に適合した児童を探し始める。児童の利益を最大目標におき、ケース毎であるが斡旋所は児童の人種的、宗教的背景がその家庭にふさわしいかどうかを検討して、適合する家庭に迎え入れてもらおうと努める。多くの斡旋所は里親家庭に児童を有しており、この児童が養子として益になるように家庭に勧める。児童が未だ養子になる資格をもっていない場合には、斡旋所はその希望の家庭に対して、資格を取った時に直ちに養子手続きが出来る様な試行期間付きの一時的里親となってみてはどうかと打診する。

もし当該の家庭にその斡旋所で児童が見つからない時は、ソーシャルワーカーは近くの斡旋所に連絡するか、家庭に“ブルーブックス”を一覧するよう勧める。“ブルーブックス”には待機している児童の写真とサマリーが記載されているからである。

養子斡旋所には児童についての新しい事実が記載されているサマリーのコピーが送られて来る。家庭のホームスタディのサマリーのコピーも通常送られて来る。もし家庭と養子斡旋所が新しい事実を見直した後も連絡し合えば、養子斡旋所は家庭の最終的選択に役立つ。養子斡旋所は多くの選ばれる可能性のある家庭のデータを持っているので、家庭が最も適した児童を養子として選ぶとした時、同時に複数の児童に問い合わせるのに役立つ。

家庭が選ばれ、養子となる児童が決まると、その家庭の家族とその児童との相互訪問がはじまる。この会合は数週間又は数か月続き、その後で児童は家族の一員となる。

監督 Supervision

ニューヨーク州法によれば、法律上養子縁組が成立するには児童は養子に迎えらるる家庭に少なくとも6ヶ月間滞在することが必要とされる。裁判官によってこの6ヶ月間の待機期間が猶予される場合もあり、それは児童と家庭がより法律上関係の深いものに又、児童の希望が確実に報くわれることを目的としたものである。この期間中ソーシャルワーカー（通常ホームスタディをおこなった当人であるが）は養子縁組が無事成立するように、手助けをする意味においても定期的に家庭を訪問する。約6ヶ月のこの試験養育期間が過ぎると斡旋所は養子縁組の成立の完成のため、家庭からの養子縁組の請願に同意する。

里親が自分の里子を養子にしようとする場合、里子として看護した期間はこの6ヶ月の試験養育期間の中に算入される。通常、里子が養子になる資格を得た場合、里親の家庭はこの試験養育期間は必要とされない。

養子縁組 Legal Adoption

家庭は裁判所に養子縁組を請願するためには弁護士に依頼する。裁判所の指示によって、児童の名字はその家庭の名字に公式に変わり、その家庭は児童看護の完全な法律上の権利と義務を負わなければならない。

児童のタイプ、家庭の必要性によって異なるが、養子申し込みから養子縁組の成立までには1年～3年を必要とする。

児童の養子への資格 “FREEING” THE CHILD

養子を迎え入れようとする家庭のホームスタディがなされる一方養子のための児童の同意もな

される。

養子として呈示される大部分の児童は法律上すでに資格を持つものであるが、養子へのプロセスが完全でない児童も存在する。

ニューヨーク州では実親の親権が喪失することによって、児童は養子としての資格を持つことになる。実親の親権の喪失後は養子への実親の同意は必要とされない。親権の喪失は裁判所の指示によって自発的な放棄がなされる。

自発的な放棄の場合、児童の実親が親権を放棄する承諾にサインし、養子になることに反対する権利を放棄する。裁判所の指示によって親権の喪失の場合、養子斡旋所が親権を非自発的に喪失させるように裁判所に請願する。裁判所の指示によって親権の喪失となる原因には、実親の死亡、実親の児童遺棄、精神病、遅滞、完全無視、たび重なる虐待等がある。

裁判所が斡旋所に有利に判決すれば、裁判所は親権を喪失させ、児童は養子に迎えられる資格を得る。通常児童はその資格を得ると実際すぐに養子を迎え入れようとする家庭に受け入れられる。通常、児童の6ヶ月の試験養育期間後に養子縁組が成立される。実親が親権の喪失を防ごうと裁判所の救済を求めた場合、児童は養子になることはできない。この親権の喪失に対する訴えがペンディングになっている時も、裁判所は養子を認めない。

推定上の父の親権が喪失されなければならない場合がある。推定上の父とは児童の父であるが実母がその児童を出産した時、結婚をしていなかったケースである。

親権喪失前の里子看護 PRE-TERMINATION FOSTER CARE

この10年間里親が里子を養子にするケースが増大している。現在ニューヨーク州において里親による養子のケースは全斡旋所の養子の70%から80%にまで達している。

里子看護と養子に関心のある人は未だ養子としての資格のない里子を迎え入れようと考えている。児童が法律上養子としての資格を持ち、一年以上同一家庭に生活している場合、法律によってその里子のいる家庭は他の養子申し込みの家庭よりも養子について最優先権が与えられる。

いまだ養子の資格を持たない里子を受け入れる家庭は、その児童が実家に帰り永久的に家庭の一員にならなくなるかもしれない事を理解すべきである。児童が法律上養子の資格を得るまで里親は児童が実親を訪問することに協力しなければならない。この様に里親と養親の役目は異なるのであるが、養子というゴールへの一本道であることは変わりはない。里子看護下にある多くの児童が養子としての資格を持つ可能性が高いのである。養子を考えている人がそのような児童を受け入れ、後にその児童が法律上養子の資格を得れば、児童は他のケースの場合よりも直ちに永久的な家庭に迎えられるのである。

養子補助金 ADOPTION SUBSIDY

養子補助金は障害児童，又は受け入れ困難な児童に対して利用される。

養子補助金は里子看護給付（郡によって差があるが，月当たり約 \$ 200 ~ 300 ）と同額であり，養子にともなう財政的圧迫を緩和するためのものである。補助金は児童，年令と里子として家庭に滞在した期間により増加する。児童に対して高レベルの看護が必要とされる時は高額な補助金が支払われる。

受け入れに困難と考えられ，補助金が適用される児童は次の場合である。

- * 10 歳以上の児童（マイノリティ児童の場合は 8 歳以上）。
- * 兄弟姉妹（異父母兄弟姉妹を含む）と一緒に養子となる場合。
- * 養子の資格を得て，6ヶ月以内に養子家庭に受け入れられないか，6ヶ月以上経てから，他の養子家庭から拒絶された児童。
- * 18ヶ月以上同一の里子家庭で養育され，里親と親密な関係になり，里親との別離が児童の育成にマイナスの結果をもたらすと考えられる場合。
- * 障害児と考えられる場合，具体的には，児童が特別な肉体上，精神上，情緒的な状態により，州 DSS により，厳しさと優しさの欠如が養子受け入れの障害と見なされている場合。

（Social Service 法 421, 24 (a)）

月単位の給付（児童が家庭に滞在し，財政的に家庭に依存している限り，21 歳まで存続する）に加えて，大多数の児童が医療費の恩恵も受ける。障害児を養子にした場合には重要であるが，家庭の財政状態が高額な医療費によって危機にさらされないようにするためである。

以上の補助金は家庭の収入に無関係に全家庭に適用されるものである。家庭の収入が高額であれば，補助金給付は里親看護補助金の 75 ~ 100 % になる。

費用 COSTS

郡ソーシャル サービス ディストリクト 養子サービスは，養子申し込み者に無料でサービスを行っている。私立の機関は家庭の収入に応じて有料の場合もある。

養子縁組の成立のため法律上必要とされる費用は弁護士と裁判所への支払いがおもなものである。家庭が補助金を受けていれば，法律上の養子縁組成立後の 3 ヶ月間，その費用支払いとして，75 % の補助金増加を請求出来る。

連邦政府は障害児及び受け入れ困難な児童の養子に伴う返済不可能な費用の幾らかについて税金控除を認めている。養親は税金控除のため費用を明確にするべきである。

写真入りブックリスト PHOTO-LISTING BOOKS 金銀餅干養

ニューヨーク州の命令によって、養子を希望している家庭が容易に待機中の児童を探すことが出来るように、養子受け入れの資格を得ているが、いまだ養子に迎えられてない全児童の写真入りのリストが作成される。この写真入りリストは“ニューヨーク州ウエィティング チルドレン”又は“ブルーブックス”と呼ばれているが、ニューヨーク州と他州に配布される。“リストブック”には各児童の写真と簡単なサマリーが記載されており、養子受け入れを希望している家庭が目を通すように勧められている。

養子受け入れを希望している家庭は郡の養子斡旋所又は養親グループに連絡し、家庭を欲求している児童のタイプを知るために“ブルーブックス”を一覧すべきである。2週間毎に新しい写真入りリストが“ブルーブックス”に付加され、家庭は希望している児童を探す為に定期的にリストブックを一覧する。

付加的情報 ADDITIONAL INFORMATION

外国からの養子 Overseas Adoptions

ニューヨーク州は外国生まれの児童を受け入れてないが、家庭によっては外国、特に東南アジア、韓国、南米から児童を養子に迎えようと考えている。この家庭は養子斡旋所又は養親グループと連絡をとり、最良の方法を考えるべきである。

州間の養子受け入れ Interstate Adoptive Placements

他州から児童を養子に迎えようとする場合、それに関するニューヨーク州法に従う必要がある。養子受け入れは、公的機関、裁判所、自発的公認機関、個人、他州の公認機関又はニューヨーク州 DSS によってなされる必要がある。

ニューヨーク州は“児童受け入れ州間契約”のメンバーである。ICPC のメンバー（49 州がメンバーであるが）の他州からニューヨーク州に養子受け入れがなされている場合、他州における非関係機関後見人を持つ州から養子受け入れをする為には、ニューヨーク州の“州間契約”の行政官の事前の承認が必要とされる。

通常“児童受け入れリクエスト” フォーム（ICPC-100A）、養親のホームスタディ、実親と児童の情報が、当該 2 州の契約オフィスに提出されることを必要とする。2 州のオフィスの承認が得られた後、養子受け入れはなされる。州間契約に関する情報はニューヨーク州 DSS によって得られる。

養親グループ Adoptive Parent Groups

どのような養子タイプを考えているかに関係なく、養親グループに参加することは有益である。ニューヨーク州の全土に渡って60の養親グループがある。このグループは情報交換の会合、ニュースレターの出版、をしばしば行っているが、養子についての情報を一般化している。大多数のグループが社会的イベントを行ない、家庭は会合を持ち、各家庭の状態を討議し、交互に忠告しあう。大多数の親は養子について考え始めた時“行き過ぎ”に気付き、相談する為の友人は大変有益である。グループは又地域社会の情報交換にも役立つ。

規則と公聴会 Regulations and Fair Hearings

家庭がニューヨーク州の児童を養子に受け入れようとする場合に、ソーシャルサービス法及びニューヨーク州DSSの諸規則に対して家庭は特別な権利を有している。

この権利が、養子申し込みの拒否、提出から6ヶ月以内に申し込みの不履行、養子補助金の拒否の場合のように、犯されたと感じたなら、家庭はニューヨーク州のDSSの公聴会に請願することが出来る。公聴会は郡の機関の決定を取り消す権利を持ち、かつ上記の問題について行政的考慮の役割を持つ。

児童虐待チェック Child Abuse and Maltreatment Screening

個人又は家庭が養子申し込みをする場合、ソーシャルサービス法のセクション424-aによれば、斡旋所は“児童虐待に関するニューヨーク州の登録”で申し込みをチェックするよう義務づけられている。それは養子申し込み者が児童虐待に関しこの報告の対象者であるかどうかを決定する為である。

病歴 Medical Records

ソーシャルサービス法のセクション373-aによれば、公認斡旋所は養親に、親権を喪失した実親を明らかにする情報と共に、法律上養子の資格を得た児童とその実親の病歴を知らせるよう義務づけている。

養親登録 Adoptive Parent Registry

ニューヨーク州の斡旋所に養子申し込み(DSSフォーム857)を提出し、その申し込みの内容が、受け入れ困難又は障害児である場合、ソーシャルサービス法、セクション372-b、サブディビジョン2aによれば、申し込み者の名前がニューヨーク州DSSの全州をカバーするコンピュータにファイルされる。これは単に申し込み者に適応な児童を探すことを目的とする。養子申し込み者が提出した斡旋所と異なる斡旋所が、養子に適応と考えられる児童を保有してい

た場合、その斡旋所のスタッフは、始めの斡旋所のワーカーと協力する義務がある。

次のステップ NEXT STEP

養子を受け入れようと考えている家庭が、その意図を押し進めようとするなら、そのステップは次の順序になる。

1. 家庭が受け入れる児童のタイプを決める為に“ブルーボックス”を一覧する。
2. 郡の養子斡旋所に連絡し、養子指導の会合に出席する。
3. 図書館に行き、養子に関する情報を更に持つ。
4. 郡の養親グループに連絡し、会合に参加し、すでに養子縁組を成立させた親と話し合う。

家庭が更に養子迎え入れについて積極的に感じたなら、養子申し込み書に記載し、郡の養子斡旋所とホームスタディを開始する。

養子についてのより詳細な情報に関しては、ニューヨーク州養子サービス（NYSAS）にご連絡下さい。

(800) 342 - 3715 (ニューヨーク州北部から)

(212) 488 - 5290 (ニューヨーク市から)

(518) 473 - 1509 (ニューヨーク州外部から)

又は NYS DSS の地域養子専門家にもご連絡下さい。

ニューヨーク市 Metropolitan Regional Office, 2 World Trade Center 29th Floor, New York, New York 10047, phone (212) 488-2401, 488-3072 and 488-2400

アルバニー Eastern Regional Office, 60 South Pearl Street, Albany, New York, 12202, phone (518) 473-1007 or (800) 342-3715, ext. 31007

ローチェスター Western Regional Office, 259 Monroe Avenue, Monroe Square, Rochester, New York, 14609, phone (716) 238-8201

バッファロー Buffalo Regional Office, 125 Main Street, Buffalo, New York 14203, phone (716) 847-3145

要請に応じて利用出来る資料には次のものがある。

- 養子に関する諸規則。ホームスタディ実行に関して簡単に書かれた要件。
- 補助金に関する情報。
- ニューヨーク州の養子斡旋所と養親グループのリスト。
- “ブルーボックス”が一覧出来る場所

NEW YORK STATE
DEPARTMENT OF
SOCIAL SERVICES

Mario M. Cuomo Governor
Cesar A. Perales, Commissioner

ニューヨーク州

DSS

マリオ M. クオモ 州知事

セーサール A. ペラレス, コミッショナー



ニューヨーク・マンハッタンの高層ビル群(エンパイヤステートビルより)

訪問先より入手した主な参考資料一覧

1. Department of Health and Human Services, Social Security Administration

(厚生省社会保障局)

- 1) A Brief Description of The U.S. Social Security Program (1988 15頁)
- 2) Organization of Department of Health and Human Services
- 3) Family Support Administration (1986 活動概要 15頁)
- 4) The Office of Human Development Services (活動概要 日本語訳あり)
- 5) Organization of The Office of Human Development Services (1987)
- 6) The Children's Bureau at 75, 1912-1987 (12頁)
- 7) Serving the Nation's Children and Families
(The Children's Bureau, The Head Start Bureau, Family and Youth Services Bureauの活動 11頁)
- 8) Head Start, A Child Development Program (Head Start事業の内容 7頁)
- 9) Head Start Program Performance Standards (1984 59頁)
- 10) Project Head Start Statistical Fact Sheet (1988 6頁)
- 11) Count me in Youth 2000, A national campaign in support of America's Youth from now to the year 2000 (解説書 24頁)
- 12) Prevention Report, Spring/Summer 1988
(National Resource Center on Family Based Services 1988 Family Based Servicesの成功・失敗要因 8頁 日本語訳あり)
- 13) National Estimates of The Substitute Care and Adoption Population 1985

2. County of Los Angeles, Department of Children's Services

(ロスアンゼルス郡児童局)

- 1) Organization of Department of Children's Services (1988)
- 2) Statement House of Representatives, Select Committee on Children, Youth and Families hearing Young Children in Crisis : Today's Problems and Tomorrow's Promises (Mr. Chaffee, Director County of Los Angeles 1988 32頁)
- 3) Helping Children...Healing Families (虐待児に対する児童局の活動)
- 4) Some secrets aren't worth keeping (虐待児対策についての児童局の活動 5頁)
- 5) What happens when a report is made? (虐待児通報義務とその対応 12頁)

- 6) The County of Los Angeles Department of Children's Services, Adoptions Division
(養子縁組の手引き書 11頁)
 - 7) Bureau of Community Resources (活動概要 6頁)
3. The New England Home for Little Wanderers (養護施設)
- 1) The New England Home Handbook (7頁)
 - 2) The New England Home for Little Wanderers, 1987 Annual Report (19頁)
 - 3) Waltham House (付設の居住型治療センター 活動内容 5頁)
 - 4) Orchard Home (思春期の少女のための居住型治療センター 活動内容 16頁)
 - 5) The Boston Cluster (思春期児童の居住型施設パンフレット)
 - 6) Everett House (障害, 情緒障害, 虐待被害の少女のための施設パンフレット)
 - 7) Community Services Department, Partnership Program
 - 8) Community Services Department, School Counseling Program (日本語訳あり)
 - 9) Most Often Asked Questions About The New England Home for Little Wanderers
(日本語訳あり)
 - 10) Knight Children's Center (活動内容 3頁 日本語あり)
 - 11) Knight Children's Center (活動アルバム 31頁)
 - 12) The Life-Space Interview by David Wineman (生活空間面接法についての論文 17頁)
4. Concord-Assabet Adolescent Services, Inc. (思春期児童の施設)
- 1) Introduction to Agency (概要とプログラム 15頁)
 - 2) Concord-Assabet School, A Residential Treatment for Adolescent Girls
(学校の概要と教育プログラム内容 23頁)
 - 3) The Programs within Community Based Services (3頁)
 - 4) "Our kids today...they'll be all right if given half a chance."
(施設の概要説明パンフレット)
5. Parsons Child and Family Center (養護施設)
- 1) General Information (20頁)
 - 2) Prevention Program
 - 3) Foster Care Program
 - 4) Residential Treatment Facility
 - 5) The Minority Adoption Program

6. Cardinal McCloskey Children Family Services (グループ・ホーム)
- 1) Group Home Program Description (日本語訳あり)
 - 2) Families helping families (日本語訳あり)
7. Vista Del Mar Child-Care Service (養護施設)
- 1) Vista Del Mar Child-Care Service (施設概要 15頁)
 - 2) Vista Del Mar Child-Care Service (活動内容 日本語訳あり)
 - 3) Day Treatment/Day School (通園処遇と学校事業の案内パンフレット 日本語訳あり)
 - 4) Vista Del Mar Follow-up Study 1986 (8頁)
8. Children's Home Society of Washington, Inc. (養護施設, 十代母子寮)
- 1) Children's Home Society of Washington, Teen Home Parenting Program, Program Manual (22頁) 日本語訳あり)
 - 2) The Parent Development Program (11頁)
 - 3) Foster-Adoptive Family Care (日本語訳あり)
9. Challenging the Limits of Care
- (編者: Richard W. Small & Floyd J. Alwon 発行: The Albert E. Trieschman Center 1988)

●上記資料を閲覧希望の場合は資生堂社会福祉事業財団までご連絡下さい。(TEL 03-574-7408)

第15回資生堂児童福祉海外研修団員名簿

	氏 名	施設(勤務先)名	所在地(郵便番号,住所,電話番号)
団 長	日 高 幸 宏 ひ たか ゆき ひろ	(社・福)再 生 学 会 園 さ く ら 学 園	880-22 宮崎県東諸県郡高岡町 大字五町 2663 番地 0985-82-1678
講 師	玉 井 弘 之 たま い ひろゆき	厚生省児童家庭局佐 母子衛生課課長補佐	100 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 03-501-0036
副団長	戸 巻 美 夫 と まき みみ	(社・福)芙 蓉 会 園 ひ ま わ り 会 園	417 静岡県富士市今泉 2220 0545-52-0402
団 員	小 原 善 博 お ばら よしひろ	(社・福)旭 が 丘 学 園	988 宮城県気仙沼市館山 2-2-32 0226-22-0135
〃	佐 藤 昌 行 さ とう 昌 行	(社・福)慈 川 会 会 チルドレンズ・ホー ム	311-01 茨城県那珂郡那珂町 額田北郷 439 の 2 0294-98-0661
〃	倉 品 勝 次 くら しん かつ じ	萩 山 実 務 学 校	189 東京都東村山市萩山町 1-37-1 0423-41-6011
〃	若 山 宏 わか やま ひろ	(社・福)誠 心 会 会 誠 心 会 会 寮	501-02 岐阜県本巣郡穂積町本田 1475 05832-6-3618
〃	太 田 一 平 お だ た いっぺい	(社・福)和 敬 童 会 会 八 楽 児 童 会 会 寮	441-13 愛知県新城市八束穂 字天王 1032 の 2 05362-2-0760
〃	龍 尾 和 幸 りゅう お へ かつ ゆき	(社・福)平 安 養 育 院	605 京都府京都市東山区 林下町 400-3 075-561-0680
〃	石 田 健 一 いし だ けん いち	修 德 学 院	582 大阪府柏原市高井田 813 0729-78-6083
〃	大 久 保 祐 子 お お く ほ ゆう こ	(社・福)東 光 学 園	593 大阪府堺市土塔町 2028 0722-37-6161
〃	金 地 靖 かね じ やすし	(社・福)備 作 惠 济 会 会 若 松 会 会 園	703 岡山県岡山市海吉 206 番地 0862-77-2261
〃	村 上 基 子 むら 上 基 こ	(社・福)順 源 学 会 会 八 幡 学 会 会 園	731-51 広島県広島市佐伯区 八幡 1 丁目 5-20 0829-28-0602
〃	桃 山 仁 子 もも はま ひと こ	(社・福)矯 風 会 会 徳 島 児 童 ホ ー ム	770 徳島県徳島市城東町 2 丁目 6 の 19 0886-52-8236
〃	花 田 利 生 はな だ とし お	(社・福)日本傷夷者更生会 報 恩 母 の 家	811-42 福岡県遠賀郡岡垣町 大字海老津 1421 093-282-0001
〃	高 良 邦 雄 たか ら くに お へ	(社・福)国 際 福 祉 会 会 美 さ と 児 童 会 会 園	904-21 沖縄県沖縄市字知花 528 番地 09893-8-9138
事務局	守 谷 光 司 もり や こう じ	財団法人 資生堂社会福祉事業財団	104 東京都中央区銀座 7-5-5 03-574-7408
添乗員	柴 田 良 治 しば た りょう じ	明治航空サービス株式会社	101 東京都千代田区内神田 1-7-4 晃永ビル 03-295-5331

編 集 後 記

第15回資生堂児童福祉海外研修団は、ワシントンD.C.、ボストン、ニューヨーク州アルバニーの東部地区、及びロスアンゼルス、シアトルの西部地区の研修を行い、積極的かつ真剣に取り組み、数々の成果を持って帰国致しました。

3月中旬最終編集会議が行なわれ、各団員から提出された報告について意見が交されました。「非行傾向を示す児童の処遇問題」という課題について慎重に審議し、主題から外れている部分は、訂正、削除し、ページ数の関係により短縮する等、若干の手を加えましたが、基本的には各団員の報告を尊重し、変更は最少限にとどめました。

アメリカにおける研修によって、児童福祉のニーズに応じた対策が積極的に実施されていることを学びました。児童福祉の哲学は、「児童は家庭で生活し養育されるべきである。」と各施設共実施していたこと。児童の保護後その家庭への指導援助を積極的に行い、再発を防止する対策を取っていること。

法人の社会福祉に対する責任と、法人事業のP.R.募金活動に積極的に努力していたことは、大いに参考となり大きな収穫でした。

研修に派遣された団員として、その重責を果すことができたかどうか不安が残りますが、修得した知識や体験を今後の児童養護の発展に役立たせようとする自覚は各団員の胸中にあると思います。

最後になりましたが、私達を研修に派遣下さいました資生堂社会福祉事業財団を始め関係機関の方々には心より感謝いたします。

なお、本報告書作成のための編集委員には、団員の中から、倉品、若山、太田の3名が選ばれ、資生堂社会福祉事業財団 守谷事務局長の協力を得、具体的な作業を行いました。

編集にあたり、財団事務局、講師の玉井先生、全養協事務局の松島さん、松代さん等、皆さんからご指導、ご協力を賜りました事、厚くお礼申し上げます。

(戸 巻)

第15回(昭和63年度)資生堂児童福祉海外研修団報告書

1989年(平成元年)3月31日発行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

養護施設協議会

〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2 Tel 03(581)6503

全国教護院協議会

〒189 東京都東村山市萩山町1-37-1 Tel 0423(41)6071

財団法人 資生堂社会福祉事業財団

〒104-10 東京都中央区銀座7-5-5 Tel 03(574)7408

